

平成18年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

文教福祉常任委員会 平成18年3月9日(木)

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	2
委員外出席者	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	15
所管事項の報告	18
陳情の審査	23
陳情の採決	29
意見書案の説明	31
閉会	34



建設経済常任委員会 平成18年3月10日(金)

付議事件	37
出席委員	37
欠席委員	37
委員外出席者	37
説明のため出席した者	37
事務局職員出席者	38
開会	39
議案の説明、質疑	39
議案の採決	79

所管事項の報告	8 0
閉会	8 5



公営企業常任委員会 平成18年3月13日（月）

付議事件	8 9
出席委員	8 9
欠席委員	8 9
委員外出席者	8 9
説明のため出席した者	9 0
事務局職員出席者	9 0
開会	9 1
議案の説明、質疑	9 2
議案の採決	1 3 1
所管事項の報告	1 3 2
閉会	1 3 3



総務常任委員会 平成18年3月16日（木）

付議事件	1 3 7
出席委員	1 3 8
欠席委員	1 3 8
委員外出席者	1 3 8
説明のため出席した者	1 3 8
事務局職員出席者	1 3 9
開会	1 4 0
議案の説明、質疑	1 4 1
議案の採決	1 7 9

所管事項の報告	183
陳情の審査	183
陳情の採決	184
旭市議会委員会条例の一部を改正する条例についての審査	185
閉会	187

委員 林 正一郎
委員 景山 岩三郎
委員 伊藤 保

委員 木内 欽市
委員 向後 悦世

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長 鈴木 正道
議員 日下 昭治

議員 神子 功
議員 平野 忠作

説明のため出席した者（41名）

教育長 米本 弥栄子
保険年金課長 増田 富雄
社会福祉課長 林 久男
庶務課長 在田 豊
生涯学習課長 神原 房雄
その他担当職員 32名

環境課長 堀川 茂博
健康管理課長 浪川 敏夫
高齢者福祉課長 横山 秀喜
学校教育課長 多田 清司

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一
主査 穴澤 昭和
主任主事 飯笹 浩一

事務局次長 堀江 通洋
主任主事 石毛 勝子

開会 午前10時 4分

○委員長（林 一雄） 改選後、初めての文教福祉常任委員会でありますので、ごあいさつを申し上げます。

私は、今回、委員長をお引き受けいたしました林一雄です。よろしくお願いいたします。

合併して学校数も小学校15校、中学校5校合わせて20校と、また、保育施設も15施設となり、それに保健福祉センター関係と体育関係の施設、また社会施設、環境と、大変広範囲にわたっている委員会であります。それだけにやりがいのある分野だと思っております。米本教育長、担当課長、職員と委員の皆様のご協力をいただきまして、精いっぱい務めますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

ここで、柴田副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（柴田徹也） それでは、皆さんおはようございます。

きょうはご苦労さまでございます。

副委員長を仰せつかりました柴田でございます。委員長を補佐しまして、この委員会が円滑に行われるように精いっぱい務めてまいります。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

この後、議会だより取材のため職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

神子功議員、日下昭治議員、平野忠作議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

鈴木さん、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。

早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は、文教福祉常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

また、執行部の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からごあいさつございましたとおり、新旭市がスタートいたしまして、本格的なスタートの初めての3月定例議会ということで、予算議会でもございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。特に、3月2日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案は14件、そしてまた、陳情が5件という多岐にわたってのご審議をいただくわけでございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

執行部の皆さん方には、懇切丁寧なる説明をいただければありがたいなど、このように思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表し米本教育長よりごあいさつをお願ひいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催にあたりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

文教福祉常任委員会の林一雄委員長をはじめとする委員の皆様方には、日ごろ、ご指導・ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、ただいま鈴木議長からもございましたように、議会より付託されました14議案と、陳情文書第2号より6号までの5件を審議していただくことになっております。よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、

議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 東総衛生組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）、議案第42号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）、議案第43号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）、議案第44号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）の13議案と、去る3月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1議案、合わせて14議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、各担当課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○**保険年金課長（増田富雄）** 一般会計につきましては、去る2月28日に開催されました本会議時におきまして、財政課長よりの補足説明以外には特にございませぬ。

○**委員長（林 一雄）** ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○**委員長（林 一雄）** ないようでございます。担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

木内委員。

○**委員（木内欽市）** それでは、ちょっと教えていただきたいと思います。

例えば、民生費の104ページですか、3番の住宅改修費助成事業、これは旧旭市だけが行っていた事業だと思っておりますが、これが、合併ということで各町にこの事業がなされるようございますが、同じような事業として5番の老人性白内障補助眼鏡等購入助成事業、これも同じようなことだと思っております。あと、やはりサービスがよくなった点では、家族介護用品給付事業、これはおむつですか、おむつがたしか1枚が2枚になったと伺っていますが、これによって予算はどのぐらい今までより増えることになるのか、分かりましたらお教えください。

以上です。

○**委員長（林 一雄）** 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○**高齢者福祉課長（横山秀喜）** 住宅改修費の助成事業、これにつきましては、高齢者の方々

のお住まいになる家で快適に過ごしていただくということを目的に、手すりですとか段差解消、これらをした場合に、対象経費の2分の1の範囲内で限度額18万円で助成するという事業でした。これは、合併前は旧旭市のみの行っていた事業で、合併後全域で行うということから、今年度の予算を198万円というふうに組んだものでございます。

どのくらい増えたかということでございますけれども、前年度の予算が、合併が途中で行われているということで変則的なものですので、一概に比較するのがちょっと今手元に無いんですけれども、旭市ではおおむね7件程度の予算を見込んでいまして、合併後は11件という形で予算編成をしております。

それから、5番目の老人性白内障の補助眼鏡等の購入助成事業、これにつきましても旧旭市のみの行っていた事業で、旭市のみの予算の場合ですと30万円の予算計上が、全域で実施するというので44万円の予算計上とさせていただきました。

続きまして、8番の介護用品給付事業、これは紙おむつの支給です。これも旧1市3町全域で行われた事業ですが、合併調整によりまして、1日1枚だったところが3町でしたので、これも合併後、旭市が2枚支給していたということから、1日2枚を支給する形になりました。これは、実は単純に予算比較できない理由がありまして、といたしますのは、今度の介護保険制度の方の改正と若干絡みまして、介護保険制度の方で地域支援事業ということで、介護保険の財源を使って、一部対象者についてはこの事業で実施できるというふうになっています。その一部対象者といたしますのは、紙おむつの支給を受けている人たちの中で介護度が4・5の人たち、非課税者、これは利用者の中で57人ほど現在いるんですが、その分については介護保険事業会計の方に振り替えていますので、この一般会計の方の予算計上額である1,211万8,000円と介護の方に計上させていただいた204万6,000円を合わせまして、1,416万4,000円というのが18年度の予算規模になります。旭市のみの実施ということでは、17年度では1,199万5,000円ということで、約200万円ちょっとの増額という形になっています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） よろしいでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ただいまご説明をいただきまして、合併によってサービスが高くなった点、このほかにもたくさんあるかと思えます。教育関係であろうとか、あと、敬老の祝い金なども今まではなかった制度で、こういった増えた面はいいんですが、逆に、合併のスローガンといたしますか、「サービスは高く、負担は低く」という目標を掲げて、3つ以上の自

治体としては県下で初めてなし遂げたこの合併でございますので、ひとつその合併によってサービスの低下をきたさないようにということを強く要望したいと思います。よくなった面は、皆さん、感謝するんですが、逆に、今度、今まで受けていたサービスが受けられなくなったということがありますと、その方々にとりましては合併しない方がよかったと、こうとられますので、ひとつその点をご配慮いただきたいと要望申し上げまして、終わりにいたします。答弁は結構です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 105ページの外出支援サービス事業の中で、13番の委託料、外出支援サービス事業委託料、これは、旧1市3町で民間に出しているかどうか、それと、今何人くらいこれを利用してやっているのかどうか、ちょっと教えていただけますか。民間に出している場合は、その民間の業者の何社というあれでいいですから、教えてください。

○委員長（林 一雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） この外出支援サービス事業につきましても、旧旭市が行っていた事業です。参考までに、旧海上地区では社会福祉協議会が単独で行っていました。これを合併後初めて全域で外出支援サービス事業を行っていきこうというものでございます。委託先につきましては、ノウハウを持っていますので、旧旭市が社会福祉協議会の方に委託していただきましたので、同様に社会福祉協議会の方に委託することを考えています。委託料につきましては1回2,600円、その2,170回を見込んで予算計上させていただいています。利用に関しましては、今後全域で実施するというようなことから、利用の人数を、対象者を、今のところ予算上では42名ということで予算計上しています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第2号について、保険年金課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） この議案につきましても、去る2月28日の本会議時におきまして補足説明しました以外には特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑があったらお願いをいたします。
いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第3号について、保険年金課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第3号につきましても、本会議時の補足説明以外には特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号について、高齢者福祉課長は説明をしてください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号につきましては、議案第46号と非常に密接な関係がございますので、一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（林 一雄） はい、お願いします。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、本日お配りしました資料の中で、旭市高齢者保健福祉計画第3期介護保険事業計画と、1枚ぺらである介護保険料額一覧表、それと介護保険条例の新旧対照表の資料の方をご用意いただきたいと思えます。

まず最初に、事業計画書の方ですが、これは3年に1度見直されるものでございます。合併協議に基づきまして、17年度は旧市町の保険料率で行うと、次の第3期介護保険事業計画に基づき、保険料等を統一していくというようなことになっておりました。合併後、この事業計画を作りまして、今回初めて概要版という形で皆様方にお示しするという運びとなりました。

それでは、表紙の方ですが、計画の位置付けということで、この計画は老人保健法、老人

福祉法の規定に基づいて策定する「高齢者保健福祉計画」、それと、介護保険法に基づいて策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものということになっています。計画の期間は3年間ということになります。

1枚めくってください。

2ページでは、基本目標ということで、本市が目指す10年後の高齢社会像を、明るく活力あふれる高齢社会、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会というふうにしています。

将来推計では、平成26年度には高齢者人口が1万7,037人、高齢化率24.2%と予測しています。ちなみに、平成18年3月1日現在の高齢者数ですが1万5,478人で、高齢化率は21.6%ということで、9年間で相当の高齢化が進むというようなことになっております。

また、要介護認定者数も2,517人、大幅に増加していくということが予想されます。

3ページの方ですが、ここからは施策の方についての記述になりまして、基本施策1では、いきいきと健やかに高齢期を過ごすための支援ということで、老人保健事業の推進ということで各種事業が計上されています。

続きまして、2つ目の地域支援事業の推進という欄ですが、これは先ほども紙おむつのところでちょっと触れましたが、18年度から全国一斉に始まる新しい制度になります。今後、この地域支援事業という言葉が多く耳にされると思いますので、若干説明を加えたいと思いますが、この地域支援事業の方では、この箱の中にあります介護予防事業、包括的支援事業、任意事業ということで、大きく分けて3つの事業がございます。

この介護予防事業といいますのは、生活機能の低下が懸念される虚弱高齢者、これを特定高齢者というふうに呼ぶんですが、虚弱高齢者を対象とした介護予防サービス及び一般高齢者や地域活動団体を対象とした介護予防に関する普及・啓発事業を実施します。言い換えれば、介護保険制度を使う人たちというのは、それなりに要支援状態であったり、要介護状態であったり、つまり、何らかの手助けが無ければ日常生活ができないというような方々が介護保険制度の対象者ですが、この地域支援事業といいますのは、その一歩手前で進行しないような形の事業をやっていこうというふうに創設されたのが、この地域支援事業だというふうにご理解いただきたいと思います。この事業につきまして、まるきり元気な方々については、同じ予防でも一般会計で、特定高齢者等にある程度援助が必要になりそうだというような方々には、介護保険事業での財源を使って事業を実施していくといったような、二通りの会計処理になります。

続きまして、2つ目の包括的支援事業ということですが、これは本会議でもご説明しまし

たとおり、旭市では19年4月から包括支援センターを立ち上げて、この事業を開始するというようになっておりますので、18年度中についてはありません。

それから、任意事業の方になります。これは、市町村が独自の判断で必要と認められる事業をやっていくということで、具体事業については右側の黒いぼちの中にございます。

関連の予算の関係ですが、予算書の385ページをお開き願います。

385ページの一番下、5番に地域支援事業というふうになっています。この事業で、特定高齢者の事業として、右側の1番で、高齢者筋力向上トレーニング事業から、次のページ、4番までの訪問指導事業が計上されています。2目では、介護予防の一般高齢者施策事業ということで、介護予防普及事業から、2つ目の生活管理指導短期宿泊事業、それと、次の2項包括的支援事業任意事業費の中の1任意事業費では、家族介護用品給付事業、これが先ほど説明いたしました紙おむつの事業です。それと、介護相談員派遣事業というようなことで、会計の体系も新しくこういうふうに創設された事業です。

続きまして、計画書の方に戻っていただきたいと思います。

4ページの方では、基本施策の2ということで、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援、その中では介護保険事業の適正な運営、次の介護保険サービスの充実ということで事業が掲載されてございます。特に新しい形ということで変わってきましたのは、介護保険サービスの充実の中の2つ目の箱の中です。居宅介護予防サービスというふうなメニューがあります。これにつきましては、今までは支援サービスというふうに言われたサービスで、介護制度の中で介護度の前の段階の人、要支援の人たちに行うサービスが支援サービスだったんですが、今度の制度改正によりまして、要支援の区分が一段階だったものが、要支援1と要支援2というふうに2つに分かれました。この人たちを中心に行うサービスがこの居宅介護予防サービスです。基本的には、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といったような3つの種目に力を入れて事業をしていくという形になります。

それと、最後の箱の中、地域密着型サービス、これも18年の4月から制度改正によりましてできた事業になります。基本的には、この地域密着型サービスというのは、対象者は市民のみのサービスになります。つまり、できるだけ住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためにということで、市民のみが対象となるサービスを行っていくということになります。これも予算書の方では計上されています。新しい科目です。

次の5ページの方をお願いします。

高齢者福祉サービスの充実ということで、先ほどの一般会計を中心とした事業が載ってい

ます。

次に、認知症高齢者施策の推進。地域全体で支え合う体制づくりということで、これも若干変わったところをお話ししますと、最初の箱が地域包括支援センター、右側に在宅介護支援センターというふうにあります。今までは在宅介護支援センターということで、これも一般会計の予算上は在宅介護支援センターということで計上させていただいてありますが、これは18年度のみで終わる事業です。19年度からは地域包括支援センターというふうに名称が変わり、働き等も変わってきます。中心の事業ということになりますと、総合相談ですとか権利擁護、それからケアマネジメント等を行っていくというふうになるんですが、ケアマネジメントの対象者等については、先ほど申し上げました地域支援事業により行う対象者ですとか、それから、介護予防サービス、先ほどの要支援1・2の方々のケアマネジメントをここでやっていくという形になります。これは、旭市が直営・直轄で19年度からスタートするというので、18年度から準備作業の方に入っていく予定でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

これは、いつまでも充実した人生を送るための支援ということで、比較的元気な方々が進まないようにということで、地域交流活動の活性化ですとか、生涯学習・生涯スポーツ活動の推進、芸術・文化活動の促進、就労対策等の充実というふうに続いています。

7ページをお願いします。

最後に、安全・快適な環境整備の推進ということで、高齢者にやさしい環境づくり、高齢者の安全の確保といったような施策が記述されています。

一番最後の8ページをお願いします。

これは、3年間の給付費の方の伸び、これを推計しています。18年度、19年度、20年度合計ということで、それぞれ数字が、3年間、今までの実績等を勘案しまして、その伸び等により推計しているものです。一番下の枠に標準給付費見込額ということで、合計で94億7,810万1,790円とあります。地域支援事業費として2億247万275円とあります。この合計額が、ちょっと記述がないんですが、96億8,000万円ほどになるんですが、この96億8,000万円分の第1号被保険者の負担割合が19%になります。ですので、この96億8,000万円の19%分を第1号被保険者で割り返して3年間で幾らになるかということで決めていくのが、この保険料という形になるんですが、下の基準額のところを見ていただきますと、第3期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を下記のとおりとしますということで、これまで積み立てられてきた準備基金のうち1億8,750万円を取り崩すことにより、本来必要とさ

れる介護保険料より月額349円下げて設定しています。年額が3万5,400円、月額2,950円ということになります。

本会議の時でもちょっと説明させていただきましたが、介護保険条例の改正の中で附則がありました。附則の方で激変緩和措置を設定しているんですが、その下の表が、その激変緩和の表になるんですが、細かくてちょっとわかりづらいと思いますので、次の資料の介護保険料額一覧表という表を用意してください。先ほどの3万5,400円というのが保険料率になるといいますのは、この表の中の第4段階のところを見ていただきたいんですが、第4段階のところ、月額2,950円、年額が3万5,400円、割合として1.00とあります。これを3年間適用しますので、19年度、20年度も同じ数字が載っていると思います。

問題は、その下の税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置の対象者ということで、その次は第2段階からの対象者、第3段階からの対象者ということで、枠が3つあると思います。表の見方としましては、例えば2つ目のところの枠を見ていただくと、第2段階からの激変緩和措置の対象者ということで1,947円、年額2万3,364円、0.66倍をしますという意味ですけれども、これは、18年度に税制改正がありまして、若干、今までの非課税者に対して第1段階、第2段階とかというような形で分類していくんですけども、税制改正のために課税されてしまうというようなケースです。それらを、例えば急に今まで0.5倍の保険料率であった人たちが、その税制改正によりましていきなり1.00になっちゃうわけで、それを、段階的に3年間をかけて保険料率を調整していきましようというのが、この激変緩和の制度です。ですので、先ほど言いました第2段階から第4段階になってしまうというケースですと、初年度は0.66倍、2年目で0.83倍、3年目で本来の保険料率である1.00倍にしていきましようというようなことです。第5段階につきましても、それぞれ同じ見方で、その人たちが、本来税制改正が無かった場合には第何段階になるんだと。税制改正があったために第5段階になってしまうとかいうような人がどこのところに当てはまるかということで、それで計算をして、段階的に3年間かけて引き上げようというような制度でございます。

それから、新旧対照表の方ですが、これは本会議の方でご説明しましたので、参考までに提出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、よく説明してもらいまして、どうもありがとうございます。さっぱり分からないわ。

1つ、384ページの特定入所者介護サービス事業というのはどういう事業か、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 表現が非常に難しいふうになっていて、これは去年の10月改正で、施設入所者の方々の食費と居住費を保険から外すという措置がされました。その外したために、低所得者がいきなりその負担をするのが大変だということで、段階別に補足給付を制度でしていこうということで、その費用が計上されています。

○委員（景山岩三郎） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について、担当課長は説明してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第10号でございますけれども、本会議において財政課長より申し上げました補足説明以外特にございませぬ。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑があつたらお願いをいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第11号について、保険年金課長は説明してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第11号でございますけれども、本会議において申し上げました補足説明以外特にございませぬ。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑があつたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第26号について、社会福祉課長は説明してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 本会議で、補足説明で述べたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
ございませんですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。
続きまして、議案第27号について、社会福祉課長は説明してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 先ほど申しましたとおり、補足説明で説明したとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。
続きまして、議案第40号について、環境課長は説明をしてください。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 特に補足説明はありません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
景山委員。

○委員（景山岩三郎） 少し話と違うんですけども、環境課長に干潟と海上のごみの現状を
ちょっと教えてもらいたいなと思いますけれども。終わってからでいいですから。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） 終わってから。じゃ、終わってからひとつお願ひいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございませうでしょうか。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第40号の質疑を終わります。
続きまして、議案第41号について、社会福祉課長は説明してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 議案第41号から44号までは指定管理者制度でございますので、
一括して、特に以下補足説明はございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願ひいたします。
（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第41号の質疑を終わります。

続きまして、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、続きまして、議案第43号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようです。

続きまして、議案第44号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、終わります。

続きまして、議案第46号に対し、高齢者福祉課長は説明してください。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) 先ほど、新旧対照表の方を資料として提示させました。特に補足はございません。

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、質疑がありましたらばお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、議案第46号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(林 一雄) これより討論を省略し、議案の採決を行います。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

議案第26号 平成18年度旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案どおり可決いたしました。

議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案どおり可決いたしました。

議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

議案第41号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決いたしました。

議案第42号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第42号は原案どおり可決いたしました。

議案第43号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第43号は原案どおり可決いたしました。

議案第44号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第44号は原案どおり可決いたしました。

議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第46号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 一雄) 本所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(神原房雄) それでは、生涯学習課の方から所管の事務報告を2点申し上げます。

1点目は、県立海上キャンプ場の今後の運営管理についてでございます。

県の施設であります海上キャンプ場、現在、県から委託によりまして旭市が管理運営を行っております。今般の自治法の改正によりまして、県の施設の管理につきましては指定管理者制度が導入されております。そういったことで、民間団体についても管理運営ができるようになりました。県では、この海上キャンプ場についても指定管理者制度を導入しまして募集した結果、旭市を含め3件の申請があったわけですが、県審査会におきまして審査した結果、千葉県森林組合連合会と塚原緑地研究グループとの共同経営によりまして民間団体が選定されました。平成18年度より当団体が管理運営を行うこととなります。しかしながら、旭市にその建物があるわけでございますので、当キャンプ場を利用するに当たりましては市民の方々が不利益にならないよう、青少年の健全育成の場としても従来と変わることなく利用できるようお願いしてございます。

もう1点は、東総文化財センターのことですが、東総文化財センターが平成17年度をもって解散することになります。18年3月31日には解散ということになります。その解散の経緯と今後の埋蔵文化財の発掘調査について説明をいたします。

財団法人東総文化財センターにつきましては、光町にございますが、平成3年に海匝地区の銚子市、旭市、八日市場市、光町、野栄町、飯岡町、海上町の3市4町により設立されたものでございます。以来、15年間にわたりまして各支庁、市町と連携をしながら、埋蔵文化財の発掘調査及び文化財の保護意識の啓蒙を目的に活動してきております。しかし、昨今の経

済状況の低迷に伴いまして、開発行為などの発掘調査の件数は急激に減少しております。それによりまして、事業収入も大きく減額しているところでございます。また、そういった状況の中で、財団運営のスリム化も図って運営をしていきたいところでございますが、それも、人数が減ることの中で困難であるというようなことから、平成18年3月31日をもって解散することになります。18年度からは、東総文化財センターで実施してきた埋蔵文化財の発掘調査につきましては、当該各支庁ごとに、合併後につきましては旭市、銚子市、匝瑳市の3市教育委員会独自の事務事業として実施していくこととなります。

なお、東総文化財センターが平成17年度末をもって解散することによりまして、基本財産等の財産の処分があります。現在、処分につきましては、設立基金の出資割合に応じて構成市町村が寄附を受けるということになります。

なお、寄附の実行時に、合併に伴う新しい自治体が引き継ぐというふうになっておりますので、新旭市におきましては、旧旭市、飯岡町、海上町を統合した割合で引き継ぐこととなります。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんでしょうか。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 先ほど、景山委員の方からちょっとお尋ねのありました環境シンフォニックとエコテックの関係についてご説明申し上げます。

初めに、環境シンフォニックの関係でございますけれども、皆様方ご存じのとおり、昨年1月14日に旧干潟町が一般廃棄物の処理業の許可を出し、さらに昨年6月29日、許可に瑕疵があったということで旧干潟町が処分業の許可取り消しを行い、翌日、新市旭市に対しまして異議申し立てがなされ、旭市としましては、17年の8月22日、異議申し立てに対する決定書を環境シンフォニックの方に交付いたしました。その後、9月8日になりまして、市の異議申し立てに対する決定書の交付にかかわらず、シンフォニックは溶融炉及びその資材を搬入したと。その後、12月1日になりまして、日本環境保全、炉のメーカーになりますけれども、炉の資材等すべてを施設の建設現場から撤去するという経過でございます。

本年になりまして、2月15日、環境シンフォニック側から代表者ともう1名来庁いたしまして、行政手続法に基づきまして行政訴訟を提起したというお話がありました。ただ、期限が2月21日、異議申し立てに対する決定書の交付をしたのが8月22日ですので、6か月ということになりますと応答日の前日、本年の2月21日が行政訴訟の期限でございましたけれど

も、その前に業者側が来庁したということになります。ただ、現状においては、訴状は市の方には届いておりません。ただし、裁判所が21日までに受理したとしても、一般的にはこの辺の裁判所ですと1か月から1か月半ぐらいたってから訴状が参る場合がありますので、現状においては、本市には来ていないという以外には回答できません。

それと、入り口に関連しますけれども、環境シンフォニックの現場の手前に、産業廃棄物の不法投棄現場がございますけれども、そちらの方につきましては、搬出業者が一部見つかりまして、県と一緒に、現在少しずつ埼玉の川口市の方に廃棄物を搬出させております。ただ、不法投棄した業者ですので信用できないといえますか、というようなことで、県と交代で中間処理施設まで持っていかれてきちっと処理されたかどうか、環境課の方も車で同行しまして、何度も廃棄物の処理の状況を確認している状況です。実際にその搬出業者が持ち込んだ廃棄物だけでも、およそ1年はかかるのではないかということです。例えば焼却するにしても、炉が小さいと一度には燃やせませんので、たまたまその産業廃棄物については鉛が入っている壁紙ということで、簡単に処理できないということで、相当の期間を要する状況でございます。

続きまして、海上地区の産業廃棄物の最終処分場、エコテックの関係でございますけれども、エコテックにつきましては、皆様方ご存じのとおり、最終的に県が許可を出したわけですが、産業廃棄物の最終処分場の管理方につきましては、本来国が権限を持っているわけですが、それを県に委任して許可ということになるわけでございますけれども、昭和63年4月からこの関係については始まっておりまして、結果として許可がなされておりますので、施設の概要につきまして申し上げますと、処分場の面積が6万2,196平方メートル、それから埋め立て面積が4万7,854平方メートル、それから埋め立て容量が74万2,838立方メートルということになっております。処理する産業廃棄物につきましては、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱滓、瓦れき類、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず、木くず、紙くず、前記廃棄物の処分をするために処理したものと。大ざっぱに言いますと、ほとんど全部埋め立てできるというような最終処分場でございます。

昨年、関連する請願がございましたけれども、その中でちょっと追加事項がありましたので、昨年の10月11日建設差し止め、これは、住民側が出している訴訟でございますけれども、業者側を相手取って出されている訴訟でございますけれども、建設差し止め仮処分命令につきましては最高裁で棄却ということで、現状におきましては、訴訟の方は住民側が全敗しているという状況になっております。そのほかに、県に対して許可取り消しの訴訟とか、それ

に関連したものがもう2件、訴訟が出されております。

もう1点、現在、全く工事の方は行われておりませんが、土砂採取が行われております。これにつきましては、土砂採取の計画書の認可書によれば平成19年2月28日までとなっております。したがって、工事の方につきましては全く行われておりませんが、現在、土砂採取が行われています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに説明はございますでしょうか。報告事項なんですけれども。

ありがとうございました。

所管事項の報告でございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育委員会の方にちょっと、2点ほど教育長にお聞きします。

去年の12月議会でしたかで、前角崎委員が評議員制度のことも説明になりましたよね。これは、教育長、これからどのように進めていくのかなと思ひまして、お伺いいたします。

もう1つ、いいですか。

今、安全と安心という観点から、小・中学校の通学路、各学校の通学路のマップがあると思いますけれども、これは旭市全学校でできているかどうか、すみません、お願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） では、お答えいたします。

評議員制度ですが、18年度試行としまして、旧旭市、旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町それぞれ中学校1校と小学校1校の各地区で2校ずつの8校を予定しております。

それから、通学路マップでございますが、これは全部作っております。

以上です。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 今、文化財のことでちょっと報告と説明があったわけですが、3月いっぱい解散ということになりますと、旭は用途地域を指定してありますから、網をかけてありますから、そうしますと、何かで今度申請する時に扱うのか、その点をちょっとお聞かせ願えればありがたい、こう思います。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） 4月1日から教育委員会独自の事業というふうになりますので、生涯学習課の文化振興班の方で対応いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） それは分かりましたが、やはり、それだけの技術、様式を持っていないと時間がかかりますし、それとまた費用が地権者負担になっていますから、その点は、それだけのスタッフがそろっているのかな、解散しちゃってね。一般市民に、それだけの迷惑をかけないで済むのかなど。この支所の問題、いろいろありますからね。これ、解散しましたとって、どうかなど。迅速に、今までどおりに仕事、作業が運ばれるのかどうなのか、その点も併せてご答弁願います。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） お答えいたします。

職員につきましては、そういった埋蔵文化財の発掘調査のノウハウを持っている職員が2名おります。今1名、うちの文化振興班の方にいますし、解散しますと、東総文化財センターから1名こちらへ来ますので、その2名で対応できるというふうに考えております。

また、道路整備とかそういう部分の大規模な開発行為につきましては、県とよく協議した中で実施したいというふうに考えています。通常の開発行為であれば、2名の中で対応できるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） あなたね、2名で対応できるとおっしゃいますが、恐らく1万平米くらいのでも、最低1か月以上かかっているわけですよ。だから、私が言うのは、100坪、50坪以下の住宅地が、個人が申請してもなかなか時間がかかっているわけですよ。1万平米のをやるといったら、大変なことになるわけですよ。今まででさえ、最低3か月くらいかかっているわけですよ。長けりゃ6か月かかったですよ。2名くらいで、恐らく海上に1人いましたけれども、そういった対応が迅速にできるのかできないのかということね、問題は。それと、今、家を建てたいなという人がいるのに、60坪のをたまたま網にひっかかった、申請しました、そうしたらその2名で、何軒か出た場合、1軒なら構わないよ、何軒か個人が申請した場合、業者の場合には、これは我慢はある程度やむを得ないなど、こう思いますが、しかしながら、その個人が数十件出た時に、その対応は十分できるのか、できないのか、その点に関しても答弁願います。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） 今、議員のおっしゃられた部分につきましては、できると考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 自信を持ってあなたは答弁しているわけですから、そういった事態があった時には責任をとっていただきますよ。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、以上で所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 次に、陳情5件の審査を行います。

社会福祉課長、保険年金課長、高齢者福祉課長以外は退席をしていただきたいと思ひます。

ここで、11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月2日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情書について、陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情書について、陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情書について、陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情書について、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情書についての5件であります。

初めに、陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情書についての審査を行います。

社会福祉課長より参考意見がありましたらば、お願ひいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） この陳情につきまして、児童扶養手当の減額率の緩和ということで、参考に児童扶養手当を支給している旭市の母子家庭の人数を申し上げますと、現在535名でございます。全部支給というのがございまして、児童手当4万1,880円、これは第1子の場合でございますが315名、一部支給という方が、10円刻みになっておりまして、4万1,870円から9,880円までの方で220名でございます。

この緩和といいますのは、法改正がございまして、15年の4月から母子手当を受給されている方は、5年後の20年4月1日からはほぼ半減されるというような形で、今回の半減率を見てくれというようなことでの陳情でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。ご意見がありましたならば、お願いいたします。

いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） ちょっともう1回説明をしてもらえないかなと、こう思いますが、旭市の母子寡婦の福祉会のこれは伊藤美津江さんという、会長になっております。これはじかに議会の方へ持ってきた……。わかりました。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） 全部支給、4万1,880円という方が315名です。これ、2市3市になりますと、また加算が付きますけれども、これは1市ということで。一部支給という方が220名、4万1,870円から、収入によりまして9,880円までの段階となっております。

以上でよろしいでしょうか。

（「それを」の声あり）

○社会福祉課長（林 久男） 5年後、20年の4月1日から、まだ減額率が示されておられませんけれども、ほぼ半額に減額されるというようなことでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、よく分かります。分かりますけれども、決して反対じゃないですよ。これ、ちゃんと適正に、正直に皆さん出していますかね。それをちょっと疑問に思っ
て、聞きたいんですけれどもね。意見があったらちょっと言ってください。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 要は、母子家庭がいろいろとあるようなことは聞いておりますけれども、申請時点では厳正な調査をして、きちんと課もやっておりますし、それと、あとは民生委員等をお願いをいたしまして現状の把握はしておりますけれども、中傷というような形で、男が来ているとかそういう話はございます。それはごく一部でございますので、旭市のこの535名というような母子家庭の子どもを育てる方がいますので、よろしくお願
いしたいということでございます。

○委員長（林 一雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。また、これは早く言えば貴重な税金を使っているわけですので、だれか1人があったら不服というのは出てくるものですから、ひとつ慎重に調べてやってください。お願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、終わります。

続いて、陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情書について審査を行います。

保険年金課長より参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、陳情第3号について、参考意見ということで申し上げます。

この陳情団体につきましては共産党系の協議会というような形で聞いております。その中で、今回の陳情の内容でございますけれども、高齢化の進展とともに老人医療費が伸びております。その辺の中で、医療制度の制度改革ということで、医療費適正化、これは中期的なあるいは短期的な適正化対策がござい
ますけれども、その中で老人の方にもある程度の負担をしていただくというような考えのものと政策でござい
ます。

その1つでござい
ますけれども、長期入院の食費、ホテルコストの負担増ということでござい
ますけれども、現在、70歳以上につきましては、食費につきましては月2万4,000円、これは食材のみという形でござい
ます。それを、この10月から食材プラス調理コストを含め

まして4万2,000円という形に改正しようとするものであります。

あと、もう1つ、居住費でございますけれども、現在はいわゆる大部屋と申しますか、4人部屋の場合は差額室料かかっておりません。それにつきまして、この10月からは、光熱水費相当額ということで月1万円というような改正をしようとするものでございます。

あと、定率負担、いわゆる窓口負担でございますけれども、現在、所得が145万円以上の方につきましては、現行が窓口で2割負担、それを10月から3割負担にしようとするものでございます。

あと、もう1つでございますけれども、高額療養費の関係でございますけれども、現在、上位所得者あるいは一般というようにいろいろランクがございますけれども、例えば70歳以上の場合で一般の方でしたら、今月4万200円というような限度額がございますけれども、それを4万4,400円、あと、70歳以上で現役並みの所得者の場合でございますけれども、それが7万2,300円プラス1%というのがございますけれども、それを8万100円に増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、終わります。

陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について審査を行います。

保険年金課長より参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、第4号について参考意見を申し上げます。

この陳情項目、1番から4番までございますけれども、それに沿ってご説明したいと思っております。

まず、陳情項目の第1点目でございますけれども、過去の水準の45%まで国の負担を戻すようにというような陳情でございますけれども、昭和59年の改正で、それまでは医療費ベースで45%であったものが、今度は医療給付費ベース。医療費ベースというのは、お医者さんの方でもらえる、いわゆる100%の医療費でございますけれども、その45%だった。それが、

医療給付費ベース、これはいわゆる市町村の国保保険者が負担する、窓口負担を除いた分、通常ですと70%、それに対する50%。今50%という形になっておりますけれども、実際、ベースが70%でございますので、この50%となりますと、35。実際、全員が3割負担じゃございませんので、平均しますと38.5%ぐらいになろうかと思っておりますけれども、それをもとの水準までに上げろというような陳情でございますけれども、それからいきますと、市町村の国保としましては、その分だけ国保の負担金が増えますので、それはいいことでございます。

2番目でございますけれども、これまでどおり、予算化するよう国にというような形でございますけれども、これは当初、平成17年度まで制度化されておりました、18年度以降については未定であったんですけれども、これも18年度から21年度まで継続されるということで、この通常国会に提案される予定になっております。

続きまして、3番目でございますけれども、資格書の発行を義務付けを撤回というような形でございますけれども、いわゆる税の負担の公平の中で、やはり、ある程度の差は当然付けなければいけないというような形のもとに、現在旭市におきましても、資格証明書あるいは短期証の発行をしている現状でございます。

4番目でございますけれども、県の支出金を補助対策改善を県に要請するというので、これにつきましても、現在、うちの本来補助対象になるものにつきましては、県の方から門前払いなく全員に付いているというように感じておりますので、これについては問題ないかというように考えております。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

続いて、陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について審査を行います。

高齢者福祉課長より参考意見がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 陳情の内容ですが、陳情項目の中にありますように、地域支援事業の国の負担率を上げろというような陳情です。地域支援事業につきましては、先ほども何回かお話ししたとおり、介護保険制度の中で、介護保険制度での財源を使ってこの事業をやるということになるんですけれども、従来、この地域支援事業の前ですが、どういう制

度だったかといいますと、地域支え合い事業ですとかそういったような名目で国の方の行っていた在宅福祉事業の負担率というのは、国の負担率が50%ありました。介護保険制度の財源になりますと、事業によって若干違うんですが、25%のものと40.5%ということで国の負担率が下がるために、今までどおり国の負担率を上げていってほしいというような陳情の内容になります。

それから、2つ目のものは、先ほども申し上げましたとおり、10月の制度改正によりまして施設入居者等の居住費、食費が自己負担になるということで、それに伴う低所得者対策として、先ほど、入所者特定サービス費とは何だというような質問がありましたとおり、低所得者に対しましては補足給付がされています。それをさらに拡充してほしいというような内容になるんですが、旭市の現状ですと、例えば補足給付の場合ですと、施設入所者の実績をちょっと申し上げますと、1月に施設に入所している人が501名ございます。そのうちの低所得者ということで認定され、補足給付を受けている人が299人、率にしますと50%の方が対象で、この補足給付を59%の方が対象で受けているというような現状となっています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情について審査を行います。

社会福祉課長より、参考意見がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成の意見書の採択に関する陳情書、この内容でございますけれども、旭市の関連するというような形から申しますと、国のその制度によりまして、小児ぜんそくの方が、今度、重度者でないと、この特定疾患の医療費の助成が受けられませんということでございまして、旭市には377名いまして、この制度改正によりまして対象者となるのが2名ということになっております。旭市に関連いたしますと、旭市は独自でといいますか、旭市難病療養者給付金支給要綱というのがございまして、今までは通院につきましては月額2,000円、入院の場合ですと月額1万4,000円を

限度といたしまして自己負担を助成しておりました。ちなみに、これは国から県が受けてやっていたんですけれども、外来で月に5,750円、入院では1万1,500円、これは税額によって負担額が変わりますが、そのような形になっております。旭市の場合ですと、国の基準に沿いまして千葉県もこれらを廃止しておりますので、今回、小児ぜんそくの方に対しては、この支給をしておりません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。

大変にご苦労さまでございました。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時12分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） 討論を省略し、採決を行います。

陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決します。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決します。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（林 一雄） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思えます。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（林 一雄） 初めに、陳情第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、陳情第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、陳情第6号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、陳情第6号の意見書案について、ご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます小児慢性特定疾患医療費についての意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） ありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようでございますので、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

初めに、発議案の児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、ただいま、提出者は委員長、賛成者は全委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございます。

そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の小児慢性特定疾患医療費についての意見書案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

柴田委員。

○副委員長(柴田徹也) 先ほどの場合と全く同じでよろしいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

○委員長(林 一雄) それでは、今、柴田委員から先ほどと同じということで、提出者は委員長ということで、賛成者は全委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、そのように準備を進めたいと思

ます。

○委員長（林 一雄） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時26分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄

建設経済常任委員会

平成18年3月10日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第 5 号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
議案第 6 号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について
議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号 市道路線の認定について

出席委員（6名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	滑 川 公 英
委員	神 子 功	委員	鈴 木 正 道
委員	嶋 田 哲 純	委員	平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議員	木 内 欽 市	議員	柴 田 徹 也
議員	伊 藤 保		

説明のため出席した者（28名）

助 役	重 田 雅 行	商工開発課長	小 田 雄 治
農水産課長	堀 江 隆 夫	建設課長	米 本 壽 一

都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
農業委員会 農務局長 その他担当 職	野口徳和		
	21名		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯笹浩一		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということでご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。付託されました8議案につきまして慎重にご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承ください。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

木内欽市議員、柴田徹也議員、伊藤保議員が本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解のほどをお願いいたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。本日はどうもご苦勞さまでございます。建設経済常任委員会を開催するに当たりまして、執行部を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当建設経済常任委員会に審議をお願いします議案は、平成18年度の当初予算関係が3件、それから平成17年度の補正予算関係が2件、そして条例の新規制定が1件、また条例の一部改正が1件、それと最後に市道路線の認定について1件ということで、合計8議案でございます。慎重にご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますけれども、あいさつといたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平

成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 市道路線の認定についての8議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、各担当課長は説明をしてください。

○商工観光課長（小田雄治） 商工観光課でございます。それでは、商工観光課の方より説明をさせていただきます。

まず、5款は労働諸費でございますけれども、私どもの商工観光課で所管しております事業は5款の労働諸費並びに7款の商工費でございます。この2款につきましては継続的な事業が多いために、新規事業についてのみ簡単に概略説明をさせていただきます。

7款の商工費の中でページが185ページになります。185ページをお開きいただきたいと思います。この中に下から説明の4の観光整備事業の中に15工事請負費、照明灯設置工事とありますけれども、これは観光振興策の一つといたしまして、飯岡地先にごございます灯台のライトアップ事業でございます。これは1月24日にこの試験照射を行いまして、当委員会の委員方並びに正副議長にその試験照射の模様を見ていただいたものでございますけれども、県の唱えております観光立県千葉の一環といたしまして、旧飯岡町にごございます上永井地先の灯台周辺を新旭市の観光スポットとしてこれを広くPRしていきたいという、そういう構想から取りあえず灯台のライトアップを行って話題性を高めて新市の一つの観光の顔として拡充していきたいという思いから、18年度事業としてのライトアップ事業を計画させていただきました。

それと、この上永井地先、ここに公園があるわけでございますけれども、非常に夜景もすばらしく、また景観もいい場所でございますので、この辺を夜景のほかに日中から非常に来遊する観光客も多いということから、現在JR東日本の方で「駅からハイキング」というイベントが広く展開されております。これは最近の健康志向ブーム並びに各観光地とタイアップして、JR東日本が「駅からハイキング」ということで、観光地と最寄りの駅を結んでのハイキングしながら観光地を売り出すという事業がございます。JR東日本の方から、旭市

の上永井地先の公園も売り出してはいかがかという、そういう誘いがありましたので、上司と相談しまして、18年度事業として10月くらいに「駅からハイキング」を旭市に誘致しようという計画を立てました。

これにつきましては、飯岡駅から上永井地先までをハイキングさせるわけでございますけれども、途中飯岡海岸を経由して上永井灯台までに至るコースを作りたいと思います。これについてはPR等はすべてJRの方でやっていただけるということで、首都圏の電車内のつり広告、これが約1,000万円ぐらいかかるんだそうですけれども、これらについてはすべてJRが持ちだそうでございます。地元といたしましては、来遊するお客さんに多少地元のサービスをということで、例えばつみれ汁とか、それから飯岡灯台から帰りの道すがら、歩く方もおりますけれども、これをバスでピストン輸送するということから、少額ではございますけれども、この事業費を30万円ほど予定をさせていただきました。これも同じく185ページに載せてございます。

観光事業のほかに、私ども工業振興ということから、鎌数の工業団地への誘致活動も今年度は積極的に進めていきたいと、このように考えているところでございます。

当課の方の事業概要は以上でございます。

○委員長（向後和夫） ただいま商工観光課長から説明がありました。

委員の皆さん、何か質疑がございましたらお願いをしたいと思います。

神子委員。

○委員（神子 功） ご苦労さまです。

ちょっと委員長にお願いしたいんですが、所管の全体的な予算の関係の質疑をするわけですが、ある款については長くなりますので、できましたら款ごとに質疑をさせていただいてよろしいのかどうか。よろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） そのようにお願いします。

○委員（神子 功） ということでよろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） はい。

○委員（神子 功） それでは、款ごとに質疑させてもらいますので、よろしく願いいたします。

まず5款です。労働費の関係になりますが、2点ほどここではお伺いをいたしたいと思います。

ページは148ページ、第1点目ですが、勤労青少年ホームにつきましては、後段で出てき

ますけれども、18年度予算の中にパークゴルフ場の事業というのがございまして、それによって勤労青少年ホームを取り壊すということで、本会議でも説明がございました。そうしますと、労働費で予算組みされておりますこの事業につきましては、18年度以降なくなるというふうな判断ができるわけであります。

そこで、直接は関係ないと思いますが、勤労青少年ホームの中に旧旭市で持ち寄った資料が100点以上そこにおさめられているということがあると思います。解体をしますと、早速この資料をどうするかということで、その行き先が心配になるわけであります。有効利用ということからいたしますと、場合によっては生活学習課の方になるか、あるいは総務になるか、農水産課になるか、いろんな資料があると思いますけれども、いずれにしても勤労青少年ホームの中にその資料がありますので、それをより分けて有効利用をするという観点から、18年度予算に当たりまして庁内ではどのようなご議論がされたのかどうか、まず1点お伺いいたしたいと思います。

それからもう1点ですが、151ページです。労働諸費の目ですが、労働諸費の中に19節の負担金補助及び交付金、これが75万円の補助金が組み込まれております。これは旧旭市のいわゆる産業パークも含めた鎌数工業団地の中にあります雇用対策協議会ということで予算組をされているものと思いますが、ご案内のように合併をされたことによりまして旧干潟にあります工業団地、それから飯岡には工業団地という銘は打ってありませんけれども、工業団地に該当する企業の誘致がされておりますし、そういった意味では旧旭市と、それから干潟町、飯岡町、こういった工業団地という位置づけからいたしまして、もっと幅広く交流をしなければいけないのではないかなということが考えられますけれども、そういった意味で、この18年度予算組みに対しまして、旧来と同じような予算組みをただ検討したのかどうか、それとも全体的に検討したけれども、18年度については既存のものを残していくというようなことの話し合いがなされて予算組みをされたものかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

以上2点お願いします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、最初に勤労青少年ホームの廃止に伴いまして、現在収蔵してございます民具等の扱いでございますけれども、これにつきまして教育委員会並びに関係する課とこれから協議をするということで、過日の運営委員会の中で委員の皆様方からのご理解をいただいております。これからその扱いについては詰めていきたいと考えてお

ります。

それから、151ページの19節75万円の雇用対策協議会の補助金でございますけれども、従来50社を想定して補助金を想定してございましたんですけれども、合併を機会にこれを、失礼しました、当初35社で例年やっておりましたんですけれども、合併をしたということから、これを50社に拡大して予算化を図ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。勤労青少年ホームにつきましては、ご案内のように予算組みされておりますけれども、報酬で勤労青少年ホーム運営委員会も設置をされておりますし、今お話をいただきましたように、教育委員会の方で検討するというお話もありますので、十分意見を出していただいて、資料等万全な対応を含めて今後検討をぜひしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それから、2点目の雇対協の関係でございますが、35社から50社ということのお伺いのもとに予算組みされたということでございます。大変結構なことだと思いますので、さらにこの雇対協については雇用対策という一環として幅広く雇用の創出になるような形でぜひ取り組んでいただきたいということで、この辺は要望にとどめて終わります。

次の款に移らせていただきます。

（発言する人あり）

○委員（神子 功） 失礼しました。そうすると、流れとしては……

○委員長（向後和夫） 一応説明終わってから。

○委員（神子 功） そうですか、分かりました。早目に手を挙げてください。こちら準備ありますので。そうすると委員長あれですか。

○委員長（向後和夫） 担当課長の全部説明が終わってから、あとは款ごとにとということでもってね。

○委員（神子 功） 質疑の方は一回一回やらせてもらってよろしいですか。

○委員長（向後和夫） はい。

○委員（神子 功） じゃよろしく申し上げます。失礼しました。

○委員長（向後和夫） それでは、担当課長の説明。

○委員（神子 功） じゃ、商工費の方でご説明いただきましたので、そちらの方をご質疑申し上げます。

それでは、商工費の方をご質疑申し上げたいと思います。ページを追ってご質疑申し上げます。

第1点目ですが、181ページになります。先ほど企業誘致につきましては促進をされるということでご説明をいただきましたけれども、この事業の内容を見てみますと、説明の19、負担金補助及び交付金、これが1,100万円ということで、これはこれまでの例からいたしますと、誘致企業として企業が誘致された時に、その企業に対して奨励をするという措置ですから、来なければこれが不用額になってしまうということからいたしますと、企業誘致の促進事業ということを考えた場合には、啓蒙・宣伝とかいうことを全体的に考えますと、そういった意味では予算組みとしては県にお任せなのかなというような感がとれます。

そこで、県の事業でございますので、県で促進を十分図っていただきたいわけですが、旭としましても誘致企業を優良企業が来ていただくように18年度も頑張らなくちゃいけないような状況もございますが、この事業促進につきましては、旭市として情報の収集でありますとか、あるいはさらに旭市から他県、あるいは県内含めて各事業所に営業活動等をやることも必要かなというふうに考えられますけれども、そういった意味でこの企業誘致の促進事業についてはどういうお考えをお持ちなのかどうか、お伺いしたいのが1点目であります。

それから2点目ですが、183ページになります。観光費の中の19負担金補助及び交付金1,073万9,000円の予算が立てられておりますが、この中で負担金と補助金ということで2つ分かれております。簡単で結構ですから、負担金2つありますが、千葉観光プロモーション協議会負担金並びに国際観光テーマ地区推進協議会負担金ということでございますが、この協議会に対する負担金が全体的にどのぐらいで、旭市の持ち分がそれぞれ予算計上されておりますけれども、53万5,000円、5万円というふうな形になると思いますが、そういった意味で全体的なこの協議会に対する負担金についてお示しをいただければと思います。

さらに、その下にあります旭市観光協会補助金1,010万4,000円、この補助金でございますが、具体的に内容としては観光協会に補助するものについては一括補助ということになるのかと思いますが、この中で特に目玉となるような補助というものは観光協会の方から補助をいただきたいということから、どのような検討がなされ補助をなすような状況になるのかどうか、お伺いし、併せまして宿泊組合補助金というのが5万円組まれておりますけれども、額が少ないわけでございますけれども、これはどのような補助をするものなのかどうか、簡単で結構ですからご説明をいただきたいのが2点目でございます。

3点目ですが、185ページになります。先ほど課長の方からご説明をいただきました負担

金補助及び交付金で、「駅からハイキング」事業については分かりました。サマーフェスタ in 矢指ヶ浦補助金50万円、さらにYOU・遊フェスティバルの補助金537万4,000円というのがございますが、これは全体的にどのような事業費を組んで、それに対する補助なのかどうか、あるいはこの補助金で運営するものなのかどうか、内容的にもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

さらに、説明の4の観光施設整備事業、ただいまご説明をいただきましたが、15の工事請負費、ライトアップということでございますけれども、1月14日、これはどのようなライトができるかという、試験的に照明を行ったわけでございますが、具体的に照明灯についてはどのような形で設置に決まったのかどうか、この辺も含めてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

続きまして、187ページになります。説明の6の飯岡刑部岬の展望館維持管理費のうちの17公有財産購入費の関係でございますが、土地購入費の債務負担償還金ということで予算計上されておりますけれども、分からないものですから、これについては公有財産、いつごろ買い求めて、償還はいつごろ終わるのかどうか、全体的な負担する内容につきまして、経過も含めて簡単で結構ですからお伺いをしたいと思います。

同じページの説明の7です。長熊の釣堀センターの管理費、これが883万5,000円計上をされております。これは歳入の方で19ページに1,000万円の使用料ということで予算組みはされている内容でございます。ここで一番大事になってくるのは、観光を生かすということから、従来の長熊の釣り堀に来る方々だけの従来のやっていた事業をそのまま展開するということが今回検討をされたのか、それとももう少し幅広く長熊の釣堀センターに来ていただくということで検討を加えられていると思いますけれども、それも含めてこの管理については、例えばフナの放流とかいうことの事業もあろうかと思っておりますけれども、そういった点でフナの放流についてはどの程度年間に放流をしていくものなのかどうか。管理費の賃金ということでございますけれども、この管理の賃金についてはどういった管理をお願いするのかどうか、この辺も含めてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ただいまの神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、ご質問のありました件につきまして、ただいま資料を若干調整して、また集める部分もございますけれども、手元にある資料でお答えさせてい

ただく部分だけを最初にご答弁申し上げます。

まず、181ページの企業誘致の活動費でございますけれども、これにつきましては1,154万円は企業誘致を図った際の奨励措置ということで、これは排水処理施設並びに緑化事業等を施行した場合への企業への補助金、奨励金という形で交付するものですが、取りあえず1社分約1,000万円分を計上させていただきました。

それと、実際に企業誘致の促進のための活動費でございますけれども、100万円を一般会計の方から、これは土地開発公社の方へ活動費として補助されております。本来の土地開発公社の業務とは直接関係ございませんけれども、一応公社の場合には工事の先行取得とか過去の鎌数工業団地等の用地の買収等の関連もございましたので、取りあえず企業誘致に対します活動費については公社の方の予算へ100万円を補助いたしまして、公社の中でこの活動に当たるということで、これは活動費として100万円をそれぞれ旅費並びに交際費的なものに張り付けてあるものでございます。

それから、183ページの負担金等につきましては、ちょっと今資料を調整しますので、後ほどお答えしたいと思います。

この中で宿泊組合の5万円は、これは旧飯岡地区にございます宿泊組合の運営費として5万円を助成するものでございます。

それから、185ページでございますけれども、最初に申し上げましたライトアップの説明でございますけれども、委員さん現場に来ていただきましてご案内かと思っておりますけれども、あの場所は非常に夜景もすばらしい場所であるということから、夜景の眺望に影響のあるようなライトの向きとか、そういう当て方によっては夜景に支障が出るだろうということから、夜景の方へ影響の出ないような方向からライトを2か所か3か所ということで、実施の際にはそれを確定していきたいと思っております。試験照射の際には4方向から照射したんですが、これだと確かに明るくなりますけれども、せっかくの夜景が損なわれるということから、これを、ただいま申し上げましたように、夜景に影響のない2方向か3方向かに今後絞っていきたく、このように考えております。

それから、187ページの公有財産等につきましても、これにつきましては後ほどこれもご回答させていただきたいと思っております。

それから、187ページの長熊の関係でございますけれども、歳入でたしか1,000万円ほど見込んでございます。これにつきましては、入場料を大人を1人1,000円という形で徴収しておりまして、年間だいたい1万人来るということで1,000万円を計上したわけでございます。

けれども、この主な歳出でございますけれども、あの現場に2人の臨時職員を雇い上げてまして、この日常の管理を行わせております。それで、主なものはこの管理人の雇い上げ賃金並びに原材料費でありますへラブナの購入費等でございます。

あと何点かにつきましては、資料を今調整次第回答をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 187ページの公有財産の購入費については今お分かりになりますか。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） ただいまの土地購入費でございますけれども、これはお話の出ています上永井地先の公園を整備する際に用地を購入したものでございまして、終了年度が平成21年度で終了するものでございます。

この県土地開発公社への負担する分ですけれども、公園の用地整備ということで、2か年度にわたりましてこの事業を行ったわけでございますけれども、最終は平成21年、それとこの前に20年に1本終了するものでございます。

それと183ページ、19節の負担金補助及び交付金の中の旭市観光協会補助金でございますけれども、この内訳でございますけれども、まず市民七夕まつり750万円、それから旭市観光協会の事務費といたしまして174万円、それから旧飯岡の観光協会の方の事務費として86万4,000円の内訳となるものでございます。あと協議会負担金の関係については、今資料を調整しておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、資料の調整についてはまた後ほどまとまった時点をお願いをしたいと思っております。

183ページの宿泊組合の補助金ですが、これは宿泊組合というのが実際組合のうちこの組合員に所属している件数といいますか、どの程度になる。例えば5件なのか10件なのか、その辺ちょっと参考にお伺いいたします。

185ページについては分かりました。照明については分かりました。

187ページの公有財産の購入費の関係でございますが、そうしますと面積がどのぐらいであって、全体予算があって、それについて18年度が計上されている425万4,000円ですけれども、残りについては償還金としてどのぐらい残っているものかどうか、これもできればお伺いしたいと思います。

それから、長熊釣堀センターでございますけれども、年間に1万人ぐらい予定されて、賃金で2人採用して管理に当たるということで、ヘラブナの放流も含まれているということでございますが、ここは要は予算的に収入としてこれだけ見込めるような、唯一収入が見込めるような旭市になったわけです。ここは袋公園と違いまして有料で管理をされているわけですが、もう少し管理が行き届いたことにすればもっと人が来るということも予測されます。できましたら袋公園と考え合わせまして、ここで収益を得たものについては現在袋公園というのがありますけれども、ここでは自主団体の方々がヘラブナを放流しているということもありますし、市でも補助をしてヘラブナを放流するという、そういったことも伺っているわけでございますけれども、せっかく観光という資源を持っている長熊の釣堀センターでございますので、将来的にここをもう少し検討していただいて、整備をするものについてはどういった整備が必要かどうかということも十分調査をしていただいて、それで人が来るように、いわゆる交流人口を増やすという位置づけから、これについては十分検討していただいて、それでヘラブナの放流についてもそれによって予算組みができて、しかも袋公園にもヘラブナの放流ができるような、そんな体制ができたらいいなと個人的に思っているものですから、十分に今後検討していただきたいということで、これは要望にとどめたいと思います。よろしく願いいたします。

以上、資料がまとまり次第、報告についてはよろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） 観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、最初に民宿組合の組合員数でございますけれども、183ページになります。この5万円の補助金でございますけれども、組合員数は現在4名でございます。過去10名足らずあったんですけれども、だんだん淘汰されてきて現在4名なんですけれども、この4名そのものの会員の方々も非常に行動力があまして、カキまつり、それからフグまつり、アンコウまつり等のイベントを仕掛けながら、旧飯岡地区の観光振興策に励んでいる方ばかりでございます。

それから、土地の購入負担金でございますけれども、これの現在高、現在の残高でございますけれども、2本で約1,300万円でございます。

それから、最後に長熊公園の整備ということでお話がございました。幸いにも場所に桜が相当数植えられております。そういうことを考えまして、今後その辺の環境整備を図っていくということで、それから釣り桟橋等の改修も徐々に行っていきたいと考えておりますので、総合的な整備計画についてこれから詰めていきたいと、このように考えているところでござ

います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） それでは、ほかに質疑はございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 3点ほど。

182ページの土地開発公社に対する助成金ですか、補助金ですか、100万円になっていますけれども、前々から思っていたんですが、これ商工開発、商工観光ですけれども、開発公社の職員というのはダブっていますよね。そういうことで本当に力を入れるのは商工観光の方でやるんですか。土地開発公社の方でやるんですか。両方とも逃げるような感じになると思うんですよ。市長は前々から企業誘致を進めたい進めたいと言っておりますが、実際には今回の伊藤園が市長就任以来初めてだと思うんです。であれば、もうちょっと予算づけをするとか、常駐してでも企業誘致をするとか、そういう予算をするべきであって、そこに来たら1,000万円を提供しましょうというより、その予算を本当は来るために使うべきではないかと思うので、前回もそういうことは、旭市の時にも言ったんですけれども、その辺のことをちょっと、もう一度商工観光としてはどう考えているか聞きたいと思います。

それともう2点ですけれども、もう1点は183ページの先ほどの神子委員の質問と同じなんですけれども、違う面から補助金、旭市観光協会の補助金が明細で分かりましたけれども、これ7月1日から市は合併しておりますが、観光協会は合併しているのでしょうか。それと、事務費として174万円に86万円があるというのであれば、これは支部としてそういうふうに移しているんですか。その辺のこともちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと185ページのライトアップの件なんですけど、先ほどから話を伺っていますけれども、期間、いつからいつまでやるのか、それとライトアップをしましたよというような周知、この点についてはどのように考えているんですか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、182ページになりますけれども、土地開発公社に関しますところの補助金及び交付金のこれらの目的でございますけれども、企業誘致の活動費をここで促進事業費補助金という形で100万円、これは土地開発公社の方へ補助をいたしまして、そちらでの誘致活動に当たるということですのでけれども、この当たるスタッフでございますけれども、商工観光課の中に工業振興班という班がございまして、職員3名がこれに当たります。そのほか土地開発公社の方のプロパーといたしまして、1名の職員を雇い上げて

ございますので、都合4名になりますけれども、観光商工とは別の班という組み立ての中でこの誘致活動を行っているものでございます。

それから、183ページの観光協会についての補助金、旧旭市、旧飯岡町地区への観光協会がありますこちらへの補助金でございますけれども、現在新市が旭市ということでスタートしたことに併せまして、この両観光協会も合併をしようということで、現在その調整が図られております。合併の期日はこの後また決定してくると思っておりますけれども、この予算編成の時期では従来両協会への補助金という形で予算計上をさせていただいているものでございます。

それから、185ページのライトアップの関係でございますけれども、期間、これは通年でやるということも考えていたんですけれども、再三お話し申し上げておりますように、夜景が非常にいいということから、この夜景の眺望できる時期、11月くらいから2月くらいまでの期間についてはライトアップを自粛しようということで、それ以外の時期をとらえてこの事業を推進していきたいと思っております。

なお、この周知等につきましては十分マスコミ等を利用しながら、さらにインターネット等でこれを知らしめていきたいと、このように考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

そうすると、先ほどの観光協会の合併につきましては4月以降ということでございますね。ということになるとこれは各今まであった、今のところ支部とかそういうことはないんですけれども、旧旭市と旧飯岡町にだけ事務費として補助金として出すということで、合併した場合には多分事務的なところではダブるところがあると思うんで、その辺の調整はぜひ商工観光の方でやっていただければ、もうちょっと効率的な運営ができるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） ないようですので、6款について担当課長、説明をしてください。

農水課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、6款、ページ数で154ページから説明をさせていただきます。主な事業等につきまして、はしょって説明をさせていただきます。

最初に、ページ数で大変恐縮ですけれども、158ページをお開きいただきたいと思います。158ページの中に、説明欄の所に13委託料、旭市農業振興地域整備計画策定支援業務委託料というのがあります。600万円です。これにつきましては、農振計画の見直しを18年から3年間かけてやろう、そういう事業でございます。ご承知のように、農振法につきましては農業をする所の地域と開発をする所、それをいろいろ色分けしまして、農業をする所につきましては国・県と市で積極的に支援をする。ただ、開発等につきましてはここである程度の規制があります。1市3町が合併しまして、古い所につきましては19年間見直しをしていない、そういう地区もありました。そういうことで、18年度から見直しの業務をしていきたい。特にこれにつきましては、都市計画との整合性をとりながら実施をしていく予定でございます。

159ページの方をご覧くださいと思います。一番上から3行目から、いきいき旭・市民まつり、あるいは海上産業まつり、ふるさとまつりひかた、3つの祭り関係の補助金を記載させていただいております。合併をしまして祭りは1つの市で1か所でやったらという、実はあるわけですけれども、またまたそれとは反対に地域地域のいろんないいものもある、そういういいものを地域でいろいろ祭りで紹介していきたいな、そういう思いのある方もいろいろいます。いろんな所で反省会をやってきました、18年につきましては平成17年と同じように実施をしていきたい、そういうことでやっております。

既に日にち的には一部報道等からも問い合わせがありまして、予定としましてはいきいき旭・市民まつりにつきましては11月5日の日、日曜日に実施をしたいな、あるいは海上の産業まつりにつきましては11月23日の祝日、あるいはふるさとまつりひかたにつきましては11月12日の日曜日、こういうことで11月に集中をしちゃうわけですけれども、一部11月に全部集中しないでという話もあったわけですけれども、いろいろ意見を聞いて見ますと、10月辺り、あるいは9月辺りにやりますとお客様がなかなか来づらいよ、特に9月は農作業で忙しいとか、あるいは10月はいろいろ旅行で忙しいから11月が一番人が集まるんだ、そんな思いもいろいろ地域での反省会で今こういう形で18年のやりたいところで考えております。

その次のページ、160ページをお開きいただきたいと思います。160ページの中段辺りに水田農業構造改革推進事業1,402万2,000円計上させていただいております。これはいわゆる水田での生産調整推進の事業でございます。今相当生産調整が厳しくなってきました、平成18年度、本年予算につきましても、昔と違いまして現在は作っていただく数量をお示しする。どうも減反という面積での表現はまずい、そんなことであるわけですけれども、実は本年につきましては昨年から比べますとパーセントで87.6%、実は12.4%は昨年よりも数量を減ら

せと、そういう指示を県からいただいております。現在、各地区ごとに18年につきましては昨年までの数量、それを勘案しまして各地区ごとに配分等をさせていただき作業を進めております。市全体では約4割、40.7%近くの休んでいただく面積の配分になる、そういう予定で現在配分をしております。ただし、平成17年に転作をやった方につきましては、これはいろいろ考慮しようということで、17年、完全に転作を実施した人につきましては面積を据え置きというような形で、やっていただく方、協力していただく方にはある程度優遇措置を講じよう、そういう傾斜配分を現在考えております。

この1,400万円の主なお金につきましては、市単独で転作作物を作っていたいただいた場合に対しましての補助金でございます。主に麦、あるいは大豆、あるいは飼料作物ということで、主に稲のホールクロップサイレージ、そういうものに対しまして10アール当たり、稲のホールクロックですと2万円、そういう単価補助をさせていただき予定でございます。これとは別途に、国から直接交付されるお金、これが旭市は他の市よりも優遇されていまして、10アール当たり6万円という数字が直接国から農業者に支払われる部分がございます。

それと申し訳ありません、161ページの方をお開きいただきたいと思っております。この中に農業活性化推進事業の所で433万3,000円ほど計上させていただいております。主なものとしましては、説明欄の19、下の方にあります。下から5番目です。地域農産物地場消費活動補助金、これが50万円計上させていただいております。これにつきましては、旭市のいろんな農畜産物、そういうものにつきましていろいろリーフレット、紹介をしよう、あるいは直売等の日を決めてどこかで旭市の農産物売るといいな、そういう考えで事業を考えております。その際のいろんなもてなし等もこの事業の中で実施をしたい。

それと、ベンチャー農業支援事業でございます。これにつきましては、農業経営をやっている中でどうしても一番先にやる方がなかなか損をして、2番目、3番目にやる方がもうかる、そういうものがあるなど。最初にやる方、いろいろきっかけも必要だ。そういうことで、新しい作物、あるいは新しい技術、そういうものに取り組む際に1件当たり15万円、そういうような補助金を用意させていただき、そういう形で計上させていただいております。

それと、地産地消推進事業の補助金、これは30万円でありますけれども、地元の農畜産物、あるいは水産物、これらを地元で消費をするような運動。特に学校給食へのいろんな試験提供、あるいは学校給食での栄養士の先生方にも現場をいただく、そういうことで考えています。それと、18年は特に旭市にあります旭中央病院にこの農産物がどうにか入れないかな、そういう仕掛けをこの事業の中で考えたいというふうに考えております。

さらに、ページ数で163ページをお開きいただきたいと思います。163ページにつきましては、一番下の方に経営構造対策事業2,879万1,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、旧干潟地区で1か所ライスセンター、それと旭地区の富浦地区の方で堆肥センター、これらを国の補助金を使いまして施設導入を図りたい、そういう事業でございます。国から事業費の2分の1交付されまして、そのままの金額を市から農業団体の方に交付をする、そういう事業でございます。

さらに、164ページの方をお開きいただきたいと思います。164ページの説明欄の14耕畜連携基盤整備実験事業600万円ほどあります。これにつきましては、現在家畜堆肥をいかに有効利用しようか、これが大きな問題になっております。これを土地改良を実施している土地、事業の中で家畜堆肥を入れられないか、そういう実験事業を干潟地区で現在実施しております。特に畑じゃなくて水田の堆肥を入れたい、そういうようなことで国から600万円来まして、そのまま農業者に600万円使っていただく、全額国庫補助でございます。現在、国の中で4か所実験事業をやっております。18年が最終年度になります。この取り組みいかんで国の方で19年からこの事業の本格化、そういうものもご検討いただく予定になっております。そういうことで、国から来ました600万円をそのままほ場への堆肥散布、そういうものに助成をするものでございます。

それと、15の先進的園芸農産地づくり事業でございます。これにつきましては、一部市内の農業者が土壌消毒の機械を導入したい、あるいは飯岡地区でイチゴ生産組合がパイプハウスを導入したい。そういうものにつきまして県単の補助事業で市と県で3分の1を補助をする、そういう事業でございます。

それと、16ページに環境にやさしい農業推進対策事業166万7,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、旧飯岡地区の方でフェロモントラップを使いまして病虫防除をしたい。ご承知のように、フェロモンというものは雌が雄を何か呼びこむ、そういうにおいを発散させて害虫を少なくさせる、そういうものでございます。農薬を使わないで、環境を侵すことがないような形で農業推進を図りたい。これもやはり県単の補助事業でございます。

あと165ページの方をお目通しいただきたいと思います。19の説明の所に負担金補助及び交付金というものがございます。この中に畜産環境総合整備統合事業負担金というものが2,000万円計上させていただいてございます。これにつきましては、平成17年から旧干潟地区の方で19戸の養豚農家、あるいは肉牛農家が集まりまして、6つのブロックに分かれまし

それぞれふん尿の処理施設を国の支援をいただいて現在実施しているものでございます。補助率につきましては、国が50%、県が20%、市が8%、合わせまして78%の補助で畜産農家の施設整備を進めているわけでございます。

現在この事業につきましては、土地改良事業と同じように公共事業というような位置づけで、本来行政がやる、そういう位置づけで国では支援していただいております。そんな形で、国・県が70%、市が8%というようなことで、高い補助になっております。17年から5年間かけて、約10億円のお金をかけて整備をします。その2年目の事業でございます。

それと、165ページの方をお開きいただきたい。この中に、下の方に3、バイオマスの環づくり推進事業2億3,966万8,000円という金額がございます。これにつきましては、旧干潟地区にあります県の畜産協会が所有しております敷地、ここに豚のえさの飼料工場を造りたい、そういうことで現在進んでおります。約5億円近くの事業費を持ちましてこれを造る。これにつきましては、セブンイレブンさん等から出ます販売期限が切れました弁当類、こういうものをここに持ち込みまして、冷温保存で持ってきてまして、それを液状の肥料にしまして、それを養豚・畜産に与えながらえさの効率的利用を図る、そういうものでございます。

さらに、事業の中ではできた肉につきましてはセブン、あるいはイトーヨーカドー等が購入をしたい。それと併せまして、出た堆肥等につきましては地域の稲作、あるいは野菜農家が購入をしまして、それを基にしまして作った野菜、米、これをできればセブンイレブングループ、こういう所で買っていただくというような形で、輪づくり事業、そんな形で進めております。

それと、4番目にさわやか畜産総合展開事業4,876万6,000円計上させていただいております。これにつきましては市内2か所、1か所は肉牛の農家、1か所は養豚の農家でございます。これのふん尿処理対策につきましてはの県単、あるいは市の補助金でございます。県から50%、市から16.6%、こういう補助事業の中で実施をさせていただくものでございます。

あと1枚めくっていただきまして、166ページの方をお開きいただきたいと思っております。この中に中段辺りに説明欄で農道等維持管理事業345万1,000円というのを計上させていただいております。これは駒込地先の農道整備を予定させていただいております。

それと、167ページの下の方であります5番目の農村総合整備事業1,541万1,000円、これにつきましては中谷里地区の約400メートルの農道を舗装したい。国から50%、県から25%、市から25%、そういう補助体系で事業を実施するものでございます。

さらに、168ページにつきましては6番目の基盤整備促進事業917万9,000円、これにつま

しては飯岡地区にあります玉浦川の整備、特に舗装復旧工事等を18年に予定をしたい、そういうふうなことでございます。

さらに、169ページにつきましての7番目の県営担い手育成基盤整備事業4,204万円でございます。これの主なものとしましては、富浦地区の現在実施していますほ場整備、これに対しまして事業費の10%を市の方で補助をさせていただきたい、そういう事業でございます。

あと、8番目の公益農業基盤整備事業につきましては1億1,785万9,000円、これにつきましては萬歳2期地区、あるいは萬力地区、あるいは東城神代地区、さらには現在推進しております萬力2期、あるいは椿海地区、これらのほ場整備事業の負担金等でございます。

それと、9番目に仁玉川の補修事業、これが125万8,000円ということで計上させていただいています。市のわきを通ります水路であります。特にサンモール、近くの川がどうも傷んできていると、これを早目に手当てをしなきゃいけないというようなことで、県営事業で現在補修事業をできないか、そういうことで県にお願いをしてございます。そのいろんな形での計画等に際しまして協議会へ補助をしている事業でございます。

あと、170ページをお開きいただきたいと思います。170ページには13番目に平成18年から始まります農村環境保全向上活動実験事業ということで、124万3,000円ほど計上させていただいてあります。実は国の方では平成19年から、特に農村計画の見直しの中で地域にある資源を大事に活用しよう、そんなことで土地改良施設、道路・水路等の補修作業等につきまして国・県・市が支援をする、そういう制度を実は19年から立ち上げる予定でございます。お金的には田んぼで国が10アール当たり2,200円、県が10アール当たり1,100円、市が1,100円と、合わせまして10アール当たり田んぼ4,400円、そういうお金を各地区に支援をしまして、農業者のみならず地域の住民の方々にも入っていただいて、地域のいろんな農業施設の保全活動を実施する。それに際しまして、市の中で川口コープと西琴田地区、この2か所につきまして18年実験事業を立ち上げたい。この実験事業を基にしまして19年から本格的に国が支援に乗り出す、そういうような予定でございます。先ほど言いました4,400円のうちの市の4分の1、1,100円について124万3,000円を協議会の方に補助をするものでございます。

それと、171ページからにつきましては林業総務費が計上させていただいております。特にこの中の1の林業総務費の中に、ご承知いただきたいのは消耗費の中には門松カード、毎年暮れに全戸に配布をさせていただきます、1戸当たり2枚ですか、これが実は林業の中から計上させていただいております。これは松をあまり切らないでいただきたい、そういう趣

旨のもとに門松カードを配布させていただいているものでございます。

171ページの下の方の保安林の植栽事業、これにつきましては平成18年、486万円ほど計上をさせていただいています。特に18年につきましては、旭市の海岸地域の250平米近くの所につきまして植栽をやっていききたい、そういうことでございます。

それと、173ページの方をお開きいただきたいと思います。この中に19の負担金補助及び交付金の魚類調査船くろしお号調査負担金、いろいろ漁業者の方、朝早くから沖へ出るわけですけれども、その前に何か2時くらいに出て、魚がどこにいるか、それを調査する船がある。これに対して協議会等を設けてあります。そこに対して30万円ほど負担をさせていただくものでございます。

さらにめくっていただきまして、174ページでございます。3目の漁港の管理費の中に飯岡漁港航路浚渫事業というふうなことで計上させていただいております。これはどうしても漁港の中に砂がたまる、そういうふうなことで県が実施をします事業に対しまして市が負担をする、そういうものでございます。

さらに、175ページに漁港建設費というものが水産基盤整備事業1,100万円ほど計上させていただいております。これは飯岡漁港の西堤防というのがありまして、現在堤防の中には入れないようにしてあります。ただ、入れないようにしてあるんですけれども、どうも釣りをやるのにはいい所だというようなことで、かぎを壊したりしてよく入っていくケースがある。あれを逆に使えないかというようなことで、あそこの堤防をこれから国の方で整備をしたい。その整備をする中で、入れないんじゃなくて入れるようにしようと、入れるようにしながら遊歩道を造って、逆に釣りもしていただくような、そういうようなことで国の方が考えて現在整備を進めております。

そういうようなことで、今まで入れなかったものを漁港の中の堤防を釣りとは遊歩道に使えるような堤防にしたい、そういうような形の事業、国・県が実施します事業の中で市が11%を負担をする、これが第1種漁港の負担金であります。その分でございます。

以上、早口で申し訳ありません。農林水産業費等に関しまして説明を終わります。

○委員長（向後和夫） 議案審査の途中ではありますが、ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6款につきまして質疑がございましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、6款の農水産の関係につきまして、ただいま課長の方から詳しく説明をいただいた部分がありますが、それ以外で説明がなかったことについて若干ご質疑申し上げたいと思います。ページを追ってご質疑申し上げます。

まず154ページでございますが、農業委員会の関係になりますのでよろしくお願いいたします。

農業委員会費の方の予算の中で、これは歳入との関係もあるものですから若干お伺いするわけですが、県の支出金で歳入の方では農業委員会の財源的に559万7,000円ということの支出金があるわけでございますが、これらを見てみますと、今年度の財源の内訳として農業委員会では県の支出金が114万2,000円ということになっております。したがって、財源の割り振りにつきましては何か変わったことがあるのかどうかお伺いしたいのが1つでございます。

それから、諸収入の関係の財源の内訳ですが、これは歳入の関係で115万9,000円ということで、農業委員会費の諸収入で100万円、次のページ、156ページで諸収入で55万9,000円ということの本年度の財源の内訳になっておりますが、これを足しますと155万9,000円になりますので分かるわけでございますが、農業総務費にこの55万9,000円というのはありますけれども、これは農業者の年金業務受託収入ということで雑入に入っていると思うんですが、これが155万9,000円で、農業委員会費と、それから農業総務費に振り分けてあるものと思いますけれども、この辺の関連につきましてお伺いしたいと思います。これが2点目です。

159ページ、真ん中ごろの農業後継者の育成事業446万8,000円の中の負担金補助及び交付金442万円の就農者の研修支援事業補助金というのがあります。これにつきましてはどういう事業の補助をするものかどうか、簡単で結構ですから、どういう内容をしていくものか、それと補助金だけでこの事業を進めるものなのかどうか含めてお願いをしたいと思います。これが3点目です。

169ページになります。一番下の方にあります説明の10、土地改良事業費の償還負担金1億2,045万8,000円、多くは国営の大利根用水農業水利事業負担金というのが大きいわけでご

ございますけれども、この償還についての全体的な流れ、そしてまた償還金があとどのぐらい残っているのかどうか、概略ご説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

農業委員会。

○農業委員会事務局長（野口徳和） それでは、お答えいたします。

まず歳入の関係で、農業委員会交付金、これ歳入の方27ページになりますけれども、559万7,000円、これの歳出の方の充当の関係でございますけれども、まずページでいきますと154ページの方に農業委員会支出ということで、県支出金114万2,000円が充当されております。それと、156ページの県支出金449万5,000円ということで、559万7,000円のうち114万2,000円を農業委員会費の方に充当、残りの449万5,000円を職員の人件費関係に充当ということになっております。

それから、歳入のもう一つの諸収入の関係でございますけれども、これにつきましては歳入の38ページに雑入の所に5番の農業者年金業務受託収入155万9,000円がございます。この充当先につきましては、先ほどの154ページの本年度の財源内訳の所の諸収入に100万円を、それから156ページの本年度の財源内訳の諸収入に55万9,000円を充当というふうに分けてございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

159ページの農業後継者育成事業の関係でございます。この中でご質問がありました就農者研修支援事業補助金でございます。442万円、内訳でございますけれども、実は旧干潟地区で新規就農者に対しまして就農支援金、これを支援しておりました。平成18年から、17年からはそういう方々には大して予算計上しておりませんけれども、過去にしたものについて5年間ですか、継続して支給をする、そういうものが残っておりましたので、それに対しまして年間10万円、これは実は25人認定した方がございます。これにつきまして250万円。

それと、新規就農者里親支援事業ということで、農業後継者が研修に行った際、あるいは市内で農業研修生を受け入れる、そういう方々に対しまして月2万円、1年間で24万円ですけれども、これを8人見込みまして192万円計上をさせていただいてございます。特にこの事業とは別に後継者に対してもこれだけじゃなくて、先ほど説明しましたベンチャー支援と

というようなことで、特に若い後継者、新しい事業をやりたいという意欲ある方がいます。こういうような事業で支援をしていきたい、そういうにも考えております。

それと、ご質問がありました169ページの土地改良事業償還負担金の関係でございます。内訳的には国営の大利根用水事業の農業水利事業に対しまして、これは平成19年まででございます。これに対しまして約1億100万円ですか、やります。それとかんがい排水事業秋田川地区ということで、これは平成20年まで、これにつきまして964万円、それと東総用水の県営事業に対しまして、これは平成41年まででございます。1,803万3,988円、こういう事業を予定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

○委員（神子 功） 農業委員会の関係ですが、そういったことだと思って質疑したんですが、そうしますと歳入に載っております雑入は農業者の年金の業務ということで、これについては事務的な部分を農業総務費ということで扱っているというふうに判断できるわけですが、それでよろしいのかどうか、確認だけをお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） そのように事務的なものと双方に振り分けて充当しているということです。

○委員長（向後和夫） 6款につきまして、ほかに質疑はございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 農業委員会の方なんですけれども、委託料として電算業務委託料ということで結構なお金がありますけれども、これは今回の農振法の見直しによる事務の多さからこういうことで計上しているのか、それとも毎年このくらいの業務委託はしているのでしょうか。

○委員長（向後和夫） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） 農振のこととは別でございまして、今、農家台帳システム、これが各旧市・町ばらばらでございまして、その電算統合化するということで載せてございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） なければ8款について担当課長説明してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、先ほどの神子委員の質問で資料が調整できましたのでご回答したいと思います。

183ページの19節の負担金補助及び交付金の中の千葉観光プロモーション地区協議会でございますけれども、これは観光立県千葉の名のもとに観光客の誘致活動に資するために協議会を設置いたしまして、これの18年度の協議会の負担金総額が1億500万円でございます。このうち旭市の方で53万5,000円を負担するものでございます。これは観光客の入れ込み客、それから宿泊客等の人数割合によって53万5,000円が試算されたものでございます。

続きまして、その下の国際観光テーマ地区推進協議会負担金でございますけれども、これは協議会の総事業費が300万円でございます。これは県下32市町村が加入しておりまして、当旭市の負担金が5万円となっているものでございます。

続きまして、185ページ、これの19節負担金補助及び交付金の中のサマーフェスタ in 矢指ヶ浦補助金50万円でございますけれども、これは総事業費が60万円です。毎年行っております。それで、この事業主体が旭市観光協会の矢指支部となっております事業に50万円を補助するものでございます。

その下のYOU・遊フェスティバルの補助金537万4,000円でございますけれども、総事業費が980万円、実施主体といたしましてはフェスティバル実行委員会がこの事業をとり行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） それでは8款について担当課長、説明してください。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 8款につきましては、建設課と都市整備課分がでございます。初めに建設課分をお願いします。

190ページからになります。190ページからなんですけれども、開いていただきたいのは192ページです。192ページ、2目国土調査費でございます。これは地籍調査でございます。干潟地区、全体としては17.34平方キロメートルという面積を調査するわけでありましてけれども、18年度はそのうちの0.73平方キロメートルということでありまして、萬力地区であります。

ページをめくってもらいまして、196ページをご覧になっていただきたいと思っております。

番上、括弧で道路維持費とありまして、それを右に追っていきますと15節の工事請負費であります。今予定している主な所を発表したいと思います。旭地区につきましては、溜下から元締に通じます赤座養鶏場の前の通り、それから海上地区につきましてはサンデールゴルフ場からセブンツーゴルフ場に通ずる道路。それから、飯岡地区につきましてはこういう言い方をしてはどうかと思いますけれども、親不孝通りの通り、干潟地区につきましては入野から秋田に通じる農道という所を今予定しています。

それから197ページ、これの説明欄の中段辺りに15節工事請負費ってありまして、工事が3種類ございます。道路改良と道路舗装と道路排水というのがあります。これは今予定しています路線の数だけでお知らせしたいと思います。道路改良につきましては7路線、道路舗装については6路線、道路排水については24路線を選んでおりまして、その中からこれから決定するというものであります。

それから、198ページをご覧になっていただきたいと思います。説明欄4番の中央病院アクセス道路の関係でございます。13節の委託料の所です。上から7,700万円、下が6,000万円、この辺の内訳を説明したいと思います。

7,700万円の方は、中央病院には南北道と東西道がありますけれども、南北道の測量とJRをまたぐ跨線橋の予備設計分と、東西道、川島歯科から中央病院に通じるこの道路、合わせてこの金額です。もう一方の6,000万円の方は、川島歯科から飯岡バイパスに向けての、またこれ議案第45号で出てきますけれども、この路線であります。

それから、199ページに移ります。説明の中段辺りに6、防衛施設周辺民生安定事業、これは恵天堂忍坂から埜新町に向けての道路を整備しております。16年度、17年度で約半分終わりました、残りをこれから18、19と行っていくものであります。全体で2,200メートルありまして、17年度までは1,100メートル終わっています。その残り分を18年度からやるというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（向後和夫） 8款について担当課長の説明が終わりました。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 203ページをお願いいたします。図面よろしいですか。場所を確認していただきたいんですが、谷丁場遊正線でございます。最初、この事業の概要についてご説明させていただきます。

この都市計画道路谷丁場遊正線でございますが、昭和52年に都市計画決定を受けておりま

す。幅員が16メートル、延長2,970メートルでございます。この事業はそのうちの中で国道126号線から南側でございます。イタコ自販から南側へJRを横断しまして、市役所通りまでの区間約900メートルでございます。総事業費は18億円でございます。

それから、まだ事業認可を取得してございませんが、平成13年度から予備設計等を行いながら事業用地の取得を行ってきてございます。現在までの用地取得は全体取得面積約1万5,000平米のうち約4,000平米を取得してございます。取得率は約27%となります。今後都市計画の変更を行いながら、平成19年度には事業認可を取得しまして、事業認可期間5年間で平成23年度末の完成を目標に事業推進を図ってまいりたいと考えています。

それから、予算について説明をいたします。

13節の設計業務委託料787万5,000円でございますが、これは予備設計はできておりますが、計画変更がございますので、これを修正し、本設計にするための業務委託費でございます。それから、その下の測量業務委託料840万円でございますが、これは道路全体の測量はしてございますが、1筆ごとの測量はしてございませんので、今回1筆ごとの測量をするための業務委託費でございます。土地の取得につきましては、土地開発公社による先行取得でございます。

それから、205ページをお願いいたします。説明欄2の公園維持管理費の13節委託料の清掃等委託料644万7,000円でございます。これは公園14か所の草取り、それからトイレ8か所の清掃料でございます。シルバー人材センターを活用してございます。それから、同じくその下の公園維持管理委託料3,000万円は、公園16か所の年間契約の委託料でございます。委託業務の内容でございますが、清掃、除草、剪定、薬剤防除、施肥等でございます。

主な公園を申し上げますと、旧旭市内では袋公園、旭スポーツの森公園、旭文化の杜公園、川口沼公園等でございます。それから、旧干潟町では萬歳自然公園、旧海上町では海上中央公園、海上コミュニティ運動公園、それから滝のさと自然公園でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明は終わりました。

8款について質疑ありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、2点ほどお伺いいたします。

197ページでございます。説明の3、排水路の整備事業6,100万円ほどでございますが、これについては18年度どのような計画をされるものかどうか、お伺いをしたいと思います。こ

れが1点目です。先ほど説明をいただいたんですが、はっきり分からなかったものですから、もしも同じ質問であればちょっとご容赦いただいてよろしくをお願いします。

199ページです。防衛施設周辺の民生安定事業につきまして、これは主要事業でも載ってありましたけれども、初めて聞くものですから、内容的にもう少し詳しくご説明をいただきます。なお、ダブってありましたら失礼いたします。

以上2点です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、ご質問の197ページからご回答申し上げます。

197ページの排水路整備事業でございます。これは大きく分けて2つございます。清滝バイパス絡みの岩井排水路と、去年というか、17年度から18年に送りました椎名団地の排水整備でございます。岩井排水路につきましては委託関係が主でございます。ページをめくってまいりますと、15節の工事請負費は椎名団地でございます。椎名団地は約500メートル分がこれに当たるわけでありまして。すみません、前後して申し訳ございません。岩井排水路の委託料につきましては、詳細設計とか測量関係でございます。工事関係はまちづくり交付金といって、国の補助金を有効に使おうかなというふうに考えております。工事請負費の中には岩井排水路はありません。

それから、199ページですけれども、防衛施設周辺民生安定化事業、これは道路整備と割り切ってください。道路整備ということで、先ほど言いましたように、恵天堂の坂から塙新町の十字路まで今やっている工事であります。ですので、この2期目になりますよということとであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいまご説明いただきました198ページの椎名団地につきまして、もう少し詳しくお伺いしたいんですが、今回500メートルの工事を行うという予定を組んでいただきました。これは懸案事項で、住民の方々もさぞ方向づけができたのかなというふうに思われる状況でございますけれども、今後につきまして、椎名団地につきましての工事についてはどのような推移をしていくものかどうか、方向づけにつきましてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、198ページの椎名団地の地域排水工事でございます。これは先ほど500メートルと申し上げましたのは、3年に分けてやろうかというふうに考えております。全体を3年に分けて行うものでございます。もう既に17年度で地域との話し合いは進んでおります。それで、水路の場合には下手から行うわけです。文化会館の所から工事を始めるということでもあります。

ちょうど同じページの22節の所に補償補てんがございますけれども、これは県道にNTTとか水道とかガスとかのいろんな管が入っていますので、そういった補償もしながらという工事になります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 205ページなんですけれども、16か所で公園の維持管理委託料ということですが、事業者の数というのはどのくらいあるでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 請負業者のことでございますか。

○委員（滑川公英） 3,000万円ということなんで、それを1件にすれば幾らでもないんですけども、どのくらいの業者さんが、何か所も1人の業者がやっているのか、それともほとんどばらばらでやっているのか、そういう。

○都市整備課長（島田和幸） 入札で行いますので、ばらばらでございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のために午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第5号について下水道課長は説明をしてください。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 歳入歳出款項目別ごとの予算額につきましては、本会議でご説明申し上げておりますので、特段ございません。

○委員長（向後和夫） 説明は特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
神子委員。

○委員（神子 功） それでは、下水道関係につきまして2点ほどお伺いをさせていただきます。

今課長が言われたように、本会議の方で大筋につきましてはご説明をいただいておりますので、その点も踏まえましてご質疑を申し上げたいと思います。

まず第1点目ですが、ページから追っていきます。406ページをお開きいただきたいと思います。事業費になりますが、この中の説明の13の委託料につきましてお伺いをいたします。これは旧旭市の時にも議論がされておりますが、この委託料の中の運転業務委託料6,200万円が計上されております。本来ですと、運転業務につきましては市独自で運転業務ができれば一番いいということでもありますけれども、専門的な観点から技術も要しますので、この運転業務については委託をされているということで、額的にも高額になっております。そういった意味で、将来にわたりましてこの点は検討課題だと思っておりますけれども、18年度予算に当たりまして、いわゆるメンテナンスも含めて運転業務については今後どのようにされていくかどうかということで検討がされておりましたら、その内容、そしてまた引き続きこういう形で委託をしていくんだということであれば、その内容につきまして検討されていることについてお伺いをしたいのが1点目でございます。

続きまして、本会議でも説明をいただきました工事の関係でございますが、407ページから408ページでございますけれども、特に407ページの下水道建設事業ということで、13節の委託料から始まってそれぞれ内容的に予算組みされております。委託料ではイ、ロ地区の関係、さらに工事請負ではイ、ロ地先の4.2ヘクタール、あるいはニの地先の面舗装の関係という復旧工事の関係の説明があったわけですが、18年度当初でございますので、できましたら具体的な部分、いわゆる予定している場所等につきましてお示しいただいて、そして詳しくご説明をいただきたいというふうに思います。

以上2点お願いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 1点目の予算書406ページ、13節委託料の中の処理場の運転業務委託関係でございますけれども、処理場におけます1年365日の水処理施設、それから汚泥処理施設に関わります運転管理業務委託でございます。その業務内容は、各種機器の運転、監視、点検、調整、それから運転操作に必要な機械・電気の保守管理、水処理施設の運転管理に必要な水質分析、汚泥の分析、各種施設の清掃などございまして、また、マンホールポンプの保守点検業務でございます。これらの業務につきましては、専門的な国家資格が必要でございますので、引き続き外部に委託していくこととしております。

続きまして、407ページの事業費、工事関係でございますけれども、これにつきましては説明に当たりまして図面を配布したいと考えておりますけれども、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） はい。

（資料配布）

○下水道課長（山崎健次） それでは図面と、それから予算書に従いましてご説明申し上げます。

まず、予算書では407ページでございます。説明欄1、下水道建設事業、13節委託料でございます。場所は幹線管渠整備委託1億2,425万円でございますけれども、旭市イ、ロ地区の大正道路と駅前線の交差点、坂本学園のある所から東、網戸方面へ約355メートル、旭中央病院の諸橋前院長宅前の旭駅前汚水幹線管渠を建設する工事でございます。図面で黄色く塗っている路線が幹線でございます。この幹線につきましては、推進工法という特殊な工事でございますので、財団法人千葉県下水道公社に委託を予定しております。

工事の内容でございますけれども、管径200ミリメートルの管渠建設工事と、それからマンホールポンプを1基設置するものでございます。なお、これに伴いまして工損調査業務、家屋、それから工作物の事前調査、それと周辺の立抗周辺の井戸の水質調査13か所を予定しております。

次でございますけれども、予算書の15節工事請負費8,820万円でございます。これは面整備工事でございます。図面の方でピンクに塗っております所、4.2ヘクタールの枝線工事でございます。総延長821.9メートルの管渠建設工事でございます。それから、図面には示してございませんけれども、平成17年度に管渠建設工事を施行しました旭市ニの袋地区の道路の舗装復旧工事、延長742.2メートルで、面積2,600平方メートルの復旧工事も予定して

おります。

それから、408ページになります。19節負担金補助及び交付金でございまして、ガスパ切り回し工事負担金、それから水道管の切り回し工事負担金でございまして、それぞれ1,575万円でございますけれども、この負担金につきましては、幹線管渠の整備委託及び管渠工事に伴います支障が生じた場合に対応するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号について農水産課長、説明してください。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号につきまして説明をさせていただきます。

予算書の説明に入ります前に、若干農業集落排水につきましてご理解いただきたいというようなことで、お手元の方にこういうリーフレットをお配りさせていただいてあります。そちらの方をお目通しいただきたいと思っております。

先般の本会議でもご説明しましたように、農業集落排水、実は江ヶ崎地区が普及率が70.5%、琴田地区、普及率56.2%ということで、我々も本事業につきましては普及率、これを上げることが第一かなというふうに考えて理解しております。特に今、住民の方にはこういうリーフレット等を用いまして、このリーフレットを1枚お開きいただきまして、絵がそれぞれ4枚ほど出ております。1番目のくみ取りから4番目の集落排水事業というふうなことでそれぞれ記載されております。

ここの中で特にお目通しいただきたいのは、絵の中の右側の方に車の下にそれぞれ窒素の数字、それと汚れの数字が出ております。それぞれ単位につきましては、1日1人当たりのグラム数でございます。

1番目のくみ取りにつきましては、これは環境に対してそんなに悪くは、悪いんですけども、比較的すべてトイレ等につきましてはくみ取りというようなことで、窒素については4、汚れについては42というようなことで書いてございます。現在、江ヶ崎地区、あるいは琴田地区につきましては、実はまだ入っていない方、何の理由かということなんですけれども、単独浄化槽とか合併浄化槽、これを既に設置しちゃってあって、なかなか集落排水、ちょっと待ってくれというような、そういう方々が多いわけでありまして。ただ、単独浄化槽につきましても、処理をしてあると言いながら実は窒素の量が13、あるいは汚れが48、あるい

は我が家は合併浄化槽だよ、そういう方につきましても窒素の量は13、あるいは汚れが6というようなことで、この事業の集落排水につきましては、ここにありますように汚れが3、窒素が3ということで、特に我々は単独浄化槽、これにつきましてはトイレの汚れじゃなくて台所から出る汚れが河川を汚す、そういうようなことで住民に対してご理解いただきたい、そんなことで現在推進をしております。

そういうようなことで、環境に対して一番配慮している施設が集落排水事業、そんなことで、まだ使っていない家庭につきましては今後使用を推進していきたい、そういうような形で考えております。

すみません、それであと予算書の方の421ページからにつきましてはいろいろ書いてありますけれども、大きなものとしましては、実は本年汚泥の浄化、428ページをご覧くださいわけですけれども、428ページの所に13の委託料、汚泥農地還元業務委託料ということで126万円計上させていただいております。これが本会計につきましては昨年から比べまして前年12万1,000円であったものが138万3,000円というようなことで、どうしても出たものを農地に還元する、これが実は集落排水の約束の部分もあります。そんなことで、特に18年度予算、大きく計上させていただいております。

特にほかにつきましては例年どおりのような予算計上でございます。

以上、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明が終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、農業集落排水事業の18年度の予算につきまして、概略分かっておりますので、今後の対応ということも含めて18年度の予算審議に当たりまして検討されていけばご答弁をいただきたいと思っております。

今、課長の方から説明がありましたように、本会議でも説明をいただきましたが、この事業については2つの事業があるということで、江ヶ崎地区につきましては70.5%の普及、琴田地区につきましては56.2%の普及ということの説明がございました。こういう特に下水道といいますか、公共下水道、あるいは今回の農集につきましても、だいたい70%が一つの目安で、それ以上普及するのはかなり難しいなということはある意味では伺っております。したがって、江ヶ崎地区につきましてはこれ以上かなり難しくなるのかなという思いがありますし、しかし琴田地区につきましては江ヶ崎よりも遅く事業に取り組みましたので、この辺

についてはまだまだ啓蒙活動をすることによって見通しがあるのかなというふうに考えられるわけでありませう。

そこで1つ、将来的に考えたときに、一応計画人口というのも決まっておりますけれども、合併をしたことによって、例えば旧海上地先とか、それから干潟の一部になるかも分かりませうけれども、隣接している地先についてはそのまま推移するというのも考えられますけれども、場合によっては管を延長して加入をいただくというふうなことになるような考え方も生まれるのではないかなと。これは以前、旧旭市の時にも議論をさせてもらいましたが、公共下水道といいますか、今回の農業集落排水事業ということではなしに、さらに考えれば、下水道というよりも上水道、そういったことも含めて考えたときに、上水道を例えば旧海上町と江ヶ崎地先を結ぶことを、ループ化から外れてつなぎ合わせるということを考えてときに、じゃその時に集落排水事業ということで、一応計画は地域も決まっておりますけれども、それを延ばすことによってこの普及率がもっとよくなるということを考えてときに、そういったことができないかという議論になると思います。

したがって、18年度につきましてはそういったことが議論されてきたのかどうか。すぐにやるということではなしに、そういった検討がされているのかどうか、あるいは今後そういったことも必要になると思いますけれども、その辺のことにつきまして議論がされていけばお伺いしたいし、政策的な部分になりますけれども、何かお考えがありましたら、助役からでもよろしいですからご意見をお伺いできればと思います。

あとは通常の前算組みでございますので、特に一番大事なのは汚泥の農地還元ということからした場合に前算組みをしてあるということからすると、どう利用できるかという形になりますけれども、こういったことも推進していかねばいけないと思いますが、いずれにしても琴田地先につきましてはまだまだ普及しなければいけないという観点から、今回前算組みに載っておりますのは、江ヶ崎地区が2戸ですか、琴田地先が1戸、こういったことについてさらに見通しがどういう状況なのかどうかも含めてお答えいただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

農業集落排水事業につきましては、多額の国庫補助事業等もいただいております。そんな所でいろいろ区域を拡大というような部分について現在県と協議しております。今、委員おっしゃいましたように、合併効果、これをぜひこの事業で取り入れたいなど。まだまだ施設につきましては余裕がありますので、国庫補助の中で可能であれば地域住民の方々にこの制度を理解していただいて、加入率をアップさせていただきたいなど。

特に琴田地区につきましては、まだ56.2というようなことで少ないわけですが、結構あそこは農家が多いというようなことで、本管から居宅まで相当長い距離を要する。ただ、非常に困るのは、どうしても今農家の場合、若い方々は別世帯で別棟に建てるとか、そういうことが結構ございます。そういう家庭につきましては、ぜひ集落排水に入っていただくような形で現在進めております。よろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。すぐということよりも、せっかく合併したものですから、合併の効果ということ十分に考えていただいて、今現在の既存の施設で普及・拡大ということも大事ですけれども、場合によっては地域の所も、これは農業集落排水事業ということだけではなしに、横のつながりを持っていただいて、きっとこれからは水道事業とも関連してきますし、あるいは道路の関係もありますし、いろんな意味で地上の関係と地下の関係ということを念頭に置いて、もしも必要でありましたら農産課の方から水道課の方にとか、横の連絡をつけていただきまして、合併の効果ができるようにひとつ取り組んでいただければと思います。これは要望にとどめます。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について担当課長は説明をしてください。特にありませんか。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） じゃ補正予算の補足をさせていただきます。20ページをご覧くださいと思います。補正予算書の20ページです。

20ページのちょうど真ん中、8土木費、款項目、3目の道路新設改良費、これは説明欄何もないので、これは谷丁場遊正線の絡みなんです。数字を申し上げます。これはもう

ほぼ確定ですので、谷丁場遊正線は810メートルを工事を今してるところであります。3月の末に終わります。最終的には補助対象事業費は1億2,200万円ということであります。ここに補助金、補正額100万円とありますけれども、最終的には8,105万円という数字でございます。補助率は66.44%という、約3分の2という状況でございました。

以上です。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃすみません、ページを前後して申し訳ありません。補正予算書の中で何点か補足を説明させていただきたいと思います。

19ページの方をお開きいただきたいと思います。19ページの一番上の方に経営構造対策事業、19の負担金補助及び交付金の中に施設園芸省エネルギー化推進緊急対策事業補助金1,075万5,000円というものを計上させていただいてあります。これにつきましては、実は今、重油が相当値上がっているというようなことで、昨年暮れに国の方で緊急対策を打ち出しをいたしました。国の中で残っている事業を使って農家支援をしたい。そういうような中で省エネ効果10%上がるようなしくみを作ったものに対しまして、国が補助率2分の1で補助をするものでございます。国からいただいた補助金をそのまま農業者の方に市の予算を通じて交付をする、そういう事業でございます。

事業の中身としましては、花卉農家がありまして、その農家が平成17年度事業としましてカーテン工事、あるいは多段式サーモ、あるいは循環線というようなことで、こういうものを入れることによって省エネ効果が約16%図られる、そういうようなことで本年17年度事業として実施をさせていただく予定になっております。

それと、その下に畜産振興事業事務費ということで、負担金補助及び交付金の中に2,000万円計上させていただいております。これにつきましては、産地食肉処理体制強化推進補助金というようなことで、事業主体につきましては千葉県食肉公社が実施をします汚泥の処理施設、これに対しまして市で助成をしながら汚泥の量を減らせる、そういう装置につきまして約2,000万円ほど補助金として交付をさせていただくということになっております。

それと、19ページの一番下の方に水産関係で予算額負担金の方で990万円ほど減額をさせていただいております。これにつきましては、先ほどの18年の予算の中で説明しました飯岡漁港の堤防、ここにつきまして釣りなり、あるいは遊歩道を使えるような、そういう堤防の整備が若干今設計の方が遅れていまして、その分につきまして事業実施できないというよう

なことで、県の事業実施の減額に伴いまして負担金を減額する、そういう事業の中身であります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに担当課長ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、補正につきまして、ただいまお2人の課長から説明をいただきましたので、そのほかにつきましてご質疑を何点かさせていただきます。

18ページでございますが、農林水産業費の関係で農業振興費、制度資金の利子補給事業ということで700万円の減額になっております。これは利用する人がいなかったということで考えられますけれども、これについては簡単で結構ですから、内容的に減額した内容についてお伺いをしたいと思います。

その下の説明の2、園芸用の廃プラスチック処理対策事業、逆に56万2,000円ということで増額予算になっておりますけれども、年間を通じて56万2,000円ということで事業費がアップしておりますけれども、簡単で結構ですから、この内容につきましてもお伺いをしたいと思います。

それから、次のページ、19ページですが、説明の2、畜産振興費の中の家畜防疫対策事業155万3,000円という補正が組まれております。これにつきまして簡単で結構ですから、ご説明をいただきたいと思っております。

次に20ページでございますが、観光費の中の旭市観光協会の補助金10万円ということで、額は少ないんですが、これについて、これも簡単で結構ですからご説明をいただきたいと思っております。

最後に、同じ20ページの土木費の関係の街路費、駅前の広場の関係でございますが、17、19と説明欄で減額をされておりますけれども、事業の結果ということでございますが、これも簡単で結構ですのでご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、神子委員の質問にお答えいたします。

20ページでございますけれども、観光費のうちの説明欄、観光事務費の中の19節負担金補助及び交付金、これは10万円ということで少額でありましたので、補足説明は省略してしまい申し訳ありませんでした。これは夏に行われました七夕市民まつりにおきまして合併記念事業としましてサンバカーニバルを招聘して披露したわけですが、これによりますところの補助金の増額でございます。これは予備費を流用していたものを振り替え、また還元するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、農水産関係で3点の質問につきましてお答えさせていただきます。

最初に資金関係でございます。約700万円減額をさせていただいてあります。これにつきましては、農業近代化資金の方につきましては、実は農業者の方がより有利なというようなことで、下にあります農業経営基盤強化資金の方にだいぶ移行しております。そんな形で、以前は農業近代化資金、利用者が多かったんですけども、当初の見込みよりも相当数減ったということでございます。

それと、下の540万円、農業経営基盤強化資金、いろいろ農家の中でスーパーL資金というようなことで認定農業者のみが使える制度資金でございます。これにつきましても、関東、あるいは全国の中でも実は旭市が最も多く借入れをしている地域でございます。そんなことで、農林漁業金融公庫の職員にも月2回ほどここで在所しまして、資金相談等もしております。ただ、県も利子補給をしております。そういうような形で農家には低利な形で融資をしているわけですが、平成17年度の資金枠が2月でなくなってしまったと。公庫全体ではあるんですけども、県が利子補給の枠がないというようなことで、もうこれ以上貸し付けするな、そんな形で実は貸し付けをストップしてある経過があります。これにつきましては、年度が替わって18年4月から早急に待っていただける農業者についてはそういう資金対応でしております。そんな形で、借入れ者の数が減ったという部分かと思えます。

それと、園芸用の廃プラスチックの関係でありますけれども、56万2,000円、これは増でありますけれども、現在首都圏の方でキロ当たり21円ほど廃プラに対しまして補助をしております。農家の施設園芸のビニールでありますけれども、これを東金の方へ持ち込みまして再利用する、床材にするわけですが、これにつきましては合併しまして、特に1市3

町の中で当初見込んだよりも相当数多くなりまして、こういう56万円計上をさせていただいてあります。

それと、家畜伝染予防事業補助金、これは主に豚、鶏、牛、それらに対しましての予防注射のワクチン代、注射等の補助でございます。ただ、主な原因としまして増になったものにつきましては、オーエスキー病、豚の病気ですけれども、これにつきまして相当数接種の本数が多かった、そういうようなことで155万3,000円を増額させていただいてあります。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 旭駅前線の関係でございます。

17節公有財産購入費、この減額でございますが、代替地としましての売却先の変更によりまして、土地開発公社からの先行取得用地の買い戻しの変更でございます。それから、19節負担金補助及び交付金の減額でございますが、当初これ15%で計上しましたが、13.5%に負担割合が下がったためによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第10号について質疑を終わります。

続きまして、議案第12号について農水産課長、説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第12号につきましては、農業集落排水事業の補正の予算でございます。本会議でご説明しましたように、特に説明ということにつきましてはありません。

○委員長（向後和夫） それでは、ただいま担当課長の説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第20号について都市整備課長は説明をしてください。

○都市整備課長（島田和幸） 特にございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 旭市都市計画審議会条例につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

新たに条例ができるということですが、第2条で組織ということで、組織は委員10名以内ということになっております。この審議会の委員としては、学識経験を有するもの、市議会議員、関係行政機関の職員、公募による委員ということで、2項でこれが示されております。したがって、10人以内という組織につきまして、1から4まで掲げられております人数的なものについては現在検討されていると思いますので、お分かりでしたら内容的にお示しをいただければと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 組織は10人以内でということをお願いしたいと思っています。

学識経験を有するもの、現在のところ考えていますのは4名、それから市議会議員が2名、関係行政機関の職員が2名、公募の委員が2名を予定してございます。

それから、こういった方を委員に選任、お願いするかということでございますが、まず学識経験を有するものでございますが、これは都市計画に非常に関係がございまして建築士会とか、それから商工業団体、それから農業団体、それから県のOBとか考えてございます。それから、関係行政機関は県の出先機関です。土木事務所、今整備事務所といいますけれども、それから警察署長とか、こういった方々にお願いできればと考えております。それから、市民はもちろん公募で2名をお願いしたいと思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいまの説明の中で、公募による委員の方は2名という予定をされているということでございます。これは広く公募するわけでございますけれども、男性女性ということを考えたときに、機会均等であればどちらもいいというふうな考え方がありますがけれども、この公募についてはどのようにお考えなのかどうか、もしもお考えがございましたらお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公募ですから、広く広報等を通じまして公募をするわけでございますが、男性女性また何名ということは考えてございません。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続きまして、議案第29号について下水道課長は説明をしてください。

○下水道課長（山崎健次） 本会議におきまして説明しておりましたので、詳細についてのきょうの説明はございませんけれども、お配りしております常任委員会資料の方で、旭市下水道条例の新旧対照表の方でございますけれども、左側が現行でございます、右側が改正案となっております。

第10条につきましては下水道法の改正によるものでございまして、条例が引用している法の条文が繰り下がったために、法第12条の10第1項を法第12条の11第1項に改めるものでございます。

次に、使用料関係でございますけれども、第16条は消費税法の関係に伴います条例の改正でございます、現行が別表の方が使用料が外税になっておりますので、それを右欄の内税方式、いわゆる総額表示に改めるものでございまして、いずれにしましても10条、それから16条関係の内容が変わるものではございません。

以上です。

○委員長（向後和夫） 下水道課長の説明が終わりました。

議案第29号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続きまして、議案第45号について建設課長は説明をしてください。

○建設課長（米本壽一） 議案第45号につきまして補足をさせていただきたいと思っております。

1枚めくってまいりますと調書がございます。調書の中に幅員11.5から50.4、50.4というのの説明をちょっと申し上げたいと思っておりますが、これは飯岡バイパス側の隅切りを含めたすり合わせ部分が広い。普通は11.5という幅であります。

それと、千葉県が造った道路を市が何で認定するのかということは、当然これは疑問に出るかと思ひまして、先に説明しちゃいます。

あくまでも財源確保です。これ道整備交付金と申しまして、国の補助金をいただくためには市が認定しなくちゃいけないということでありますので、認定するものであります。

その後の管理関係がまた次の問題だと思ひます。認定は市が行う、国の補助事業の採択は

市が受ける、工事は県が行います。先ほどお話ししました県に6,000万円を渡して県が工事をするというものでございます。工事期間というか、この期間は1年間で終わりにするんじゃないなくて3年間でやろうかと思っています。18、19、20年度で行おうかということの計画でございます。

それと竣工後、竣工後というか、工事が終わった後の財産管理は県で、じゃふだんの管理はと申しますと、これは私、何人かの議員に県がやってくれそうだという話はしましたけれども、残念ながらそんなに甘いものではありませんが、ふだんの管理は市が行います。大きな修繕、大きな工事はまた県が行うと。こんな覚書を今取り交わそうということで協議中でございます。

説明は以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長の説明は終わりました。

議案第45号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 内容的によく分かりました。質疑をさせていただこうと思いましたが、ほとんど課長の説明がございましたので、話をする事はないんですが、この道路につきましては、私が知っている範囲では県道だということで認識がありまして、それがなぜ市道になったのかというのが一番初めの疑問でございまして、今課長の説明があったとおり、苦肉の策ということでありました。

そうしますと、県の考え方は今後3か年で行った後に大きなことについては県で管理をし、日常的にルーチンの関係については市の方でやるということでございますけれども、これで覚書を交わすというんですが、これいつごろ覚書を交わすものなのかどうかというのが1つです。

それから、予算がかなりかかるということで、先ほども説明がありましたけれども、これについては3か年ということですが、そのほかにこれにまつわる市としての整備とか、あるいは県の整備が付随して行われるのかどうかについて、もう少し詳しく説明いただければと思います。

以上2点お願いします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） ただいまのご質問、覚書はいつまでに、これは県の機関、銚子整備

事務所が今度は旭市のエリアが海匠整備センター、今度は匝瑳市の県の機関に組織替えになります。ですので、今月中に覚書は締結したいというふうに考えております。県もまたその考えでおります。

それと、2点目の3か年で工事をするけれども、市としてほかにやるべきことは。市としてやるべきことは、先ほども説明しましたとおり、川島歯医者から中央病院までの道路を同時に進めていきたい、これが市のやるべきことです。県とすれば、これは先の話なんですけれども、飯岡バイパスから川島歯科までやって、中央病院のアクセス道、東西線としてこれはかなり生きてくると思います。でも、県とすればその先も整備してもらいたいというのが我々が要望していることで、県はぜひそれをやってもらいたい。といっても県の仕事だと思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子議員。

○委員（神子 功） 今回認定をする路線につきましても含めてのことで申し上げますけれども、県の方はかなり財政的に厳しくなってきておりますし、ご案内のように駅前線につきましても今まで予算がなかなか来ないということで、ずっと長く延びている。そういうような状況の中で、3か年ということで苦肉の策といいますか、市が認定をしなければいけないような状況にある中で、3か年を経過した後の状況、あるいは3か年の間に市がやるべきこと、県がやるべきことって考えられますけれども、覚書を交わして進めるわけですが、やっぱりどうしても立証できるものがないわけですよ。ですから、その辺本当に本腰を入れて、3か年で終わるんだということと同時に、これにまつわる整備につきましても県の方でやってくださいというよりも、逆に市の方から県にぜひお願いしたいということをやらないと、ただスタートがいいけれども結果的に延びてしまったということにならないでもないわけです。その点につきまして担当課長の方でお考えがございましたら、さらにご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほど覚書の話をしました。この金額についても覚書を締結するつもりです。だから1年目をどういう工事を幾ら、2年目どういう工事を幾ら、3年目どういう工事を幾らということで覚書の中に入れます。ただ、国の補助事業の中でもうこれは申請しますので、そんないいかげんなことにはならないはずだし、またそうなってはいけないと

思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案どおり可決いたしました。

議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

議案第45号 市道路線の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第45号は認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(向後和夫) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） 商工観光課の中で、労働行政の一つといたしまして職業相談室を運営しております。これは高年齢者並びにパートタイマーの職業の相談に限って受け付けているものでございますけれども、この相談員が県より1名、それから市の方で1名雇い上げて日常の職業相談に応じているわけでございますけれども、こういう同様の相談室が県下で12施設ございまして、旭市がこの利用者が一番多いということから、今般国の機構改革の中でこの相談室を国所管の地域相談室として運営するということになりました。

この内容でございますけれども、従来の相談員、県・市1名ずつを国の雇い上げた相談員3名で運営するものでございますけれども、いわば銚子にございますハローワークのミニ版ということで旭市に設置をされるものでございます。

なお、市のかかわり方ですけれども、施設を市が提供するというので、ご案内のように4月から商工観光課が青年の家の方に移転しますけれども、この地域相談室が7月から国の所管運営になるということで、商工観光課の隣のスペースにこの相談室を開設するものでございます。そういうことで、これから市民等に十分周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人あり）

○委員長（向後和夫） ほかに課長、何かありますか。

じゃ建設課長。

○建設課長（米本壽一） これ毎年決算の時に正式に文書は出します。だけれども、きょうは口頭だけで報告いたします。工事件数の今の状況です。

なぜこれ言うかと申しますと、海上地区の議員から海上地区は随分工事が少ないという話がありまして、これは嶋田委員の話じゃないんですけれども、たまたま今年は持ち寄り予算なんです。各市・町の時の通年予算を組みまして、それを合併後に合わせた予算ですので、どうしてもそれぞれの市・町の色がついていますので、多い少ないが出ちゃっています。最終的に86本の工事を発注しました。これからも発注するというか、もうちょっと増えますけれども、86本発注しまして、4億1,000万円ほど、工事請負費だけでこれだけの金額になる

わけです。

各地区ごとに発表させていただきたい、金額で発表をしたいと思います。4億1,000万円の内訳、そうしますと海上地区がかなり少ないと分かってしまいますけれども、そういう意味じゃないよということだけのご理解いただきたいと思います。旭市が2億2,200万円、これは100万円単位で切ってしまいます。それから、飯岡地区が7,700万円、干潟地区が8,800万円、海上地区が2,100万円ということで、これはあくまでも各市・町の持ちより予算ですので、今年はこうなりますが、18年度はこうはならないと思います。執行率はだいたい92から95近くまで行くんじゃないか。予算に対する執行率です。今そんな状況であります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに課長ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） なければ今の報告の中に何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほどのハローワークの……（録音漏れ）

○商工観光課長（小田雄治） その件ですけれども、任命権は国にありまして、内々で銚子のハローワークの方との調整の中で、現在の相談に当たっている相談員をまず雇い上げたいという意向を国の方は持っているようでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 農水産課長にお願いしたいんですけれども、私、今農協の方の理事も担当しておりまして、給食センターの市の農産物をもう少し使っていただきたいと思います、よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○助役（重田雅行） 今の嶋田委員のご要望の件につきましては、学校教育課の方に要望があったということで私の方から伝えさせていただきます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいまご説明をいただいた中で、商工観光課長からご説明をいただいたハローワークのミニ版ということでの説明がありましたが、これは国の機構改革によると

ということですが、現在庁舎の裏側でやっておりますけれども、国がこの関与をするといえますか、国の機構になったことによって今現状よりも何か変わることがあるのかどうか。また利用する方々が特典として何かもう少しメリットがあるのかどうか、あるいはそのほかに考えられることについて話し合いがなされていればお伺いしておきたい。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、ただいまのお話でございますけれども、本来職業のあっせんは国の事業だということで、現行で運営しております高年齢者、パートタイマーの職業相談はたまたま千葉県が国と色々な背景がある中で、本来であればできない部分というところがございますけれども、そういう職業の紹介にとどめておくべきところを国に代わってある部分までこの相談室でやっているということから、今後ハローワークのミニ版ということになりました場合には、直接このエリアの中で利用される方というよりも、八日市場辺りが現在相談室があるわけですけれども、この制度が18年度いっぱい現在の制度がなくなるということから、八日市場地区の方々にとっては相談する場所、機会がないということから、今般旭市が7月から設置運営をする所へ相談に来るという代替ができるわけですけれども、ほかの県下10か所については今後どうするかということで、非常に路頭に迷っているというお話も聞きました。当旭市につきましては早いうちに利用者増がさらに進むだろうということから、国の方へハローワークのミニ版でぜひ運営してほしいという要望を出しておりましたら、幸いにもそういう開設の運びになったということで、職業あっせんについては先ほど申し上げましたように、本来は国がやるべきものを、千葉県の特殊な国とのかかわりの中からこれを行っていったということで、今度は現在行われている情報の提供等がさらに幅広くなるということに私も考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 実は、この問題につきましては、私も一般質問とか、あるいは委員会で議論をさせていただいて、ぜひそうしてほしいということで要望してきた経過がありますので、大変うれしく思っている一人なんですが、ぜひ今後の対応といたしまして、市が受け入れるということですから、まず駐車場の問題、それから啓蒙啓発ということで、案内板ということについても容易に来ていただけるように検討が必要と思います。予算もかかると思いますが、そういった予算措置も含めて駐車場が十分使えて来やすいような、そういう体制をとっていただきたいということで要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかにございますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） また今のことでちょっと要望ということをお願いしたいんですけれども、実際高齢者職業相談室、求人をするんですよね。そうすると社会保険に入らなくちゃあなたの事業所の紹介は途中でストップしますと。今でも実際の、一般質問の時にも言いましたけれども、地方経済というのは相当疲弊しているというのが現状なんです。特に消費税とかそういうことで、ほとんどの人が田舎の場合だと2億円の圏内に入っているのが、それが今度1,000万円までも、3,000万円以上2億円までが簡易課税だったのが、今度1,000万円から3,000万円までが簡易課税、それで5,000万円から2億円は普通のインボイス方式になりましたよね。それで中小企業というのは相当困っていて、赤字の企業というのがいっぱいあると思うんです。簡単に言えば保険も入れない、失業保険にも入れないという人はだめだよと、そういうような方向に向かっているということは、やはり今の小泉内閣も弱者切り捨てたみたいなどころがあるんで、特にそういう求人者の方々に対しても、もうちょっとソフトな対応をしていただければと思いますので、ぜひ国の方には伝えていただきたいんです。

大赤字でも求人は欲しいと、それでも失業保険なり社会保険は2名以上だったら入ると、半分強制みたいなどころがありますけれども、それは旭市の地域の企業者だけでなく、多分管内の企業者というのは結構会社が内容がいい人であればちゃんと社会保険へ入れると思うんですけれども、なかなかそこまで、例えば個人が負担したもののほかに会社もその分負担するようなことはできないというのが現状だと思うんで、もうちょっと柔軟な施策をしていただきたいと思いますので。

なお、国から出向、出向というより国の予算でやることであれば、もっとその辺の地域の企業の窮状を知っていただいてフォローしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（向後和夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時 1分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成18年3月13日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について
議案第 8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について
議案第 9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	高橋利彦	副委員長	明智忠直
委員	林一哉	委員	伊藤鐵
委員	嶋田茂樹	委員	佐久間茂樹
委員	林七巳		

欠席委員（なし）

委員外出席者（7名）

議長	鈴木正道	議員	神子功
議員	日下昭治	議員	柴田徹也
議員	景山岩三郎	議員	平野忠作
議員	島田和雄		

説明のため出席した者（22名）

助 役	重 田 雅 行	病院事務部長	今 井 和 夫
水道課長	宮 本 英 一	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院副施設長	石 毛 太 市	病院事務次長 兼 総務課長	伊 東 一 直
病院経理課長	鏑 木 友 孝	病院医事課長	加 藤 勝 治
病院整備課長	永 嶋 英 和	病 エ ネ ル ギ 院 一 長 課	椎 名 秋 雄
その他担当 職 員	12名		

事務局職員出席者

事務局長	来 栖 昭 一	事務局次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主任主事	石 毛 勝 子
主任主事	飯 笹 浩 一		

開会 午前10時 0分

○委員長（高橋利彦） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

ただいまより、公営企業常任委員会を開催いたします。

その前に一言、開催に当たりましてごあいさつ申し上げます。

きょうは、きのうとは打って変わって朝方雪がちらつきまして、花冷えの陽気となりました。そういう中でこれから常任委員会を開催するわけでございますが、この常任委員会、こういうふうに公営企業常任委員会といいますように、企業的な要素を持った委員会でございます。

そういう中で、今回この委員会に付託されました案件は7件でございます。委員の皆様方には一つ、慎重審議をお願い申し上げまして、簡単でございますがあいさつに代えさせていただきます。大変ご苦労さまです。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

神子功議員、日下昭治議員、景山岩三郎議員、平野忠作議員、島田和雄議員の5名の方々から本委員会を傍聴したい旨の申し入れがあり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いいたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 皆さんおはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は公営企業常任委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。

今、高橋委員長からごあいさつがございましたとおり、企業的な要素を持っている委員会でございます。しかも、一般会計の倍もある予算のある委員会ということで、大変な委員会でございます。一つ十分なるご審議をいただきまして、皆さん方全員のご賛同をいただければと、このように思います。どうぞよろしくようお願い申し上げたいと思います。簡単でございますけれどもごあいさつに代えます。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（高橋利彦） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、皆さん大変ご苦労さまでございます。公営企業常任委員会開催に当たりまして、執行部を代表いたしまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当委員会におはかりいたします案件は、平成18年度当初予算関係が3議案、それから平成17年度の補正予算関係が1議案、条例の新規制定が1議案、条例の一部改正が2議案、合計で7議案になります。今、委員長、議長からもお話がありましたように、審議の方慎重に、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、大変恐縮ですが、私これで退席させていただきますので、審議の方一つどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） どうもありがとうございました。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（高橋利彦） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての7議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第7号について、水道課長は説明をしてください。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） 水道会計につきましては本会議で説明いたしましたが、その補足

説明を若干申し上げます。

まず、水道料金13億6,349万8,000円あるんですが、ページは5ページになりますが、旧旭地区、海上地区、飯岡地区、干潟地区全体でどのくらいパーセントがあるのかということで、13億円の中に全体としましては、旭地区が全体の66%となります。海上地区が11%、飯岡地区が12%、干潟地区が11%というような割合になっています。

続きまして、他会計補助金、高料金対策補助金でございますが、これにつきましては1億3,416万7,000円でございますが、その中で基準外、これは国の交付税に算入される以外の市独自で出しているお金がございます。これが3,900万円ほど出しています。

続きまして、大きい事業ということで工事費の中で受託工事費という欄があります。2,377万5,000円でございますが、これにつきましては下水道事業、それと建設課の事業の中で、その工事に伴う切廻し工事ということで、下水道工事につきましては、場所につきましてはサンモールの南側、建設課の工事に伴う切廻しにつきましては、文化会館前のY字路、川辺商店の前、あの辺を一応予定しています。

続きまして最後になりますが、水道会計である起債の残高でございます。17年度末現在35億7,401万6,628円ほどございまして、本数にして50本でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（高橋利彦） 水道課長の説明が終わりました。議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） それでは、二・三点ほどお聞きしたいと思います。

まず最初に、給水申し込みの見込みが320件増の根拠はどのような計画の中で増加するのかどうか、それを聞かせていただきたいと思います。

また、先ほど旧市町村ごとの利用率のパーセンテージがありましたが、それも聞こうかなと思ってたんです。加入率はどのくらいなのかなというような、だいたいそれと同じような数字だと思いますので、これは結構でございます。

もう一つ、今回旭市が合併しまして、今まで旧1市3町の中での水道企業団からの割り当ての給水量ですか、もらう量はそれは企業団の中での量としては、現状維持でいくのかそれとももっと多くしてもらうのかどうか。現在旭市が給水量だけで足りているのかどうかということもちょっと聞かせていただきたいと思います。

あともう一つ、本当に初歩的な問題ですけれども、加入率がどのくらいの目安でいけば黒

字といひましようか、採算性に合うのかどうかその辺もだいたひの見通しをお聞かせいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） お答へ申し上げます。

まず1点目でございますが、給水申込金の関係でございます。これにつきましては、1年間と申しますか、1市3町で新規の申し込み分ということで取りあへず270件申し込みを見えています。加入金、これは参考的でございますが、7ページの資本的収入の中で給水申込金という欄がございます。この中で処理するんですが、加入申込金2,837万4,000円ほど組んでありますが、この中で1市3町別に一応出していますので、参考になるかどうか分かりませんがそれによって答へます。旭市が1,939万2,000円、海上が373万2,000円、飯岡が315万円、干潟が210万円です。これにつきましては、一般家庭からは10万5,000円もらっていますので、その257件分ということで一応加入の申し込みは見えています。

それで、給水の関係でございますが、旭市が1万5,030立方メートルです。干潟町が5,500立方メートル、海上町が4,858立方メートル、飯岡町が5,890立方メートル、計6万4,596立方メートル、これは1日です。一応そういう目安で申し込む予定でございます。

いつになったら、どのくらい加入者がなったら黒字になるかという問題でございますが、実は水道会計につきましては、収入の17%ぐらいが他会計の補助金、県の補助金を占めています。ご承知のように水道はもうかればもうかるほど県の補助金がなくなってくるというジレンマがございます。その辺がございますので、どの辺になったら黒字になるかというのは、なかなか公営企業、水道を運営している上において、じゃいっぱい入ってもらうのがいいのかどうかも含めて、その辺が非常に難しいところでございます。もうかればもうかるほど県の補助金もなくなってくる。高料金対策補助金もなくなってくるというシステムになっていますので、なかなか難しいところでございます。答へになるかどうか分かりませんが、一応そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 企業団からの割り当て、旧1市3町への割り当て、1日の量を聞きましたけれども、現在はこの量で今後の見通しとしてはほぼ足りるのかどうかというようなことで、改めて企業団への申し入れといひましようか、申し込みはしなくても済むのかどうか、

そこのところもちよつとお願いしたい。

もう一つ、今加入率の問題は黒字と加入を推進すればというような部分でジレンマがあるというような話も聞きましたけれども、せつかくの大きな事業でありましてやっぱり加入率を上げるということは、地域の健康面でもいろいろありますし、そういった部分の努力もしてもらわなければならない、ただ黒字になって国・県の補助金が少なくなるから、高料金対策がなくなるから加入率はもう頭打ちでいいやというような部分では、せつかくの事業としてはちよつと疑問視されるのではないかなと、そこの辺の考え方をもう1回聞かせていただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） それでは、水道の水量が足りるかどうかということでございますが、今の状況であれば1市3町分のこれまでの合計した水量で足ります。

それと加入率でございますが、これは誤解というか、私の説明がいけなかったと思うんですが、実は1市3町で水道を引いてあるけれども加入していない世帯、要するに引き込みはしてありますけれども使っていない世帯が約2,000世帯ございます。それにつきましては、加入するように毎年本人に通知をして努力しているところでございますが、現在山の水とかを使っていたただなものですので、なかなか使っていないのが現状でございます。その加入率を含めまして、それらを2,000件ある未加入者というか、要するに使っていない方もせつかく引いてありますので、それらを何件減らすかがこれからの水道課の課題となっていることは事実でございます。そのほかに未給水地域、先ほど健康の問題、いろいろありましたけれども、そういうところも含めましてなるべく水道を使っただくということで、水道課として努力していきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今の問題は了解しました。

もう一つ、違った質問でありますけれども、今既存の水道管から新たに水道を引くというような場合、どのくらいの補助があるのか、補助が全然ないのか、そこの辺の見直しはされるのかされないのか、そこの辺も一つお願いしたいと思ひます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） 実はその問題に関しまして、1市3町合併しまして、旭市は平成5年当時から自分たちで水道が必要な場合は自分のお金で引いていくと。ところが、あとの3町はある程度まとまれば町で引いていたという状況がございます。合併しまして、どういう状況がいいのかを含めまして、実は今水道料金の統一と同時に、それらの問題を解決しなきゃいけないだろうということで、今担当課の方で一応いろいろな所の資料を集めまして検討しているところでございますが、形的には水道料金統一とともに、それらの問題を負担をするかしないかも含めまして、これから皆さんと相談していきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑ありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 飯岡バイパスの沿線に水道が入る時期は、何年くらいかかるかお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） 飯岡バイパスの両脇に水道管ということの話でございますが、実はそれらにつきましても、今1市3町水道がばらばらで個々に経営していた状況がございます。それらを含めて1市3町を新市の水道事業ということで統一するために、3月を目途に調査をしています。それらを含めまして、例えば1市3町をつなぐ連絡管とか、先ほど林委員が言いましたバイパスの問題をどうしようかとか、また海上の岩井西部の水道の問題をどうするか、そういった1市3町で積み残した水道のいろいろな計画を含めまして、水道の調査の中に取り入れてどういう形で整備するかを今検討しているところでございます。それらの調査の結果が出次第、計画的にやっていくと思いますが、なかなかやっぱり大きい事業なので、飯岡の場合は6億円以上かかるということで、いつごろから整備ができるかということについてはまだ確固たるものができていないのが現状でございます。

以上です。

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 関連なんですけれども、今明智委員の方から普及率といいますか、海上の岩井地区とか、上水道法ですから多分水道事業というのは1個しかできないんだろと思うんですけれども、引きたくても距離があって届かないという所は、件数にしてあるいはパーセントにしてどのくらいあるのか。

そして、前にもちょっとお伺いしたことがあるんですけども、どうしても水道が来ない、自家水でやるしかない、だけれども水質が悪いですよ。飲料水にするためには、それなりの浄化設備が必要です。他の市町村では、それに対して10万円前後の補助金を出しているところがあると思うんです。どうしても上水を引いてほしいといっても距離的にあつていけないという所、あるいは引きたくても来てもらえないという所には、健康を維持するためにそういったものを、浄化設備とか付けなきゃいけないんだらうと思うんですけども、いずれそういった補助の要請というのが出てくると思うんです。今飯岡地区でも6億円以上かかるという話になると、1軒ずつ浄化設備を付けた方が早いという話も出てきちゃうと思うんですが、そうすると水道事業法にもちょっと矛盾するところが出てくるのかなという気もするんですが、その辺は数字的にどうですか。上水で行った方がいいのか、それとも1軒、1軒補助を出してきちんと飲める水を確保してあげた方がいいのか、その辺のところはどういうふうに考えていますか。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） 配水管の未給水地域の件数でございますが、現在うちの方で調べたところ、旧旭市が472件、旧海上が97件、旧飯岡が54件、旧干潟が98件という件数になっています。これは本管がいない所というふうにご理解していただければ。あと、佐久間委員がおっしゃいました1軒1軒浄水器のために補助をしていった方が安いじゃないか、どっちが得か損かも含めまして、その辺はちょっとうちの方としても水道会計で補助金が出るのかどうか。ご承知のように水道会計というのは水道を使っている方々の収入で運営しているような状況でございますので、制度的にそれが水道会計としてできるのかどうか。その辺がちょっと分かりませんが、どちらが得か損かも含めまして、ある程度見通しておけばいいんですが、まだそこまで検討していないのが実情でございます。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） ただいま佐久間委員がお話ししていただきましたけれども、旧海上地区におきまして、97軒ですか、引けない所があるというような中で、特に岩井地区におきましては本管から相当距離があるわけございまして、地区におきましても点々としているというようなことで非常に経費がかかると。そういう中で、逆にこれは旭市ではないんですけども、銚子市から引いたほうが非常に経費が安い。また、干潟町におきましても八日市場から引い

の方が安いというような箇所もあると思うんです。そういうことがこれからそういうことの中でできるのかどうか、その辺も含めましてお願いしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） ご承知のように岩井地区は銚子市に近い、ぎりぎりの所まで銚子市の配水管が通っていますので、委員おっしゃったようにそっちから引いた方が安いんじゃないかということもあります。ただ、実は飯岡のバイパスの関係で、ある企業が来た時に飯岡から取れないから旧海上町から水道の管を取りまして、旧海上町の水道料金を払ってやっていた経緯がございます。ということは、1つの事業体を越えて隣の町から水道を引いて、隣の町の料金を払ってやっている方もいます。そういうことを考えますと、銚子市から岩井地区の方を引いて銚子市の料金でやっていくということもある面では可能ではないかと思えます。ただ、来ている本管がどの辺でどのくらいの距離で、どのくらい太いものが来て、そこまで引けるかどうかということについては、これからも調査していかなければならないと思えますが、理論的には飯岡と海上が融通しあったように、銚子市と旭市が何かの協定を結んでそういうことができるんじゃないかなと思えますが、それにつきましても銚子市とよく相談しまして、できるかどうかも含めまして検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 先ほど、幾ら努力しても補助金等が減らされてしまうという話がありましたけれども、今現在全部で五千数百万円の赤字ですよ。それで累積もやっぱりそれに増えてきて、6億1,000万円ぐらいの赤字になっているんですか、残高がね。これ、このままずっと毎年増えていくという話になるんですが、本議会で来年の3月から多少値段を変えるという話もありましたけれども、今水道を引いていて使っていない所が約2,000世帯あると言っていました。この辺のところに入っていて、できるだけ繰越欠損を少なくしていかなきゃいけないんだろうと思うんですけれども、それによって補助金がまた減ってきて、ジレンマと先ほど言っていましたけれども、その辺何かうまい方法はないんですか。努力したらしたなりに結果が出るというような話は、とても考えられないんですか。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） なかなか難しいところなんですけど、ただ2,000件の方に入っていただけというのが一番いいことです。ご承知のように水道というのは、物を売るといっかいりる人の健康とか命にかかわるもので、毎日必要なもので、生活に絶対に必要なものでご

ざいます。それら先ほど委員がおっしゃった、私も言い方がちょっとおかしかったんですが、現実はやっぱり収益が上がると補助金が少なくなる。その17%の部分を国の補助金、県の補助金に頼っています。ただ、問題としては本当は料金統一の時に、ある程度上げていけばいいんですが、ところがこの地区というのは結構千葉県でも高い地区なんです。その辺のこともあります。果たして水道会計6億いくらの累積欠損を減らすために、じゃやみくもに上げていいかという問題もあります。ただ、水道課としてはそれらの未給水者の解消を図りながら、現在使っていない方への勧誘を含めて、それと経営の方ですがいろいろな無駄なことを省きながら、自分たちでやっていって少しでも利益を上げるようにしていかなければならないというふうに感じているんですが、答えになっているかどうかちょっと分かりませんが、ちょっとあいまいで申し訳ないですが、そういうことでございます。

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号について病院経理課長は説明をしてください。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、平成18年度旭市病院事業会計予算につきまして説明を追加させていただきますので、予算書の2ページをお開きください。

このページの一番下、3の職員計画の損益勘定所属人員でありますけれども、1,693人となっています。17年度の予算書では1,896人でしたので、203人の減少となっておりますけれども、これは平成17年11月議会で指摘がございましたが、臨時職員を予算科目上は賃金として扱うこととしたためによるものであります。このうち、医師などの有資格者以外の者につきましては、6月から派遣会社に身分が移る予定であります。勤務内容は今までと同様であります。

それでは、4ページの方をお開きください。予算第5条は継続費の総額と年割額を表していますが、現在の進捗状況につきましてご報告いたします。

医師宿舎新築事業でありますけれども、2月7日に中間決算が終了いたしまして、3月10日現在では3階が建ち上がりまして、躯体工事は69%まで進んでいます。それから、病院情報システムでありますけれども、現在4月稼働予定の医事会計システムとオーダリングシステムの既存オーダー部分につきまして、移行作業を行っています。また、3月6日付で官報にて医療改定の内容が告示されましたけれども、その修正作業も行っているところであります。

す。

それでは6ページをお開きください。第11条は重要な資産の取得及び処分についてであります。こちらの方は2,000万円以上のものを示すことになっています。上からまいりますと、マルチスライスCTシステムですが、既存の装置は購入後8年を経過したシングルCTでありまして、より精度の高い検査を行えるCTに更新を予定しています。

次の循環器系X線診断装置です。ここ数年循環器系疾患の患者が急増していますが、既存の機器は購入後8年を経過し、精度の信頼性にも問題が生ずるおそれもありますので、増設を予定いたしました。

それから、X線の一般撮影システムも更新後12年を経過していきまして、同様に撮影精度に問題が生じるおそれもありますので、更新を予定いたしました。

乳房撮影装置であります。現在の装置は通常撮影のみでありまして、穿刺等を伴う生検に対応できていないために購入いたしまして、診断水準の向上を図りたいと思います。

それから、超伝導型磁気共鳴診断装置であります。既存の装置は購入後9年を経過したMRIであります。より精度の高い検査を行えるように機器の更新を予定いたしました。

それから、開発費の電子カルテシステムは、病院情報システムを中心とするシステムでありまして、今後国の政策でもあります医療費の包括払い、DPCへの対応や蓄積されるデータを活用いたしまして、経営の効率化を図るものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

収益的収入のうち入院収益と外来収益についてであります。今回の診療報酬改定はマイナス3.16%であります。過去において平成14年度の診療報酬改定では、マイナス2.70%でありましたが、結果は逆にプラス2.37%に終わりました。そのようなことから当院への影響を、入院収益ではプラスマイナスゼロ%、外来収益ではプラス1%に設定をいたしました。

簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長の説明が終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） それでは何点か質問させていただきます。

1つ目は、今話がありましたように、診療報酬の改正がありましてマイナス3.16%、収入と支出が、この前の改定の際にはプラスに転じたというようなこともありますけれども、ここ9ページに支出の方の医業外費用の中で雑損失というような項目があり、雑損失の中で5

億1,558万円の損失を見ているわけでありますが、診療報酬を含めて5つの損失の部分があるわけですけれども、診療報酬としては単純に3.16%のマイナスになって、病院としてはどのくらい、さっきプラスマイナスゼロなのかなという収入支出でそういう説明があったんですけれども、実質的にはどのくらいの損失見込みがあるのかどうか、また5項目について今の段階で分かれば教えていただければと、そんなように思います。

また、全国的に医師も看護師も足りないというようなニュースが新聞、テレビで毎日報道されているわけでありますが、千葉県でも医師の数も都市部には多く、地方には少ないというような部分もあります。看護師についても現状非常に厳しいというようなことも聞いておりまして、旭中央病院は看護学校があるわけでありまして、看護学校の生徒が今定員が50人ですか、それをもう1教室とか看護師の養成をもう少し多くできないものかどうか、施設をすぐ増やすのは無理なのかもしれませんけれども、その辺のこれからの研究課題としても考えていないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

また、PETでありますけれども、本当に最新の機械でありますけれども、PETの今のところの利用状況といいたし、その辺はどのくらいなのか。それと、この間もニュースでもちらっとやっていたんですけれども、PETでがんを見つけられないと、そんなような部分もありますし、みんなにこの地域医療、病院圏人口100万人の中でのPETに対するいろいろな問題があるのかなとそんなようにも思いますけれども、その辺の病院側の考え方はどうなのかということも含めましてお聞きしたいと思います。

またもう一つ、有料駐車場化をして、手前の方のやつは今有料駐車場なんですけれども、その費用対効果の問題で、私も中央病院に近いものでかなりあそこの所を通ったりなんかするんですけれども、利用されていない部分があるというようなことで、あれだけのお金をかけて効果はどのくらい、そういう問題はどんなふうに考えているのかどうか、そのところも一つお聞かせをいただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 何点かご質問がございましたけれども、看護師の件について私の方からご答弁をさせていただきたいと存じますが、定員40名ということで実際には40名以上入っていただいていますけれども、ご指摘のありました点、病院としても大変問題視を実はしておりまして、ご提案のございましたクラスの増についても内々検討をしています。これは、許可の関係等もございまして、来年度すぐというわけにまいませんけれども、こ

こ数年のうちにぜひ実現したいということで、現在どういう問題があるのか等々を検討いたしています。ぜひ実現したいとは思っていますけれども、そういった国、県等の指導をいただいて今後検討をしてみたいというふうに思っています。

その他、雑損失等については担当の方からご説明を申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） 3.16%損失について、実質どんなふうなというようなことだったんですけれども、これは実際に今の診療のままでいきますと、この前議会で院長が申し上げましたように2億円から3億円ぐらいの減収になるだろうというのがあります。ただ、医療というのは自然増というか内容によってまた上がっていきますので、今現在では見込みとして、毎年診療単価というのは上がっていきますので、やっている内容によって変わりますけれども、なので予算上は入院はプラスマイナスゼロと、それから外来はプラス1%というようなことでしかちょっとこれは分からないというのが今言えることであります。

2番目の雑損失の内訳なんですけれども、5億1,558万2,000円ですけれども、1点目のその他雑損失というようなことでは9,247万円です。このうち診療報酬の査定減というのが4,240万円、それから取り立て不納欠損というのが2,093万円、それから有価証券の償還差損というのが2,914万円あります。2番目の消費税雑損失というのが4億2,311万円、それから不用品売却原価というのが1,000円です。それから固定資産売却損がこちらも1,000円です。

それから、次にPETにつきましてなんですけれども、現在の利用状況でありますけれども、だいたい9人という状況であります。この前新聞報道でPETが、これは国立がんセンターであります、PETがん検診にクエスチョンマークというようなことでありまして、これを見まして私もすぐPETセンター長であります吉田先生の所に行きまして話を伺うと同時に、それから人間ドックの患者さんにお配りしているという用紙をもらってきて見ましたが、お話でもありましたけれども、まずPET検査のがんの発見率はかなり高いというようなことあります。従来人間ドックのがん発見率に比べましても、かなり高い確率で発見をしていると。主に見つかっているがんの内容ですけれども、甲状腺がん、肺がん、大腸がん、乳がんなどでありまして、10種類以上のがんを発見している、大変有効だというようなお話を聞きました。

ただ、PET検査にも苦手なものがありまして、PET検査で使うFDGというお薬なんですけれども、尿路系に排出されるということで、骨盤の中の臓器にできたがん、膀胱がん

でありますとか前立腺がんというのは発見が難しい、苦手なようであります。また、胃がんについてもちょっと苦手ですというようなことを聞きました。

ただ、うちの場合なんですけれども、人間ドックではPET検査以外で見つかりにくいことを見逃さないためということで、PET検査が得意とするがんであっても、また決して100%では精度がないので、従来の有効性が確立している検査方法を併用して精度を上げるというようなことをしています。ということで、この新聞なんですけれども、国立がんセンターの数値はPET検査のみなんですけれども、当院ではより精度を上げるために、PETCTによる検査と他の専門的な検査を同時に行って、総合的な判断を行っているというような状況であります。

PET検査はがん検診が主な役割のように、マスコミ関係では思われがちなんですけれども、実際は当院ではそれは全体の10%に過ぎません。主な役割というのは、ステージングとってがんの広がりとかリンパや他の臓器への転移ですね。それから治療効果の判定、再発の診断というような当院はがん拠点病院にもなっていることもありまして、そのような検査を90%行っています。これらの治療は、治療の前と治療の最中と、それとある程度期間を置いた後に行っています。

それから、駐車場の費用対効果はどうかということでもありますけれども、年間で見ますと収入の方がだいたい1,900万円ぐらいであります。それと費用の方ですけれども2,476万8,000円というような状況で、差し引きしますと年間で約500万円ぐらいの損失なんですけれども、この駐車場を設定する前は、あそこの一番近い部分にいつも入院患者さんでありますとか、ほかの患者さんの車がいつもずっと止まっておりまして、なかなか必要な人が必要なときに置けないというようなことがありましたもので、つくったものでありまして、そのようなことから考えますと500万円は大きな金額ではないのかなというように感じています。

以上であります。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 丁寧な説明をいただきまして、大変どうもありがとうございます。

一番今問題になっています看護師の問題、事務部長の方から本当にいい返事を聞かせていただきました。せっかくあれだけ大きな病院でありますので、人材育成といいましょうか、そういった部分はなるべく早急に確保していかなければならないと思いますので、ぜひいろいろな部分に働きかけながら、我々も応援できる部分は応援していきたいと、そんなように考えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

後もう一つ、11ページに固定資産税の償却、さっきも収入の中でありましたけれども、105万円のあまり大きな額ではないんですけれども、それはどんなものを固定資産で償却したんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 11ページというと固定資産売却代金というようなものでありますけれども、こちらの方は固定資産を売った時の帳簿上の原価であります。今、通常この数字、例年予算上は100万円に消費税を加えまして105万円ということでやっているんですが、17年度もありませんでしたし、めったにないんですけれども、ありますとこのくらいの金額になるかなということで、予算上計上したものであります。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 今年度から派遣会社に一部移るということですが、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、老人介護師ですが、これは医療職のどこに入るのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） お尋ねの件でございますけれども、冒頭経理課長から予算書の2ページのところでご説明を申し上げたわけですが、医師等の有資格者以外の方については、一応6月頃ということで考えていますけれども、派遣会社の方に身分を移っていただくという予定にしております。

これは、今現在、有資格者以外の方について、臨時職員約100名ほどおいでになるわけですが、臨時職員ということで今までお願いをしてきていますけれども、いろいろな問題点もございますので、今回電子カルテを導入するということを契機に、派遣会社の方に身分を移っていただくということでございます。

ただ、ご承知のとおり、先ほどもいろいろなお話がございましたけれども、周辺の病院のいろいろな問題からどうしても旭中央病院に患者さんが集中してしまうという状況がございます。したがって、今現在私どもで考えていますのは、どうも業務量は減る心配がないといえますか、増える一方で大変職員も苦勞しています。ドクター自身も非常に苦勞しているわけですが、そういったことから考えますと、こういった臨時職員にお願いしている業務というのも、当面恐らくますます増える一方であろうと。そうすると現状では、病院

の総務課でそういった方々の管理もさせていただいていますけれども、正直申し上げて病院ではもう管理しきれないほどに人数が増えているのが実情でございます。新年度は急に増やすということは考えていませんけれども、恐らく今後の旭中央病院への集中傾向等を見ますと、業務量というのはますます多分増えていくだろうと。そうするとこれに対応するためには、もちろん正規職員を増やせば何ら問題ないわけですがけれども、先ほどご指摘もありましたように看護師、これは定員を増やしたいとは思っていますけれども、現状でも例えば看護師の方について常時実は40人程度募集をかけていますけれども、一向に応募者が増えないというのは、これが全く実情でございます。じゃ、看護師さん全体の数が減っているのかというところというのはなくて、これもドクターと同様に日本全体では決して減っているということはないわけで、どうしても東京を中心とした都市部に集中するというのが、残念ながらこれが実態でございます。そういうことで、病院としてもそういった看護師等については常時募集をかけてもなかなか来ていただけないのが実情で、そういったいろいろな問題点を考えまして、今ご指摘のありました臨時職員の方については、むしろこの際派遣会社の方で正社員という形で、身分も安定いたしますので、そういう形で勤務していただくことによって、この東総、旭を中心とする地域の若い方々の職場も確保できるということで、それが最善の方法であろうというふうに私どもでは考えています。

2点目のご質問については担当の方からご説明させます。

○委員長（高橋利彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（伊東一直） 介護福祉士という資格を持った方だと思います。これは行政職で扱っています。行政職1表の給料表を使用しています。

○委員長（高橋利彦） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） そうしますと、注射を打ったりしている看護師さんがこの表でいきますと部長職で6級、7級、それで一方介護の方のおしめやいろいろなことをやっている方が、これでいきますと10、11級までいくとなりますと、誰が考えても看護師さんというような職を選ばないで、そっちを選んでいくような形になりますから、看護師さんの数が少ないというのはそこにいくんではないでしょうか。

それと、派遣会社の件ですが、もう少し何社ぐらい入るのか、そこまでもし分かればお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 派遣会社につきましては、見積もりを取って比較をして決定するということになりますけれども、何分人数が多ございますので、これを1社に絞るとするのはやはり逆に問題もあるだろうということで、複数の会社にできればお願いをしたいと思っていますけれども、現状ではまだ決まっていません。

○委員長（高橋利彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（伊東一直） 今の級の話というのは、予算書の28ページの級別の標準的な職務内容というところでお話があったかと思います。確かにこの表ですと、行政職1の場合で10、11級というふうに、それから医療職の3表ですと6、7級が一番上ということになっていますけれども、表そのものが違いますので、確かに金額、内容的には級と金額というのは一致してはきません。それと、行政職の場合ですと、それぞれ職名で格付けが決まってまいりますので、介護福祉士の方が部長、次長という職名までいくというようなことはないだろうということですので、特にこの表の級の扱いにおいて、先生がおっしゃるようなことにはならないというふうに考えています。

○委員長（高橋利彦） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 職名のことを言っているではありません。結局、医療職でいいますと部長職、これは1名ですよ。1名の方しかなくて、結局給料では6、7級の何号俸と入るわけでしょう。だから、名前じゃなくて上がるあれが、準看護師だと2級までしか上がらないという、そうすると幾ら働いても、五十幾つになっても2級までしかないというようなあれになりますと、やはり看護婦さんの身分がちよっと低く思われているような気がするんですけれども給料面で、その辺はないですか。

○委員長（高橋利彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（伊東一直） この格付けにつきましては、国なり県なり、あるいはほかの自治体立の病院でもほぼ同様な格付けの表になっているかと思います。それで、要するに先ほども言いましたけれども、表が変わると級と金額というのは全く連動しませんので、ただ、これはじゃ準看護師が2級止まりで3級には絶対いけないのかといったような話かと思いますが、これにつきましては、別の格付けといいますか表がありまして、業務の重要性とか難易度によりまして上の級に持っていくといったような運用上のこともやりますので、必ずしもここでストップだといったような制度にはしておりません。ですから、今の医療職3表、看護部長がじゃここに1人かという話ですけれども、それもそういうことでいきますと、副部長で副部長の期間が長く、かなり難易度のある仕事をやるといった場合

には6級に格付けするといったような運用方法もあるわけです。

○委員長（高橋利彦） じゃ、ここで暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時12分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第8号の質疑を行います。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 今、パートさんに払っている賃金と、それから派遣会社に移した場合の賃金はどのくらいの差が出るのか。また、仮に派遣会社に移した場合、多いとなればそれは何年後から逆転するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 今考えていますのは、基本的に差は出ないということで考えています。それぞれの職員の方に支払われる給与については影響が出ないようにということで考慮しています。

ただ、実際問題として、派遣会社の方の事務手数料といいますか、そういったものがもちろん若干かかります。これについては、数年間の中でそういったいろいろな努力の中で病院としても吸収できるというように見込んでいます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） それでは何点かについてご質疑申し上げます。

まず、総体的な関係で耐震診断の関係からまず質問させていただきます。

先日の一般質問で、景山議員の時の質問の答弁でだいたい50%、昭和56年以前というのがだいたい50、50ぐらいというようなことで、これからいろいろ事務部長の方からマスタープランを練っているような答弁があったわけですが、次の日に委員長の高橋委員の質問の答弁では、村上院長が何か設計については入札で業者が決まったような答弁がありましたけれども、これはどのような関係の入札であるか一つこれは一番重要な問題でございますので、ご答弁を願いたいと思います。

それから、平成17年度も病院で何か経営コンサルを依頼している話も聞いていたわけですが、今年度も同様に経営コンサルに依頼をするのか、このコンサルとの契約の内容が問題なんです。どのような契約内容で、何か1日10万円ぐらいのギャラ、そういう支払うような内容もお聞きしています。成功報酬みたいな話も聞いていますので、契約内容が分かればお示しいただきたいと思います。

あと、これは医師住宅の関連でございますけれども、中央病院の医師住宅を副院長に払い下げたというようなことがあって、これをいろいろ騒ぎが大きくなったというようなことで、元に戻したというような話が我々議員のところへも何か怪文書みたいなそういうあれで郵送されてきましたけれども、これが事実であったかどうか、まずこの確認をお願いいたしたいと思います。

以上3点です、お願いします。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） 2番目の経営コンサルタントでの契約というようなことでありますけれども、経営コンサルタントでは、……（録音漏れ）……1回あたり10万円をお支払いしているものであります。

それと来年度も継続してやるような予定で、一応予算上は含めています。

それと成功報酬とかというようなことでありますけれども、特に薬品費の値引きとかそこから辺であった場合には、値引きはかなりほかの病院と比べましても、おかげで低く抑えられていますので、その場合に成功報酬というような形で別途お支払いしています。

以上であります。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 第1点の耐震診断等の関係でございますが、昨日院長がお話したということでございますが、これは日本の病院関係の建築において一番大きい設計事務所をはじめとして、約7社の設計事務所にまず私どもの病院の56年以前の建物をどのように改築なりしたらいいかということのプレゼンテーションを実施していただきました。それを病院以外の外部有識者という方2名が入りまして、病院上層部の方も含めまして検討しまして、3社に絞りまして、その3社の中からは一度細かい素案的なものを、図面等提出していただきまして、また同じく検討した結果1社に絞ったわけでございます。これに関しては、設計の依頼じゃなくて、あくまでもまだ基本構想という形で、こうしたらいいか、ああしたらいいかという基本構想の構築を現在やっているところでございます。今年度、17年度3月

末にはその基本構想ができ上がってくる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 3点目の医師住宅の件ですけれども、払い下げと買い戻しの事実があったかということでございますけれども、これは事実としてございました。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 1点目のただいま整備課長からご説明がありましたけれども、そういったしますと設計業みたいな形で、これは7社から3社に絞って最後の1社というようなことで、これは仕様面はどのような形になっているのか、まずその点をお尋ねいたします。

それから経営コンサルの関係ですけれども、このアドバイザー的な、この人間でなければそういうようなことができないんですか、ちょっとおかしいと思うんです。どういう契約の内容かといいますと、先ほど薬品の仕入れの差額でもって、それが成功したらと、そういう関係の人間、私は今までいろいろな形で聞いていますけれども、聞いたことがないんです。去年7月から新旭市の市民病院になったわけですから、最高責任者は市長なんですから、市長も事実これを現実知っているかどうか、私もまた後で確認をしますけれども、こういうようなことは何も旭中央病院でアドバイザーみたいなコンサルを頼まなくても、1日来たら10万円支払って、こういうことは本当はもうないようにしていただきたいというふうに思っています。何か今年度も計上してあるような話も先ほど説明でいただきましたけれども、再度これに対してご答弁をお願いいたします。

それから、医師住宅の方はこれは事実というようなことで、何か問題を騒ぎ立てられたということで、ちょっと私も聞いてはいますけれども、今後こういうこともあまりないように、この医師住宅払い下げの問題は旧1市3町の組合立病院の時であったわけでございますので、今度新市になりましたので、また一つ病院の方でも嚴重にこういうことのないように、これは答弁は結構です、よろしく申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 最後の部分のご指摘については謙虚に受け止めたいと存じます。

それから、コンサルタント、アドバイザーのことにつきましては、これは病院長といえますか事業管理者が、いろいろな観点から必要であるという判断からそのようにされているというふうに理解していますけれども、今日ご指摘があったということは院長にも伝えたいと存じます。

設計料については担当の方からご説明申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） マスタープラン、基本構想ですが、金額にして600万円でございます。これは、細かく言いますと図面ということが主なものなんです、現状として病院を取りまく社会環境ということと、それから医療の需要の動向、それと現状の病院の施設の問題点、それと自治体病院としての病院の役割とか疾病別の病床の想定、それとある意味では建設事業に係る費用的なもの、どのくらいということと、それと職員の配置、看護単位とかワンフロア、例えば四十何床を50床というような本当に基本的なものをいろいろ調べていただきまして、それを図面等に載せてもらうという作業をさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） では、ただいま説明いただきました設計についてでございますけれども、これはあと最終的な詰めはいつごろまでにできるかということと、この600万円の予算は13号のあれもありますけれども、今年度の予算でですか、どちらで支払いするんですか、その点をお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 費用なんですけれども、これは17年度で今現在のお話であります。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 先ほどお話ししました基本構想といいますのは、この3月末には図面等で出てくる予定でございます。それについて来年度18年度にいま一度中身を検討する委員会を作りまして、その旨できれば18年度後半には設計的なものができればよろしいかなとは思っていますが、今現在18年度は設計というより基本計画という形で予算計上させていただいていますもので、その範囲内で実施し、構築できれば19年度新たに設計料という形で予算計上させていただきまして進めたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今のちょっと関連ということで、今の林委員のご質問に関連させて質問させていただきます。

予算書がすごく丁寧にできていまして、結構分からないところがあったんですけども、

よく見ればだいたい分かるのかなと、そういうふう感じてきています。幾つか質問したいことがあったんですが、見ているうちに分かってくるというような感じなんで、かなり丁寧にできているなどそういうふうに思っています。そういう意味で、今の経営コンサルタントの契約というのは、これの何ページに出ていますか。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） そうですね、1回切った方がいいですね。それは切ります。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。じゃ、今出ましたので耐震診断についてという話、これは後で申し上げようと思っていたんですが、3月中に基本設計ができてしまうという話で、本会議で院長先生がマスタープランができるという話で、まだ時間があるのかなと思ったら3月中に。業者は誰というかもう決まっているんですよね。まず業者名を教えてくださいなと思います。

私、そういった面で商売してしまして、旧町時代も耐震の話結構させていただいたんですけども、あそこに12階建てというのはちょっとお勧めじゃないなと。まず地盤的に多分基盤に達しないだろうと。液状化地盤ですので免震というのではなくて、対液状化対策という話が出てきますんで、あまり地盤的にはお勧めできる場所ではないなと。それから地震という話ですけども、だいたい200年か300年に1回の確率ということですから、それがいつ来るかという話もありますけれども、もう1個、そういったときに一番心配なのはやっぱり火災だと思うんです。南側にかなり住宅がそろっていますよね。地震で建物が倒壊するということは多分ないのかな、あるいは傾くということはあるんだろうと思うんですけども、それ以前に火事の方が心配だなとそう思うんです。ですから、そういった意味では業者にその辺のところも含めて、アクセス道路の問題もありますけれども、できれば基盤に達するような台地の上とか、あるいは台地に近い方とか、そうすると今農免道路に面した辺りでもって、例えばこれは一つの例ですけども、海上中学校の北側辺りとか、もっとほかの場所を選ぶということもあり得るんじゃないのかなと。100年、200年のオーダーで考えれば、そういったことも考えられるのかなというような気がしますんで、その辺のところも含めて、3月末でしようから工期もあるんでしようけれども、その辺のところも含めてもう1回再考をお願いしていただけないかなと。安全性をきちっと確保できるかどうか、業者の方にその辺のところも含めて検討していただきたいと思っています。

取りあえず今その2点で。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 1点目のコンサルタントは予算書のどこにあるかということなのですが、37ページの委託費をご覧いただきたいと思います。

37ページへいきますと一番上なんです、15節委託費の業務委託料6億3,682万円、こちらの方に含まれています。

○委員長（高橋利彦） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） ただいま病院建て替え云々ということでご質問がございまして、地盤調査に関しては現在のところはまだ予定地はやっていません。先ほど基本設計ということじゃなくてあくまでも基本構想でございまして、設計ということになると耐震というか、構造計算とかいろいろ出てくるかと思いますが、まだそこまで進んでいません。それで、12階建てということでお話ししてありますが、これも現1号館、これが7階建てでございまして、この部分の地質調査等のデータを設計事務所にお送りして、その旨そういう形まで大丈夫だろうということでごございまして、まだこれは先ほどお話ししましたように基本構想でございまして、基本設計等になれば若干その部分で10階建て、もしくは9階建てになろうかと思いますが、今現在ですとそういう形で進めさせていただいています。

それとマスタープランの構想の発注業者でございまして、これは横河建築設計事務所というところにプランを作るように依頼してございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 場所の件でございましてけれども、これは本会議でも院長が答弁をさせていただきましたけれども、旭中央病院をこの地域の基幹災害病院ですけれども、そういった中心的な病院たらしめている一番大きな理由というのは、これは委員の皆様方よくご存じであろうかと思いますが、何よりも救急体制がよその地域、病院に対して非常に整っているというのが大きな理由でございまして。ご案内のとおり旭中央病院では、特にドクターの方には病院の隣接地にお住まいいただくということで、そういった体制をとっています。したがって、議会でもご指摘がございましたけれども、いろいろなほかの場所は確かに、正直言ってさらな所へ建てるというのは魅力もあるわけなんですけれども、残念ながらそういった救急体制をとるということを考えると、医師の住宅も全部回りにじゃもう1回建て直すのかとか、さまざまなそういった制限の要素がございまして、やはりそういった

ことで考えていきますと消去法的な発想かもしれませんが、現在の敷地の中に建てるというのが、現状考えられる費用、いろいろな財政上の制約を考えますと一番ベストと言えるかどうか分かりませんが、考えられる中では一番最善の選択肢ではないのかなというふうに病院側としては考えています。

それから、基本設計あるいは基本構想について、いろいろお話がございましたけれども、何分ちょっとこれは金額が、まだ全体じゃ幾らかかるといのは、なかなか1回数字を出してしまいますとひとり歩きしてしまいますのでちょっといづらいですけれども、少なくとも100億円をはるかに超える金額がかかるであろうことはまず間違いないというふうに思っています。

これは、起債の許可制度というのが19年度分からなくなるんですけれども、実際には許可制度はなくなるんですけれども、協議が必要だということが言われておまして、100億円以上の起債を借りようとする場合は、多分これは病院ですから政府資金で面倒を見てもらえるかとは思いますが、ほぼ1年前に詳細なプランといいますが、そういったものを持ってきて協議しなさいという国の方の制約がございます。ところが、設計着手前に来なさいという、こういう難題でございまして、要するに病院側で勝手に案を作ってもう設計までしてしまって、どうにも中身が変えられなくなってから相談に来られてもそれは受けられないよというのが国の姿勢でございまして、したがって今そういったマスタープランも作成していますけれども、それ以外に今度18年度は、これは後で経理課長の方から数字を申し上げますけれども、マスタープランのさらにその後の設計着手前に基本構想のもう少し詳細なものですけれども、いわゆる構造計算等を始める前の各診療科のヒアリングですとか、看護部であるとか、事務部門もいろいろなスタッフ、いろいろな部門がございまして、そういった各部門の要望を聞いて一つの新しい病院の理念といいますが、そういったものを国に持っていけるレベルまでにまとめ上げるという非常に膨大な作業がまだ、恐らく1年近くかかってしまうと思うんですが、そういう作業がまだ実はございます。それで国に行って協議をして、この程度の病院の規模を建ててもいいよ、起債も面倒見ますよという内々の了解をいただければじめて基本設計に着手できるという仕組みになっています。

今申し上げた18年度分の予算等については、経理課長の方からご説明を申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 予算的にでありますけれども、資本的支出の方で1億円組んでいます。内容が今事務長からお話がありましたけれども、何が幾らとかというようなことが

はっきり分からないもので、大まかではありますけれども取りあえず1億円を計上してあります。予算書の43ページであります。資本的な支出の方であります、ここの工事費のところであります。備考の方を見ますと医師宿舎、内科外来とかというのがありますが、ここの「など」というところではありますが、全部書ききれなかったもので、ここの方にある7億2,610万円というようにありますけれども、ここのうちの1億円であります。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。耐震診断という話で、この地区の基幹病院ということで今のところで安全性に多少疑問がないわけでもないなというふうに思えたものですから、その辺のところを十分チェックしていただいて、お話を進めていただければと思います。やはり、どんな地震が来ても残っていてくれなければならない病院でございますので、その辺でちょっとチェックが必要なのかなとそういうふうに思っていましたもので、その辺よろしくお願いいたします。

ちょっと話がかなり初歩的な話になって、戻ってしまって申し訳ないんですけれども、予算書の中で減価償却費というのがありますね。減価償却費が18億5,000万円、支出の方で出ています。それで貸借対照表の方で、減価償却の累計の方から見るとちょっと金額が合わないのかなと。この辺も中をよく見ていけば分かるのかもしれないんですけれども、この辺の説明をお願いしたいと思うんです。

それから、本当に初歩的な質問で申し訳ないんですが、建設改良費というのがありまして、これが29億2,000万円出ています。ただ、資金計画の方では24億8,000万円になっているんです。この辺の差です。

それからあと有価証券で12億円の受け入れ資金が入っているんですけれども、貸借対照表の方では約12億2,900万円ぐらい減っているんです。多分国債を換金したんだろうと思うんですけれども、それによって多少損が生じているんですか、金額的に目減りしているんですか。

その点と、あと先ほどのもう1回各事業、看護師養成事業、それから介護老人事業、養護老人保護事業ということで、事業別に見ると若干マイナスになるのかなという気がするんですけれども、その辺はこれから先の点も含めてどのようになるのかちょっと教えていただきたいと思います。

それから、先ほど37ページの業務委託料の話が出ました。これは合わせて約11億円あるん

ですが、先ほど林七巳委員から出た話とはまた別なのかもしれないんですけども、結構今経営コンサルの話も出ました。そのほかにどんなものがある、どこら辺に何社ぐらいで委託するのかと、その辺を教えていただければと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） すみません。1点目の減価償却費と原価償却累計額というのが合わないということであったかと思うんですが、減価償却費というのは当年度だけの減価償却でありまして、貸借対照表の方の累計額というのはまだ資産がある限りここに蓄積されていくものでありますので、そのようなことで合わない状況であります。

それから、資金計画の方で24億8,000万円というような……これは有価証券ですかね。じゃ12ページをお開きいただきますと、有価証券のところ、こちらの方ですけども、これは期間がその年度の中の4月から3月までのものであります、資金計画が。実際には費用が発生しても通常のもの1か月後に払うというようなものであったりとか、器具備品の場合は3か月後に払うというようなことをしていますので、そこら辺で差が生じています。

それから国債でありますけれども、今回例えば5番の有価証券というところが前年度決算時期、つまり17年度では入ってくるお金が9億円で、当年度は12億円というようなことで、それから今度支払いの資金の方でいきますと、有価証券4番にありますけれども、こちらの方はゼロ、ゼロというようなことであります。ですから、17年度は9億円で、今までの満期が来ていたものがあつたんですが、それは18年度が12億円というようなことであります、要は私が言いたいのは、有価証券の方は支払いでありませんで、これは今年度、18年度がちょっと経営的に厳しいことがありますので、予算書にお約束できるようなほどの資金を、そちらに回すというようなことができないというような状況からこのようなことになっています。

各施設の、先生がご心配になったのは黒字が出ていないというようなことであろうかと思うんですが、まず基本的に17年度と違いますのは、各施設とも減価償却費というものが、今まではいろいろな項目で、あれは行っていなかったものが行うようになったということで、その分の費用が発生している。減価償却はご存じのとおり理論上の費用であります、その分は内部に留保されますので、資金的な問題ではないというようなことであります。3施設とか各施設につきましては、それが一番の原因かと思っています。

それと委託費の内訳ですけども……

○委員長（高橋利彦）　じゃ、ここで自席で暫時休憩します。整理してください。

休憩　午前11時51分

再開　午前11時53分

○委員長（高橋利彦）　再開します。経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝）　業務委託関係でありますけれども、合計の方が6億3,682万円となっています。件数なんですけれども、50件ぐらいあります。どんなものが大きいのかといいますと、まず清掃業務ですが、こちらの方が3,120万円というようなことで大きいですし、それから基準寝具が1,512万円、あと塵芥処理、廃棄物ですけれども、これが1,296万円、検査外注の方が6,700万円等々でございます。

以上であります。

○委員長（高橋利彦）　佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹）　すみません。何か細かい話をお伺いしちゃって申し訳ないんですけれども、まず最初に減価償却と、先ほど答弁漏れというか建設改良の話がなかったような気がするんですけれども、減価償却と建設改良関係が非常に分かりにくい分野だと思うんです。私なんかかなり分かりにくいんで、貸借対照表の方の減価償却累計額、19年3月から18年3月を差し引くと、18年度中の減価償却額が多分19億2,800万円ぐらいになるんだろうと思うんです。それで、この支払いの方の18億5,000万円という減価償却が7,000万円ぐらい変わっちゃうと、損益が赤字になっちゃうということも出てくるんです。ただ、よく見ましたら、減価償却の累計額の各事業の中に減価償却が隠れているみたいなんです、支出の方に。それでちょっと違うんだろうと思うんですけれども、ただそれでもちょっと分からないところがあったもので、その辺をちょっと教えていただければと思ったんです。

それから有価証券の方なんですけれども、有価証券の方も多分国債だろうと思うんですが12億円換金して受け入れが入っていて、資産の方は12億2,900万円減っているわけです。そうすると2,900万円がどうしたのかなと、その辺の話です。

それと建設改良の話は4億円ぐらいしか違わないんですけれども、ちょっとその辺の違いがよく分からないんで、後でも結構ですけれども教えていただければと思います。

それから、業務委託の話ですが、これは希望なんですけれども何をどこに何社ぐらいとい

う話なんですけれども、できるだけ地元の業者、できれば旭市内に本社がある会社で、なくても市内の人を使っていたら、会社を選んでほしいなという観点からお伺いしたわけでございます。

あと、追加で申し訳ないんですけれども、消費税の納め方、これもまた分かりにくいんですけれども、消費税をどういうふうに納めているのか、それもちょうと教えていただければと思うんですけれども。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） 1点目、2点目と4点目について申し上げます。

差額でありますけれども、先生おっしゃいましたとおり、予算書の方で見ますと各施設の方に減価償却費というのがありまして、それを足しますとぴったりいくようなこととなります。

それと2点目の雑損失ですか、こちらの方は予算書38ページなんですけれども、その他雑損失というところの3番目のところに9,247万円あります。こちらの方で、先ほど私はお話ししましたけれども、この金額の中に有価証券の差損というのがありまして、それが2,914万円であります。当院の場合、だいたい購入している国債は既発のものであります。それで途中で売ったりいたしますと、もうかることもあるでしょうけれども、損をすることもあるということで、資金計画ではもうだいたい3年後、4年後ぐらいまでに満期を迎える国債を購入しています。その差損なんですけれども、だいたいオーバーパーのものが多いので、そのものを買っています。つまり、1億円で額面のものを1億何百万円とかというように購入しています。帳簿上はそのようなことで有価証券を載せるんですけれども、精算するときにはその分が差損ということになってしまいます。ですけれども、普通の預金よりも国債の方がトータル的に見ますと、利率が多いものでありますので、そのような方法をとっています。ちなみに、有価証券の利息というのがこの予算書では31ページにありますけれども、2,173万円というような状況になっています。

それから、消費税の納め方というようなことでありますけれども、こちらの方は年4回で払っています。9月、12月、3月、それでその差額を6月に決算ということで納めるようになっています。これは、決まりとしては前年度に確定した額の取りあえずは4分の1ずつ納めまして、それからこのような精算というような形であります。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございました。

消費税なんですけれども、控除対象外消費税額というのが貸借対照表にありますね。預かった消費税全額納めているんですか、まずその点です。

それから、建設改良費の違い4億円がまだちょっと答えていただいていないのかなという気が……お願いします。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） まず先に建設改良費の方ですけれども、4億円の方は未払金になっています。貸借対照表でいきますと15ページの真ん中辺ですが、未払金のところのその他未払金というのが11億9,300万円あります。こちらの方なんですけれども、内訳になってしまいますが、この中に器具備品で3億7,000万円と、それから開発費で5,800万円という数字が入っています。こちらの方の内容はそのほかに貯蔵品関係です、医薬品で5億円ありますとか、診療材料等で2億5,000万円、その他のいろいろな貯蔵品で1,500万円というの入っています。

それから、消費税のお話でありますけれども、ちょっと消費税というのはかなり複雑でありまして、通常の事業でありますと、仕入れた金額よりもいただく金額の方が多いので、その差額を納めるというようなことが通常の場合であります。ただ、病院事業によりまして、収入のほとんどを占めますところの医業収益、入院収益、外来収益などがほとんど非課税であります。ですから、計算上はその分が本当だったら還付になるというような計算になるんですけれども、そこの辺消費税の計上の仕方でも決まりがありまして、課税売上額と課税支出とかというようなところで、課税売上割合というのが、これは課税プラス非課税分の課税なんですけれども、こちらの方が90%以下の場合は、そのパーセントによって計算しなさいというようなことなんです。先ほど申し上げました医業収益は来年度の見込みでは4.463%というようなことであります。全体では消費税は7億2,700万円ほど来年度はかかる予定なんですけれども、このうち今の比率でいきますと3,200万円程度にしかありません。

一方、課税売上げということで収入、こちらの方は室料差額収益とかが主なものなんですけれども、そちらの方が6,140万円ほどありますので、先ほどの課税で支払ったという3,245万円なんですけれども、こちらと比べるとやはり納税が新たに2,890万円発生してしまうというような状況です。

そのうち、非課税と見なされてしまった金額は6億9,400万円ほどになるんですけれども、こちらの方はその仕入れたときの税金を3種類に分けます。通常の収益的支出の分と貯蔵品

の分、こちらの方を合算したものが予算では貯蔵品だけなんです、決算では両方足した額で5億6,200万円ということになります。資産の購入のために費やした費用というようなものが控除対象外消費税額というようなことで整理されまして、1億3,200万円余りというようなことであります。こちらの方は、購入した資産の耐用年数とかもありますが、決まりでは20年以内に償却するというようなことで控除対象外消費税の償却の方に載っています。こちらの方は大変私が説明しても、書き取られてもかなり複雑なものでありますので、後ほどこの計算のものをお示ししたいと思います。

以上であります。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございました。

○委員長（高橋利彦） ここで、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時15分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第8号の質疑を行います。

なお、柴田徹也議員より本会議を傍聴したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

質疑ありませんか。

嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 本年度はオーダリングシステムを4月から開設するというようなお話が先ほどございました。18年度におきましては電子カルテに取り組んでいくということで、いろいろお聞きしたいんですけれども、そういう中でオーダリングシステムなんです、この件まだ開設してはないんですけれども、メリットとしては情報提供がスムーズにしやすいというような点、あるいはこれも患者あるいは事務の経費節減という形の中では非常にいいというようにも思われるし、現在厚生労働省におきましてはこのシステムの全国展開を目指しているというようなことで、きのうの日本経済新聞にも「医療記録のIT提供」というようなことで出ておりました。そういうような中でまた逆にこれをやっていく中で、デメリットというんですか、非常に経費がかかるんじゃないかという問題も出てくるようでございます。

し、またこういうシステムを導入した場合、医師がパソコンに目を向けまして、本来の患者に対するサービスが低下するんじゃないかと。これは数をやっていく分には非常にメリットが出てくると思いますけれども、現段階ではそういう中でどうしてもパソコンに目をやり、患者の方に目を向けるのが少なくなるんじゃないかと、そういうような話もちょっとお聞きしているわけなんです。そういうことの中では、医師の負担がかかりすぎてくるということと、また個人情報の漏えいという問題も出てくるんじゃないかと。またそういう中で、疾病患者によりまして精神的な負担という面も、これからは出てくる問題の一つじゃないかなと思います。その辺のことが分かればちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 用度課主査。

○病院用度課主査（片見武寿） 用度課の片見と申します。今の件についてご説明させていただきます。

まず、オーダーリングシステムなんです。電子カルテに移行するにあたって現在オーダーリング、注射とか処方の一部オーダーでやっています。そのシステムを新しい医事のシステムに移行するために、この4月から移行という形でスタートします。その後、まだ始まっていない注射処置、オーダーを始めまして、最終的に電子カルテに移行するという形の予定になっています。

次に、医師がパソコンに向かって患者の方を向かないんじゃないかというご指摘がございましたが、この件につきましても院内で十分検討して、そういう形にならないようにということ今検討をしています。

メリットなんです。患者の情報を外来のその場で患者様と共有して見ることができるというのが大きなメリットですので、パソコンに医師が向かうというよりは、患者様と一緒に見て見るというような形で考えています。

次に、セキュリティーの関係なんですけれども、今世の中でいろいろ問題にはなっていますが、その辺のところを十分考慮した上で構築するという形で考えています。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 今ご説明がありましたけれども、医者が結局パソコンに目をやると、それでそれなりを打っていくということなので、今まで診察していた範囲内より時間がかかるとかそういう面はどうなんでしょうか。サービスが低下するというその辺のを含めてどういうものか。

○委員長（高橋利彦） 用度課主査。

○病院用度課主査（片見武寿） 確かにご指摘のとおり、今までの診察よりも多少時間がかかるということはあるかと思われま。ただ、合理化する分でその辺のところは吸収するような形で考えています。以上です。

○委員長（高橋利彦） 他に質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号について、飯岡荘支配人は説明をしてください。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方から追加をして説明の方を簡単にさせていただきますと思います。

まず、国民宿舎につきましては、独立採算が前提になっていますので、まず今年度、平成17年度の経営状況でございます。提出してあります予算書の方ですけれども、16ページに予定損益計算書を示してございます。

この計算書の方ですけれども、昨年7月から今年3月31日までの予定ということで示させていただきました。経常利益の方が1,183万8,000円となっていますが、これはあくまでも9か月の前提での予定でございます。これを通年ベースに換算した場合ですけれども、昨年4月から6月までの利益の方がマイナスの計上になっています。705万5,000円のマイナスになっていますので、通年ベースに直しますと、今年度の通年ベースの予定が478万3,000円ということで、今従業員一同取り組みをさせていただいています。今月の予約の状況等を見ますと、ほぼ達成するのではないかとということで努力をさせていただきたいというふうに思います。

次に、経営診断につきまして簡単に補足して説明させていただきます。来年度に経営診断の実施計画を持っていますが、予算の方では宿舎経費の中で予定をしています。宿舎経費の中の委託料になるわけですけれども、一応120万円程度をみています。

なぜ、じゃ経営診断をやるかということですが、実は利用率でございますが、平成元年に58.2%の利用率がありました。これが過去最高でございます。宿泊人数が約3万4,000人でございます。それで平成16年ですけれども33.1%ということで、約1万9,300人という結果でございます。なお、今年度につきましても宿泊の方が約1,300人前年度に比べて減るのではないかとという予想を立てています。また、休憩につきましても約900人減少とい

うふうに見ています。そんなことで、やはり国民宿舎を取り巻くホテル・旅館業がさまざまに変化しています。あるいは進化をしているといった方がいいかも知れませんが、そんなことでやはり専門家の立場から見た診断をしたいということでございます。現状での問題点を出すとともに、どのような形で改善をしていったらいいのかということを経営診断の方で明らかにしていきたいというふうに思います。

それと、予算の方ですけれども、1ページに業務の予定量が書いてございます。宿泊につきましては2万人を予定していますが、これは昨年までと同じ目標でございます。ただし、休憩の方が1万人ということで予定をさせていただきました。これは、昨年に比べまして3,000人、実は減らした数字でございます。なぜかと言いますと、休憩の方が平成15年に1万700人あったわけですが、平成16年は9,618人、今年度は一応8,700人を予定しています。そんなことで、統計上といたらおかしいんですけども、過去の推移から1万人ということで目標を立てさせていただきました。

主な取り組みですけれども、予算の中では国民宿舎を表現することがなかなか難しいんですけども、何点かございます。一つはインターネットを利用してメールでの申し込みというんでしょうか、これが非常に今増えています。そんなことから大手の予約システムに加入したいということが一つございます。

もう一つは、できるだけ旭市内の方の利用を優遇したいということで、当面老人クラブ等に対しての割引プラン等も加えていきたいというふうに思っています。

それと今日、実は東洋大学と亜細亜大学の応援部の方の3泊の合宿が終了いたしまして帰りましたけれども、新しくなりました新旭市の方でもスポーツ施設が充実していますので、これらを活用した中での合宿等の団体につきましても、なお一層誘致を進めていきたいというふうに考えています。

それと、4条予算ですけれども、資本勘定での予算、建設改良になりますけれども、今年度は一応経営診断をやるという前提でなるべく緊急性のあるもののみを計上させていただきました。一つは2階の小広間の改修がございます。それと本館の方のエアコンシステムがもう10年以上経過していますので、老朽化の激しい3台につきまして交換したいというふうに考えています。

最後に、市営のプールがあるわけですが、これは毎年度地域の子どものために開設をしています。昨年は約7,000人の利用があったわけですが、今年度もぜひ開設をしていきたいということでございます。しかし、監視業務の委託料だけでも170万円ほど

いってしまうというようなことで、来年度につきましても一般会計からの助成金を82万円いただきたいというふうに思っています。老朽化の方も進んでいますので、この82万円の範囲内で修繕の方を進めまして、地域の子どもたちのために開設していきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

追加しての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人の説明が終わりました。議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） いつもトップバッターで申し訳ありませんけれども、何点かお聞きしたいと思います。

今、国民宿舎の責任者から話がありましたけれども、経営診断をしてお客さんをもっともって来客者を増やしてもらえろという努力をするというような話でありました。私も全く同感でありまして、飯岡荘が今度の合併の中で我々旧旭市の住民にとって近くでの本当に景観のすばらしい宿泊施設が同じ共有できる財産だと、そんなような視点からも国民宿舎飯岡荘の今後の発展を本当に期待するものであります。

そんな中で今、説明がありましたように、利用者がピークから思えば20%近く減っているというようなことで、そんな中で今現在の利用者を月ごとに、正月の日の出の時期なんかは多いと思いますけれども、年末とそれと夏が多いと思いますけれども、月ごとにどれくらいの利用客があるのか。

また、今、市内の優遇措置といいますかサービスを増やしていきたい、市内の方々にも大勢来てもらいたいというような話もありました。市内と市外のお客さんの色分けといいますか、それは分かるんでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

それから、飯岡荘での食材の問題でありますけれども、仕入れの業者は相当の業者があると思いますけれども、その仕入れの品物についてはほとんどやはり地場産品を使っているのかどうか、これだけの生産地でありますので、ぜひできる限りの地産地消という意味からも使っているのかなと思いますけれども、一つその辺の状況説明をいただきたいと思います。

以上お願いします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それではお答えいたします。

まず、月別の利用者ということですが、ご存じのとおり飯岡荘は夏の利用がピークになるわけですが、8月が約3,000人です。これで利益を上げておきまして、通常の月はマイナスになりますのでトータルすると若干のプラスという形になります。通常は約1,000人の宿泊があるということで、ご理解をいただくと分かりやすいと思います。あと、休憩につきましては、これもその時々との関係がございまして、やはり500人から1,000人の利用が月にございます。

それと、市内と市外の利用ですが、これがデータをとったのがありますのでご報告したいと思います。

まず、宿泊の方ですが、利用客の所在地ということでアンケートをとったものがございます。千葉県の方が3割です。続いて東京都の方が24%、埼玉県が17%、以下神奈川、茨城というように続きます。県内の利用ですが、県内の中で一番多い所が千葉市でございまして、17.6%。それと船橋市が7.3%、市川市が5.6%、柏市、松戸市というふうになります。それと休憩の方ですが、これはほとんど市内の方が多いわけですが、一番多いのが農業の関係の団体の方でございまして、特に農協の各部会がございまして、非常に多い人数、100人以上の団体が1団体で年に3回程度入りますので、これが非常に休憩の部分を支えているということでございまして、その次が個人ということになっています。

それと、仕入れの方ですが、これは一番多いのは鮮魚の方でございまして、年間約2,500万円です。これも始まった当初は入札等を行っていたわけですが、やはり撤退する業者もございまして、現在は4軒の鮮魚店から仕入れをさせていただいています。やはり海匠漁協を持っていますので、やはりこの入札権を持っている方が、4軒とも持っていますけれども、海匠漁協と銚子市ですか、こちらの方の仕入れが多いというふう聞いています。

野菜につきましては、やはり旧飯岡地区の八百屋さん3軒から仕入れをさせていただいていますが、これはやはり地元産品ということで私の方は承知していますけれども、やはり新旭市につきましては、流通体系がもう非常に整っていますので、そんな関係からやはり半分程度は地元以外から来るのかなというふう考えています。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 宿泊の問題ですが、今ざっと県内、県外という部分で説明がありました。千葉県が30%、そしてまた千葉市周辺のお客がだいぶ多いようでございまして、

そこら辺のPRといいましようか、何かその辺のPRは重点的にやっているのかどうか。それと全体でのこれからの客を増やすための、飯岡荘の今の経営陣の中での考え方があれば教えていただきたいと、そんなように思います。市内の利用者を、これからサービスをして増やしていきたいということでもありますので、特に年末なんかは恐らく市内の人でも行ってみたいという人がかなりいると思いますので、そこの辺も一つこれから考えながら経営に生かしていただけたらと。全体でのPRといいましようか、飯岡荘の売り込みといいましようか、そういう部分で今後考えている点があればお示しをいただきたいと思います。

それから、仕入れの問題ですけれども、青果物いろいろな部分で足りない部分が宿泊施設ですのであると思いますけれども、なるべく地元の業者だけでなく地元の産品を使っただけのよう、今後努力をしていってもらいたいと、そんなように思いますのでよろしくお願ひします。そこの辺の改善策といいましようか、例えば生産組合、生産団体からの直接の取引とかそういう部分も含めまして、大量に使うものは大型野菜なのかなと思いますけれども、大根、キャベツ、白菜、それは大量に宿泊施設としては使うでしょうけれども、その辺は本当に地元で十分足りるだけのものがあります。業者だけにただ任せおかないで、飯岡荘の中で直接取引みたいなことを考えているのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それではPRの件ですけれども、先ほどもご説明しましたとおり、大手のネット申し込みのシステムがございます。野球でご存じかと思ひますけれども、楽天グループの方に現在参入を進めています。楽天の方の会員が3,000万人ということで、そこからの申し込みをこれからも期待したいと思ひます。

それと、ホームページは常時更新をしていますし、インターネット関係が非常に重要になってくると思ひますけれども、その辺もまた強化をしていきたいというふうに思ひます。

それとご存じかと思ひますけれども、魚しょうゆの方ですが、こちらの方が現在仕込み中ですが、5月に2回目ができあがる予定ですが、これを商標登録を現在申請してほぼ半分程度達成したかなということで、8月には商標が下りることになっています。きのうもわざわざ遠くからしょうゆを買いに来たということで来ていますけれども、そういったことで魚しょうゆの関係も併せて進めながら、飯岡荘の知名度を若干上げられればというふうに思ひます。

仕入れの関係ですけれども、主に使う大根、キャベツ、これも1日に使う量が非常に限定

されています。先ほども言いましたけれども、新旭市の農産物につきましては、もう流通体系がきちっと決まっています、その中から私の方が仕入れをしようしますと、若干農協ともいろいろ協議はしてきたんですけれども、ある程度数がまとまらないとうまくないのかなというような雰囲気ではあります。しかし、利用率がこれだけ減ってきますと、やはりある程度個人の方からの仕入れも必要なのかなということで、これは米の方も含めてですけれども、ただいま明智委員から言われたことにつきましては、十分検討していきたいと思えます。しかし、現在のところそこまでまだ到達していませんけれども、地産地消につきましては十分努めていきたいというふうに思います。

それと、先ほど市内の方を優遇するとありましたけれども、これは実は茨城県に鶉の岬というのがありますけれども、この支配人が実は観光のカリスマに選ばれたわけですけれども、一つ大きな感銘を受けたのがあります。地元の方を非常に大切にしたいということで、土曜日あるいはシーズン以外に地元の市内の方に使っていただいたことが現在の鶉の岬を生んだと、こんな記事が載っておりました。運営委員会の方でも説明をさせていただきましたけれども、やはり一番基盤になるのは市内の市民の方だというふうに思いますので、まず老人クラブの方から始めまして、順を追ってサービスにつきましては考えていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 一つさっき質問を忘れちゃったんですけれども、飯岡荘もかなりただでさえ建設してからの時を経ていますし、いろいろな部分で修繕、改築計画もいろいろ中でうわさをされているような現状でありまして、そうした部分の建築資金はどういうふうに行っているのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 建設改良の件でございますけれども、資金的には予算書の方にも載せてありますけれども、これはさまざまな形になっていきますけれども、飯岡荘は現金で約1億円あるということをご理解いただきたいと思います。今年度も1,500万円の減価償却費が発生しますけれども、毎年、これは建設資金に補てんができるものでございます。それと、建設改良積立金が18年度末で6,822万6,000円を予定しています。この範囲内でぜひ改良の方も進めていきたいというふうに思います。というのは、見たとおりの施設の状況でございます。やはり運営委員会の方でも意見が出ましたけれども、自分の家より汚い所には行かないよなど、そんな意見もありましたので、クロス等の張り替え、あるいはじゅうたん等、

これをできるだけまめに取り替えていきたいというふうに思っています。その資金となるのがこの建設改良積立金と内部留保資金になります。

それと、再整備計画ですけれども、これも経営診断の中で見ていきたいと思えますけれども、基本的なスタンスとしましては、大きな整備はできるだけ避けたい、現状の施設をうまく利用いたしまして、ソフト面で十分な対応を図っていけるような方向性を見出したいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 規模は中央病院の200分の1とか250分の1の規模で、大変申し上げにくいですけれども、今運営委員会に諮って改良を加えていきたいという話、それから経営診断をお願いするという話ですけれども、今明智委員も言われましたけれども、新たに建てることは考えていない、少しずつ直していくと、数字的に見てもそんなにできないのかなというような気がするんですけれども、言ってもしょうがないかなと思ったんですが、この際ですからちょっと聞かせていただきますけれども、今減価償却が1,560万円ぐらいですか、載っているのが。ただ貸借対照表の方から見ると、平成18年度の償却は1,020万円ぐらいなんです。1,500万円と1,020万円とずいぶん違うんで。

それから建設改良で、資本的支出で今回553万円見えています。ただ、資金計画の方で653万円見えているんです。100万円違うんです。どういう建設改良を考えていて、さっき2階の小広間と言いましたけれども、1年か2年じゃなくて3年、5年先のビジョンとして、経営診断をお願いするのか、借入資本金の方も多分あと1年か2年で終わるんだろうと思うんですけれども、大がかりに新たに起債して新たな増築を図るのか、その辺まで考えているのか、今運営委員会はどなたがやっていたらっしゃるんですか。その辺は話は出ていないんですか。その辺のところを聞かせてください。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 数字的なものにつきましては、資金計画はあくまでも現金の関係になりますので、実質的には4条予算のところに出ています919万2,000円が、来年度予定しています資本勘定の予算でございまして、建設改良費をそのうちの553万3,000円ということとでございまして。

工事の内容につきましては、2階の小広間の改修工事、それと先ほど言いましたように、本館の方のエアコンのシステムが3台、古い施設がありますのでこれの交換ということでご

ございます。そのほか備品等が若干ございますけれども、今年度は経営診断の関係でこういった4条予算の状況になります。

新しく建てることを想定しているのかということですが、これは今説明しましたように、経営診断、やはりこれだけ落ち込みがあるわけですので、専門の目から見た現状での問題点、それとどのように改善していったらいいのか、この辺を出してもらうように経営診断はお願いしたいということもございます。当面5年先あるいは10年先というよりも、どのような問題点があるのか、この辺をまず明らかにしていきたいというふうに、基本的な路線としては思っています。

それと運営委員ですが、現在管内の商工会長さん方に運営委員をお願いしています。7名でございます。学識経験では旧海上地区と旧旭地区から一人ずつという内容でございます。

意見の方ですが、やはり大方の意見がソフト面が非常にこれからは重要だという意見がございます。サービスがお金を生む時代だというような意見でございます。やはり民間に近いような運営をしていくことが必要だろうと、そんな意見がございます。

もう一つは民間のマネージャーを導入してはどうかと、そんな意見もございます。したがって、建設計画につきましてはこれといった再建が必要だろうか、大きな改修が必要だろうか、というような意見はございませんでした。ということよろしいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 他に質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続きまして、議案第13号について病院経理課長は説明をしてください。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、平成17年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、追加説明をさせていただきます。

8ページの実施計画内訳書の方をお開きください。

まず、収益のうち外来収益は1人1日当たりの診療単価が予算策定時は1万3,360円で見込んでいましたが、現在では1万4,600円程度に上がっていますので増額になりました。これは外来患者様に対しての薬剤の長期投与日数が進んでいるためであります。

次のその他医業収益の増額は、当院の医師が近隣の医療機関へ応援へ行っていますが、当初の予定より応援する施設と時間も増えていることによって増額になりました。

それから支出の方ですが、支出のうち外来患者様への薬剤の長期投与による薬品費の増額などが収益に直結するものでありますが、ほかに透析機器のメンテナンス、オーバーホールなどによる修繕費の増額のように、間接的ではありますが収益の増加につながる費用の増額であります。

以上で、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。

○委員長（高橋利彦） 病院経理課長の説明が終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続きまして、議案第31号について病院事務部長は説明をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先日本会議で補足説明の際に、事業管理者の自主性を尊重する必要があるという考え方から議会の議決を要しないという地方公営企業法第40条第2項の除外規定というのがあるわけですが、これに基づきまして改正をさせていただきますという旨をご説明させていただきました。

この地方公営企業法の趣旨というのは、議会は地方公営企業に対しまして非権力的、経済的な事項につきましては、個々具体的な1件ごとの審査及び議決を行わず、一般的に企業の業務予定、運営及びその結果について、予算の審議議決あるいは決算の審査認定を通して議会の意思を公営企業の運営に反映させ、日常の業務運営につきましては事業管理者に執行させようとするという趣旨でございますので、こういったことをご理解の上、本件につきましてはご審議をいただけますようお願いを申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長の説明は終わりました。

議案第31号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続きまして、議案第32号について病院事務部長は説明をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） それでは、議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足でご説明を申し上げます。

この改正につきましては、国の人事院、千葉県の人事委員会の勧告の趣旨に沿いまして改正を行おうとするものでございまして、市長部局の改正と基本的には同じ内容でございます。

しかしながら、人事院では医師、歯科医師につきましては、官民の給与格差がまだ15%あるということから、地域手当の支給を勧告していますので、これにつきましてはそのような形をお願いをするということでございます。ただ、今まで調整手当10%ということやってまいりましたので、当分の間はこれについては10%、それでいずれ期限の時期がございまして、その時までには15%になるような形で今後取り扱いをするということでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長の説明が終わりました。

議案第32号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続きまして、議案第33号について、病院事務部長は説明をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） それでは、議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、特に追加ということもないんですけれども、本件につきましては現在までに判明しています診療報酬改定の内容、それから介護保険の改正に伴いまして厚生労働省の指針でございますとか、他の医療機関及び収支状況等を勘案しての改正案でございます。

なお、今申し上げましたように、現在まで判明している内容ということでございまして、実は今回の診療報酬改定の内容を私どもまだ、国あるいは県から全部について説明を聞いているわけではございません。これから3月末までの間に、非常に短い期間でございましてけれども、この間にもまだまだ国あるいは県の方から説明があるということでございまして、場合によってはそういうものにつきましては、今後また別の取り扱いが必要になる場面もあろうかと思っておりますけれども、現状そういう知り得る範囲内の内容ということで改正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長の説明が終わりました。

議案第33号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（高橋利彦） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(高橋利彦) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(高橋利彦) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告をしてください。

病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長(伊東一直) 病院の方から一つ報告をさせていただきます。

4月1日より、診療のお金なんですが自動精算機を会計窓口の方へ導入して設置する予定でございます。これにつきましては、患者様の方からカードで支払いができないかと、あるいは時間外に支払いをしたいといったような希望もございますので、既にカードで払う、デビットカードですとかクレジットカードを使うわけですけれども、かなり普及してきています。病院においても導入している病院がどんどん増えている状況ですので、患者様の声に

応える意味でも自動精算機を導入したいということで、取りあえず会計窓口へ2台設置して、順調にいくようでしたらさらに台数を増やしていきたいというふうに考えています。これで、午前中の患者さんのピークの時の会計での待ち時間といたしますか、そういった解消にもつながるかというふうに考えています。

当面、クレジットカードが地方自治法に、要するに第三者が立て替えるような金の流れになりますので、そういう規定が今現在ないようで、クレジットカードについては今現在まだ使えないということですので、デビットカード、キャッシュカードですか、それと現金が使える機械を取りあえず2台、4月1日から稼働させたいというふうに考えていますのでよろしくお願いたします。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。
明智委員。

○委員（明智忠直） 既存の窓口はそのままですか。

○病院事務次長兼総務課長（伊東一直） ええ、これはそのまま残します。あくまでも機械で早めに支払いたいといったお客さんだけということでございます。

○委員長（高橋利彦） その他報告事項ありませんか。
(発言する人なし)

○委員長（高橋利彦） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

○委員長（高橋利彦） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 高橋利彦

総務常任委員会

平成18年3月16日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について
- 議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について
- 議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町

を除くことに伴う財産の処分に関する協議について

議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について

議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について

《付託陳情》

陳情第1号 庶民大增税の中止を求める陳情書

出席委員（6名）

委員長	林 俊 介	副委員長	平 野 浩
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長	鈴 木 正 道	議員	神 子 功
議員	柴 田 徹 也	議員	平 野 忠 作

説明のため出席した者（41名）

助 役	重 田 雅 行	総務課長	増 田 雅 男
新市行政 推進室長	加 藤 博 夫	秘書広報課長	平 野 哲 也
企画課長	加 瀬 正 彦	財政課長	高 埜 英 俊
税務課長	江ヶ崎 純 敏	市民課長	小長谷 博
海上支所長	木 内 孫兵衛	飯岡支所長	佐久間 俊 雄
干潟支所長	木 内 國 利	会計課長	遠 藤 純 夫

消 防 長
そ の 他 担 当
職 員

佐 藤 眞 一
27名

監 査 委 員 長
事 務 局

花 香 寛 源

事務局職員出席者

事 務 局 長
主 査

来 栖 昭 一
穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長
主 任 主 事

堀 江 通 洋
飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。改選後初めての総務常任委員会ということで、本日もご参集いただきまして、ありがとうございます。

本委員会の委員長を不肖私が仰せつかることになりました。未熟者でございますけれども、委員の皆様方にはよろしくご協力の方、お願い申し上げたいと思います。また、執行部の皆様につきましても、いろいろとご協力、ご指導をお願い申し上げたいと思います。また、委員の質疑に対しましては、ひとつ詳細について丁寧なご答弁をお願い申し上げたいと思います。簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承お願いいたします。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

神子功議員、柴田徹也議員、平野忠作議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、お忙しい中、鈴木議長に出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。鈴木議長、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木正道） おはようございます。

本日は非常にお忙しい中、総務常任委員会を開催をいただきまして、本当にありがとうございます。

総務常任委員会に付託されました議案は議案21件と、それから陳情1件ということで、非常に本数も多く、しかもまた多岐にわたっておりますので、ひとつよろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

また、合併いたしまして、今年度が本格的な予算組みでございます。いろいろな面でひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、執行部の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。今、委員長からお話がございます。

たとおり、ひとつ詳細にわたってのご答弁をよろしくお願い申し上げて、簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただく次第でございます。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

執行部を代表して、重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日、当委員会に審議をお願いいたします案件でございますが、18年度の当初予算関係1議案、それから17年度の補正予算関係1議案、それから、条例の新規制定関係が6議案、また、条例の一部改正が7議案、それから、一部事務組合の規約改正等に係る協議に関するものが6議案ということで、21議案ということになっております。慎重によろしくご審議くださりますようお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

て、議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についての21議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、各担当課長は随時説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から総務課所管の主要事業について補足説明を申し上げます。

予算書の53ページをお願いいたします。53ページの説明欄の7、庁舎改修事業2,671万8,000円です。

この内容でございますが、飯岡支所の玄関改修工事、それから、本庁舎1階北側サッシの改修工事、これは二重サッシにする改修です。それから第2庁舎の設計室の増床工事、これは建設課と都市整備課が入っております。それと、庁舎等の不測の維持改修に対応するため等を予定した予算でございます。

次に、71ページをお願いいたします。説明欄3の防災対策事務費でございます。

内容でございますが、11節の需要費中の消耗品費310万8,000円の内訳は、防犯指導員用ジャンパー、帽子、それと腕章の購入、それから子ども110番の家の看板、それから、その下の修繕料162万円は、市内に60基の防犯灯を設置する費用でございます。ごめんなさい、修繕料でございます。

それと、次のページ、72ページの19節、負担金、補助及び交付金中の防犯灯電気料補助金824万2,000円は、各区に設置してあります防犯灯の助成金で、1灯当たり年額2,000円を全

部で4,121灯を助成するものでございます。なお、この事業でございますが、これは「千葉県みんなの力で行う防犯活動」支援事業、いわゆる県の補助事業で、補助率は3分の1でございます。

次に、少し飛びまして、220ページをお願いいたします。

説明欄1、防災対策事業についてでございます。本事業は、災害時の非常用食料や資機材の備蓄、防災訓練の実施や防災啓発冊子等の作成また地域防災計画の作成に要する経費で、主なものといたしましては、次のページ、221ページ、11節の需要費中の消耗品費300万円の内訳でございますが、これはアルファ米、それから乾パン、粉ミルク、飲料水等の避難用備蓄食糧と、それから防災啓発冊子、それと防災訓練用の発炎筒、石灰等の消耗品費でございます。次の13節中の委託料1,242万2,000円は、防災計画作成の基礎となる防災アセスメント調査委託料でございます。

次に、222ページ、説明欄3の国民保護計画策定事業でございます。

主な内容でございますが、13節委託料、国民保護計画策定委託料420万円でございますが、これにつきましては、本定例会にも上程してございますが、議案第15号、それから16号に関連しての事業で、本計画は国民保護法第35条により市町村計画の策定が規定されておりました、内容といたしましては、市町村対策本部の所掌事業、それから避難住民の誘導、それから訓練の実施方法、それから必要物資及び資材の備蓄計画等を定めるものです。なお、本計画は本年の9月ごろまでに素案を作成し、県との協議を経て、18年度中の完成を予定しております。

続いて、同じページの説明欄4の防災基盤整備事業です。

15節の工事費、集水複合井戸設置工事1,040万円は、災害発生時の消防水利及び飲料水の確保のため、耐震性の集水複合井戸を海上支所、飯岡支所、干潟支所の各支所3か所に設置するものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課所管の予算につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

まず、66ページをお願いいたします。説明欄の5、統合型地理情報システムの整備事業、これにつきましてご説明申し上げます。

これは、17、18年度の2か年の事業ということで整備を進めております。18年度におきましては、供用空間データの作成、それからデジタル化された地図、それと都市計画図、白図等を作成するということが主になります。この基礎となる地図をデータ化することによりまして、他課でもこのデータを利用することが可能となります。要するに重複整備をしないで、一つのものをそのまま複数課で利用できるようにしていくということでございます。

それと、68ページをお願いいたします。

説明欄2、コミュニティ育成事業、この19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、この補助対象、仁玉岡、それから八軒町、この2地区の集会施設の建設、これに対します補助、それから駒込区、仁玉浜区、曾根区、これは旧飯岡です、それと小網町区、それから椎名内岡区計5地区の集会施設の修繕、これに補助をいたします。それと、もう1点、祭り備品の購入ということで、網戸区へ助成を行う、そういうものでございます。

それと、同じページ、説明欄3のコミュニティバス等運行事業、この中で、13節の委託料と、それから19節、負担金、補助及び交付金というのがあります。13節の委託料につきましては、飯岡地区と旭地区のバスの運行委託、それから、19節につきましては、旧海上、それから干潟、この2地区で運行しておりますバスの助成、そういうシステムで18年度は行うということでございます。

以上、簡単ですが、補足説明いたします。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

続きまして、秘書広報課長。

○秘書広報課長（平野哲也） それでは、秘書広報課の方所管の1点について、ご説明させていただきます。

予算書の57ページをお願いします。

57ページの下の方になりますけれども、説明欄の2、広報活動費でございます。予算額は3,771万4,000円でございます。これは広報紙の発行あるいは市勢要覧あるいは市民便利手帳、ガイドマップ、そういったものの作成に係る費用が主なものでございます。

主なものとしたしまして、次の58ページをお願いしたいと思います。

58ページの上の方になりますけれども、広報紙の印刷代です。これが、印刷製本費という所に1,872万6,000円計上してございます。それから、広報紙、新聞折り込みしているわけです。この折り込み代ですが、その下の12節の手数料の中でございます。796万5,000円を計上してございます。なお、この広報紙につきましては、毎月1日と15日の月2回の発行

をいたしております。発行部数につきましては、それぞれ2万3,500部を予定しております。

次の13節委託料でございますけれども、委託料に1,007万3,000円で計上してございます。一番上の市勢要覧作成準備委託料388万8,000円でございますけれども、これは平成19年度に新しい市勢要覧を作成するという予定で、今、準備をしているわけでございますけれども、この388万8,000円は写真撮影と、2か年で予定しますので、18年度分の準備経費ということで、写真撮影等の経費が主なものでございます。

次の市民便利帳作成委託料467万3,000円でございますけれども、これは市役所の取り扱い事務あるいは窓口の案内、こういったものを1冊の冊子にまとめまして、全世帯に配布するというので、便利手帳の印刷費用でございます。

次のガイドマップ作成委託料151万2,000円につきましては、これは市内施設の案内、それから地図、こういったものをA1サイズの大きさに作成しまして、他市等からの来訪者用あるいは案内用ということで作成して配布するためのものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について、一括して質疑がありましたら、お願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 質疑でございますけれども、一括してということで、すべて質疑を出しちゃって、それでやるんですか、それとも何点かに分けて質疑をしても差し支えないですか。

○委員長（林 俊介） 一括でお願いしたいと思います。

○委員（日下昭治） 一括ですか。

○委員長（林 俊介） はい。

○委員（日下昭治） じゃ、まとめなければなりませんので、後でします。

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 5点ほどお伺いしたいことがございますので、よろしく申し上げます。

まず、最初に68ページですが、自治振興事務費の中の委託料、行政連絡事務の委託料3,600万円ほどございますけれども、これは区長をはじめとしまして、区の役員の皆様の報

酬であると思いますけれども、合併前の金額と比較しますと、減額をされているといったような話を聞いております。どういう状況かをお伺いしたいと思います。

また、市政を運営していくという中で、区長あるいは区の協力というのは欠かせないことだろうと思います。合併前と比較しまして、区と市との関係と申しますのは今までどおりというふうに理解しているのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

それと、2番目ですけれども、71ページになりますが、防犯対策の一環としまして、1年生から4年生に防犯ブザーを配布するというのを、市長がこの間の議会の時におっしゃっておいりましたけれども、防犯ブザーを配布されるということですよ。その防犯ブザーですけれども、今まで防犯ブザーを配布していた所もあったと思いますけれども、実際にこの防犯ブザーが必要とされたことがあったのかどうか、その辺、まず一つお伺いしたいと思います。

それと、この防犯ブザーについての一つの疑問点なんです、防犯ブザーというものを、実際に大人の方がどれほど認識されているのか。実際にいざ何かがあって、子どもさんが防犯ブザーを鳴らしたとしましても、大人が、周囲の方がそれを認識されていないということであれば、無意味かなというような気もしております。その辺の大人に対しての周知徹底と申しますか、そういうことはされているのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、75ページですが、収税事務費の中で、1の報酬ですが、市税等徴収補助員1名に対して、160万円ほどの支出がされているわけですが、市税のこの徴収補助員をお願いしているということは、それなりにそれが成果が上がっているということだろうと思います。どのような活動をされて、どの程度の市税徴収の成果があったのかをお伺いしたいと思います。

また、こういったことは、本来、税務課で行うべきことだろうと思います。こういった仕事を臨時の職員にお願いするということは、それなりにやはり税務課の職員がほかに違う仕事をされているということだろうと理解します。どういったような、税務課として、職員の方が仕事をされているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それと、あと216ページの消防費なんです、2番目の非常備の消防費の中で、1の報酬ですけれども、消防員の報酬、9人分として32万4,000円、それと、あと次のページになりますけれども、219ページの19の消火栓の設置費、維持費、これらについては、非常備の消防費というのがあっているのかどうか。

むしろ、消防委員につきましては、非常備だけを管轄するというだけでなく、常備消防

に対してもいろいろと物を言うということではないかと思しますので、非常備の予算に組んでいるというのはどうかなというような気がしましたので、消火栓なんかにつきましても、これはむしろ市でやるということであれば、常備消防の方の項目でないかなと、そういったような気がしております。

それから、294ページですけれども、一般職の総括の中で、職員数ですが、本年度の職員数が787名となっているわけでありましてけれども、この間、アクションプランという案をいただきましたけれども、この中の職員の数は848名というふうになっております。どちらが正しいのかお聞きしたいと思っております。

一般職の、この間も議案質疑の時に質問しましたが、その時の市長の答弁で、25人の方が今年やめられると、そういったような答弁がございました。平成16年になりますけれども、いろんな資料を持ち出して申し訳ありませんけれども、平成16年3月11日に行われました合併協議会の新市建設計画の勉強会というのをここでやったわけですけれども、その時の資料では、18年度の退職者は18名というような見通しを持っていたわけでありまして。

そういった中で、今年、25名の退職者の方があったということで、これは関係者の皆さんの努力と申しますか、退職される方がご理解いただいたということで、本当に新市の方の財政の面からいけば助かったかなというように、本当にご協力ありがとうございますというようなことを申し上げたいわけでありましてけれども、せっかく25名の方が退職された中で、新規の採用が16名ということなんですけれども、建設計画の中においては半分くらいというようなことだったもの、できれば新しい若い方の職場として、こういった安定した職場に就職していただくということは本当にいいことだろうと思っております。そういった考え方も私も持っております。16名の方を採用した理由と申しますか、考え方についてお聞きしたいと思っております。

以上5点についてお伺いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、初めに68ページの自治事務振興費の関係でございますが、減額になった理由、また、市との関係が今までどおりかということでございますが、確かに今まで制度が全部違っておりました。旧旭市は委託方式、旧3町は非常勤の特別職というような扱いでやっておりました。そういう中で、今年度の4月、統合するわけでございますが、その前段といたしまして、旧1市3町の現在の区長会長、それから副会長等に集まっていた

だきまして、その中で議論していただきました。

そういう中で、最終的には、じゃ、旧旭方式の委託料方式でいこうと。ただ、すぐそれに合わせると、やはり先ほど島田委員がおっしゃったように減額という面も出てきますので、じゃ、3年間をかけて少しずつ激変緩和措置で調整していこうと、そういうことで、今回、それに従っての予算計上をしたものでございます。

なお、市との関係はということですが、それは今までどおり、一応、これからも維持したいと考えております。

次に、71ページの防犯ブザーの関係でございますが、この中の防犯対策事務費、この中で、今年度、一応消耗品、先ほど申し上げましたが、防犯ブザーを1,383個、いわゆる今年度の2年生と3年生、それと、19年度、来年の1年生に配付することで、購入する予定でございます。失礼しました。今年度1,383個の配付先でございますが、3年生と、19年度の新1年生の分でございます。

今まではどうだったのかといいますと、申し訳ございません、これは今まで教育委員会の方でやっておりましたので、ちょっと内容は分かりません。

あと、細かいことは財政課長の方で。

それと、飛びまして、今度は294ページの給与費の明細書の関係でございますが、ここに載っております本年度の職員数787名、アクションプランで800何名という、この違いはということでございますが、ここに載っているやつは一般会計の職員だけでございます。特別会計、国保だとか高齢者とかそれ以外の水道だとかはそれぞれの予算の科目の所に職員数は載っております。そうしますと、合わせると800幾つと、そういう形になります。会計ごとに職員を分けてありますから、予算上は、ですからこのような数字になります。

それから、もう1点ですか、今年度16名の採用する中身でございますが、一般行政職のうちの上級職が3名、それから初級職が2名、それから保育士が4名、それで消防職が7名、合計で16名です。

それで、合併協で2分の1云々とかいろいろな話がございましたが、今年度、このような数字になりましたのは、いわゆる保育士、消防士等の専門職の欠員が生じておりましたので、こういうような形に結果としてなりました。

以上です。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 防犯ブザーにつきまして、補足いたします。

所管的には、文教福祉になるわけですが、私の方で内容を承知しておりますので、その範囲でお答えします。

現在の1年生でございますけれども、それにつきましては本予算の方に予算化してありましたので、すぐに購入いたしまして、1月からもう配付してございます。それから、2年生につきましては、1月に補正をお願いいたしました。あの中に入れておりましたので、もう配られているんじゃないかというふうに思っております。今の3年生と、これから4月に入ります新1年生がありませんでしたので、今回、防犯の方の予算でもって予算化したということでございます。この結果、4月以降になりますと、市内の4年生以下の防犯ブザーにつきましては、全員が持つことになるというふうに思っております。

具体的にどうふうな運用ということでございますけれども、大人の目が無いとまずいんじゃないかということなんですけれども、それにつきましては、ちょっと文教福祉の方で議論をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収補助員についてお答えいたします。

徴収補助員の制度は、旧旭市におきまして平成14年度から導入した制度でございます、予算上は一般会計で1名、それから国保会計で1名計上してございます。

この市税等徴収補助員を設けた目的でございますけれども、これは定期分納の約束のある方や比較的容易に徴収可能な未納者の方への集金、それから口座振替の推進といった、それまで税務課の収税担当の職員がやっておりました事務のうち、委託してもできるものと判断されるものを徴収補助員に委託いたしまして、納税者の方からの、土曜、日曜だとかあるいは夜間だとかという要望等にも対応できるような、きめ細かな臨戸徴収を行うことによって滞納の発生を防ぐ。それによって、これは定期的な徴収業務に当たっていた収税担当の職員が、高額滞納等の困難な事例への滞納整理の事務に従事することができるようにする、この二つが事業の目的でございました。

その活動の内容と成果でございますけれども、16年度の実績ということで申し上げます。これは2人の合計でまとめておりますので、市税、国保税両方合わせて、同じ1軒の家へ回る時には市税も国保税も徴収いたしますので、そういうのも全部1件としてカウントしてまいります。実績でございますが、稼働日数は429日で、訪問件数が2,306件、うち、徴収できた件数が1,881件、率にいたしますと、81.6%の徴収率になります。徴収いたしました金額、総額が4,884万5,186円という金額を徴収していただきました。

これによって、税務課、ほかの収税の職員は、本来、違う仕事ができるだろうということでございますけれども、税務課の職員は、これによって徴収困難な滞納者や新規滞納者の交渉に多く当たることができるようになっております。滞納者の実態把握により多くの時間を充てることができまして、本来の滞納整理のための調査、それから、それに基づく差し押さえ等の滞納処分、これを積極的に行うことができるようになっております。ちなみに差し押さえにつきましては、16年度は旧旭市では51件行っております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から非常備消防費中の消防委員の報酬、それから消火栓の設置負担金、それから消火栓の維持管理費、管理負担金、これについては、非常備消防費でよいのかということでございますけれども、これは、合併前の各旧市・町におきましては、非常備消防費の予算の中で防火水槽、それから消火栓の設置負担金、そして消火栓の維持管理費の負担金、これを予算で編成しておりました。

それが、合併してから暫定予算、それから新予算におきましても、そのまま非常備消防費中に編入されていたということでございます。そういった関係から、18年度予算につきましても、非常備消防費の中で予算編成をしたものでございます。

ただ、これが、先ほど申されましたように、消火栓の設置等については常備消防費でよいのではないかとということでございますけれども、確かに委員おっしゃるように、常備消防費の中でも何ら不都合はございません、同じこの消防費の範疇でございますから。ただ、今までの予算の編成状況がそうございましたので、非常備でも不都合は無いということで、18年度も組ませていただきました。

ただ、次の予算編成に当たっては、単独消防の編成状況等を十分調査して、常備消防でいいのか、あるいは非常備消防でいいのかというのをやはり検討したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、先ほどの職員数の関係について申し上げます。

アクションプランの847名につきましては、17年度の当初の職員数、いわゆるアクションプランが17年度から21年度までの5年間ですから、17年度を基礎にしております。それで、アクションプランの方は847名になっています。

それでは、その847名の会計別の内訳を申し上げます。まず、一般会計でございます。一般会計が、これは先ほども申し上げた、294ページに載っておりますが、794名、それから国保会計が2名、それから下水道会計が12名。それで、国保会計の2名は予算書の347ページに載っております。それから下水道会計の12名は予算表の411ページ。次に、農業集落排水事業、これは431ページになりますが、1名。それと、水道会計、これは予算書が別になります。水道会計が19名。それから国民宿舎が8名、それから派遣職員が11名で、合計が847名と、こういう数字になります。

それで、今度の予算書に載っております、一般会計はよろしいですね、そこに787名が載っていますから。それと、国保会計が同じく2名、それから下水道が12名、それから農業集落排水が1名、水道が19名、それから国民宿舎が8名、派遣が11名で、合計で840名、トータルでマイナス7名と、そういうことになります。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） 先ほどの消防の方ですけれども、どちらの予算に入れても、同じ消防の予算というようなことで同じというようなことでありましたが、私も消防団の方にもかかわっておりますので、消防団の立場から申し上げさせていただくということであれば、非常備消防の予算というものがどの程度使われているのかというのが、やはり批判と申しますか、あまりかかり過ぎるんじゃないかと、そういったような考え方もする方がおりますので、どっちにするかっていうのもちょっとやっぱり考えていただきたいなど、そういうふうに思っております。

人件費のことではありますが、今回、16名の方を採用されたということで、消防なんか7名ということで、大勢の方を採用されたわけでありまして、これは私も消防議会、前々参加しておりまして、間もなく大量の退職者が出るということで、消防の場合はすぐには戦力にならないということで、職員を前倒しするというような形で採用するというようなことを聞いておりました。で、こういった数字が出てきたのかなというふうに理解しておりますけれども、いずれにしましても、合併協議会の時に出てきました、ああいった基本的な数字に照らし合わせながら、今後ともやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、最初の質問でしたけれども、区長会の話ですけれども、区長会の委託料が減らされるという中で、事務量というんですか、委託の量というんですか、そういうのはだいたい

今までどおりと考えていいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、防犯ブザーの質問は、文教福祉常任委員会の方で議論してくださいということでしょうか。

○委員長（林 俊介） 防犯ブザーにつきましては、所管が文教福祉常任委員会になっておりますので、その件につきましては、後日、個人的にお聞きしていただきたいと、所管でございませんので、ご理解いただきたいと思います。

島田委員の再質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、再質問にお答え申し上げます。

先ほどの常備消防費に含まれてもいいんじゃないかということでございますけれども、平成19年度、ちょっとまだ先なんですけれども、これについては常備消防費の中で予算編成するよう進めたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 委員長、今の行政事務連絡員の事務量の関係ですが、担当課長に答弁させます。

○委員長（林 俊介） 伊藤主査。

○主査（伊藤義隆） それでは、事務量について説明させていただきます。

今までも旧1市3町でそれぞれ違っておりましたけれども、新市になりまして、同じレベルになるということになります。基本的にどんなものがございますかといいますと、主に区長の回覧といったものでございまして、その他に、各委員のお願いをするといったこともございますけれども、基本的には事務費につきましても、3年間で統一するということですが、事務内容についても同じものになるというものです。負担がかかるものについては、先ほど言いましたけれども、区長回覧と、こういったものになるかと思えます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、ついでで申し訳ないんですが、今回、合併しまして、大勢の区長が誕生したといった中で、区町会の運営についてはどういうふうにお考えか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 区長会の運営につきましては、今までどおりの方法で行ってまいります。

以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今までどおりというのは、全体を集めて会議を開いたり、150人というのは大勢なもので、一気に集まれるのかどうか、その辺もちょっと心配しているんですが、その辺はどういう形で会議とか開く場合にはやられるか、お伺いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々々質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 会議等につきましては、今までは確かに定例会、総会の際は全員集まっておりました。あとはそれ以外は役員会という形でやっておりました。現状、やっていくつもりでおりますが、総会の際、皆さん全員集まって150名でやるのかどうか、その辺につきましては、これから役員会等で詳細に詰めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 52ページの説明欄13の所なんですけれども、委託料の所の庁舎清掃委託料1,172万7,000円の内容について、これは3支所を含むのか、また、支所は週何日行うのか、お尋ねいたします。

それから防犯ブザーのことで、先ほどあれなんですけれども、ちょっと確認の意味で質問いたします。71ページになりますけれども、説明欄3の防犯対策事務費の所なんですけれども、補足説明で小学校1年生から4年生に防犯ブザーを配付することなんですけれども、すべて無料なのか、また、一部保護者に負担があるのか、お尋ねいたします。

この2点ですけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 俊介） 伊藤委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、1点目の庁舎の清掃委託料1,170万7,000円、これは3支所、本庁、3支所全部含んでおります。

それから、防犯ブザーの関係ですが、すべて無料でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 清掃の関係でございます。

支所につきましては、支所別に言います。まず、海上支所です。日常清掃、それから床清掃が年4回、それからカーペットの清掃が年1回、それから窓ガラス清掃が年3回、それからサッシ清掃が年1回、それから干潟支所が、床清掃が年2回、それからカーペット清掃が年1回、窓ガラス清掃が年2回。それでは、飯岡支所については、支所長の方で。

○飯岡支所長（佐久間俊雄） それでは、飯岡支所でございますが、床清掃が年2回です。カーペットクリーニング、年1回でございます。窓ガラス清掃が年2回でございます。それと、あと日常の清掃が、土日を除いて毎日入っております。

○委員長（林 俊介） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤房代） はい、ありがとうございました。

○委員長（林 俊介） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時5分まで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号の質疑を行います。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 1点だけ補足説明をいたします。先ほど、消防委員の件について触れませんでしたので。

消防委員につきましては、これは消防団の運営に関する事項が主でありますので、これはこのまま非常備消防費の中に編成しておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 先ほどの伊藤委員の庁舎清掃の関係、本庁の中身でございますが、

床清掃が年4回、それから窓ガラスが年4回、それと会議室、廊下、定例会開会前の議場の日常清掃。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、何点か質疑をさせていただきたいと思います。

歳入の方で諸収入の中で、説明欄の22ですか、これは。

○委員長（林 俊介） 何ページ。

○委員（日下昭治） 39ページですね。合併市町村地域資源活用事業助成金500万円というものが入ってくるわけでございますけれども、歳出にそれらはどう使われるのかなと思うんですけれども、63ページ、企画費の中で諸収入500万円ほど財源内訳の中にございますけれども、その辺が関係するのかなと思うんですけれども、説明欄の方に行きましたら、どこへそれらが使われるのかがまず1点。

それと、217ページですか、説明欄の19節の負担金補助及び交付金の中において千葉県市町村総合事務組合負担金2,053万6,000円ですか、ございますけれども、その辺の説明が1点。

221ページ、説明欄、委託料、防災アセスメント調査委託料について、どのような調査を委託して、その結果がどのような形になっていくのか、説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほど島田委員の方でも若干触れられていたようでございますけれども、一般職の総括表の中における時間外勤務手当、いわゆる1億4,990万円と、夜間手当ですか、791万6,000円、その辺の内訳、どのような分け方をするのか。

それと、級別職員数、18年1月1日現在のものが出ておりますけれども、17年7月1日現在のものが昨年の予算書の中に載っている職員の配置というんですか、その辺のものが変わっていると思うんですよ、一般行政職、税務職等について。消防職の場合には減っているみたいですので、その辺は退職してしまったのかなと思いますけれども、その辺の内容の説明。

それと、担当、これ秘書広報課長になりますか、広報あさひの中で若干、今触れましたけれども、時間外勤務手当、それらについて、これは予算ですけれども、昨年の17年度分の広報で発表しましたけれども、時間外報酬で、これは最後にありますけれども、1億3,590万9,000円の内訳として職員1人あたり支給年額17万1,000円という形でございますが、私の計算上ではまだ、素人だから分かりませんが、7、8、9級職には多分付いていない方だと思うんですけれども、その辺の数字からしますと若干違うのかなと思いますけれども、

私の間違いか分かりませんが、その辺の説明を1点。

それと、退職手当のところに旭市と国の比較がございますけれども、その辺の広報の仕方が不適切じゃないかなと思うんですよね。加算措置手当が国と同じということに入っておりますけれども、特例措置2%から30%加算、国が2%から20%加算だと思うんですけれども、その辺の違いをどのような形で広報へ掲載したのか、お願いしたいと思います。

取りあえずそういうことをお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、1点目の地域資源活用事業の助成金の関係です。39ページの歳入ですね。これが歳出、どこに使われているのかということでございますけれども、これは64ページになります。

中ほど、説明欄4の医療・福祉・食・交流の郷づくり事業、ここに充当しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、217ページの19節の負担金補助及び交付金、この関係のお答えを申し上げます。

これにつきましては、団員等公務災害補償事務市町村負担金、これが230万4,992円。そしてもう1点が、団員の退職補償金支給事務市町村負担金、これが1,814万5,480円。それから3点目が、団員等の公務災害見舞金支給及び消防賞じゅつ金事務負担金、これが8万4,160円。合計で2,053万6,000円。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 221ページの防災アセスメント調査委託料の内容でございますが、これにつきましては、この地域の過去のいわゆる災害被害、そういうものを調査していただきまして、それらを基に、今作成中であります防災計画に使用するための調査でございます。

で、それ以外に人件費の関係はちょっと時間ください。

○委員長（林 俊介） ほかに。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（平野哲也） 広報紙の方に人件費、表が載っておりますけれども、内容はす

べて総務課の方でございますので、それを一緒に併せて後ほど答弁ということになろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（林 俊介） じゃ、今、総務課の方でお調べ中ですので、少々時間を。後ほどということ。

日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、そちらは後でまた報告いただきたいと思ひます。

消防長、1点、先ほどの補償については内容を今説明いただきましたけれども、次のページ、218ページの中に福祉共済負担金というのとの兼ね合いはどうなるのかを、その辺は別にあるわけですが、そうしますとそれらについてのものが今度はどういうものに負担するのかなという感じがしましたので、その辺を、若干、先ほどの質問とは違ってきますけれども、またもう1点お願ひしたいと思ひます。

それで、今、総務課の方でいろいろ調べていただくということでございますけれども、今回の予算書を見てみますと、全体的に賃金という項目がかなり多いわけですね。そうしますと、賃金で支払うものについては、当然、賃金ですから外部へ払うわけでございますけれども、その辺のものが行政改革アクションプランとの職員の適正化等を進める上において必要になるのかどうなのか、その辺がちょっと私も分からないもので、もし分かれば教えていただきたいと思ひます。

そして、後ほどかえってくればまた分かるかと思ひますけれども、特殊勤務手当は当然あれですね、消防署関係はかなりそういうものに該当するだろうと思ひますけれども、これはいろいろ、ちょっとこの間の新聞を見た中では富里市が特殊勤務手当は全廃だという話もございまして、旭市でそれをやれということではございませぬけれども、当然いろんなサービスをする上においては、行政改革を進める上においてもその辺も考慮する部分があるのかなということもございまして、ちょっと若干新聞の切り抜きをとっておきましたけれども、その辺、やれということではございませぬが、ぜひまたいろんなアクションプラン等において考慮していただきたいと、そんなことを思うわけでございまして。

そういうことでぜひお願ひしたいと。答弁が総務課の方から出てきましたら、また再度、若干聞きたい部分もあろうかと思ひますけれども、そういうことで取りあえずお願ひを。

○委員長（林 俊介） 日下委員の再質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から福祉共済の負担金の関係についてご説明いたし

ます。

これは日本消防協会の負担金でありまして、団員数1,052名掛ける3,000円でございます。その関係です。

以上です。

○委員長（林 俊介） 新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫） それでは、行政改革関連の関係でお答えをいたしたいと思っております。

全体として予算の中で賃金が多いということでございますが、これは定員適正化を進める中で賃金の職員を雇っていかうということではございませんで、アクションプランの中では臨時職員等の見直しということで、資格や免許を必要とする専門職や季節的な繁忙期などにおいては臨時職員等を活用していきますが、雇用にあたっては業務内容等について精査した上で行うこととし削減に努めます、ということで決定をしようというふうに考えているところでございますので、これらの賃金職員、あるいは賃金についても削減の方向で図っていきたいということでございます。

それから、特殊勤務手当については、同じくアクションプランの中で、現状でございますけれども、一般職の職員の特殊勤務手当につきましては、合併時に行旅死病人、死病者、行旅死人と行旅病人ですね、この二つの取り扱いに従事する職員の特殊勤務手当、それと消防業務に従事する職員の特殊勤務手当を残して、病院とは別ですけれども、一般職については手当は廃止をいたしております。そういう中で富里市の例をいただきましたけれども、いずれにしても今後とも見直しを行ってはいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（「数増やしているけれども、今はちょっと多過ぎると……」の声あり）

○委員長（林 俊介） じゃ、いいですか。

（「ちょっと、じゃ……」の声あり）

○委員長（林 俊介） それじゃ、総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、夜間手当の関係でございます。

夜間手当を支給している職員は消防と塵芥です。で、率は100分の25でございます。

それと、広報あさひの加算措置ですか、このやつは30%になっておりますが、これは20%

の誤りでございます。

(「誤り」の声あり)

○総務課長(増田雅男) 誤り。申し訳ございませんでした。私どもも気が付きませんでした。

(「後については」の声あり)

○委員長(林 俊介) 日下委員。

○委員(日下昭治) 誤りで、多分、ときにはやむを得ないのかなと思いますので、広報です
ので、ぜひそのようなことなくお願いしたいなと思います。

それと、先ほどの中で、17年度の職員1人当たりのやつが17万1,000円でここになってお
りますけれども、その辺、支給対象者、何名か、それをまだ答弁にございませんので、その
辺をお願いします。

○委員長(林 俊介) 日下委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

(「後で見る。具体的に分かってるんだから」の声あり)

○委員長(林 俊介) はい。じゃ、よろしいですか。

この件につきましては、後ほどお調べいただいてご回答を願いたいと思います。

日下委員。

○委員(日下昭治) 多分600名くらいだと思います。ぴったりではないですけれども、多分
そうじゃないかなと私は思います。で、その辺もぜひ全員の職員を対象でなくして、やはり
支給者に対する広報をしていただいた方が適正かなと思いますので、私はちょっとその辺、
取り上げさせていただいたわけでございます。

それと、この中で私は個人的に気になるのをちょっと感じとして、賃金じゃなくして予算
にも影響することだと思いますので、今後のあれとして若干お聞きしたいなと思います。

それについて、今日、職員、ここ何人出ているのかなと、実はそういう感じで思っている
んです。昨年9月で多分、常任委員会で160名くらい出ると思います、4常任委員会。そ
の辺を考えたときに、多分、皆さんここで拘束されてしまうんじゃないのかなと。そうしま
すと、ここでこの時間帯、拘束された以上はいわゆる通常の仕事ができないと。そうしま
すと、時間外にずれ込むのかなと。実はそういうことで時間外のことも若干、触れさせてい
ただいたわけでございますので、行政改革アクションプラン等におきましては何とかその辺を
改善してほしいな、そして、ぜひ市民に対してその辺をサービスに回してほしいなと、実は
そういうことの願いがございます。そういうことで、ぜひ今後の中で考慮にいただければ
なと思います。

それと、もう1点、今回の予算の中で財政調整基金からの繰入金が7億9,000万円、一般会計の方でございます。合併初年度にしては随分大きな額を入れなければならないのかなど、当然そういった背景があるわけでございますけれども、その後の財政調整基金がどのくらい残高、この間、若干出たのかなど、私、聞き損なっちゃったもので、その辺をお願いしたいということでございます。そういうことの中で、いろんな改革をする際に、そこらをぜひ含めてお願いしたいなと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 常任委員会の出席者の件でお話ございましたけれども、委員からの質問に対してできるだけ適切にお答えしようということでこちらは体制整備をしておりますけれども、その辺、人数、確かに多いのかなという気もしないでもないので、今後よく検討させていただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 基金繰入金の関係で、財政調整基金の関係をお答えいたします。

これは議案質疑の中で島田和雄委員にお答えいたしましたものなんですけれども、財政調整基金ですけれども、平成17年度末で12億8,372万9,000円と予定しております。それで、18年度中なんですけれども、今ご指摘にありましたように、7億9,000万円を取り崩しいたします。それから、利子分はあるかどうか分かりませんが、予算上は1,000円を見ております。

そうしますと、年度末の残高が4億9,373万円というふうになるわけですが、17年度の決算剰余金、これが約10億円くらいあるのかなと今考えております。で、その2分の1程度、これは法律の規定によって2分の1以上は積み立てなければならないということになっておりますので、積み立てをいたします。これは補正でお示しすることになると思いますけれども、そういう中で5億円を積み立てるということになりますので、その分増えて10億円弱になるというふうに見ております。ですから、決算剰余金が増えれば積立分も増えるということです。

で、合併初年度にしては結構多いのではないかとご指摘なんですけれども、実は前年の17年度通年予算よりはかなり減っております。といいますのは、17年度は、合併関連の電算統合であるとかいろんな財政調整基金を使わなければならない事業がありましたものから増えておりますけれども、今年度は減っております。ただ、全体のレベルから申しますと、やっぱり少し多いのかなということで、これから行政改革をきちんとしていかなければ

いけないんじゃないかという認識は持っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、先ほどの時間外の対象職員数ですが、一応2月1日現在で634名になります。

それと、広報の先ほどの時間外勤務手当1人当たり17万1,000円、これは支給総額を794名、いわゆる一般会計の職員数で割った金額です。ですから、消防だとかそれ以外のやつは入っておりません。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 俊介） はい。よろしいですか。日下委員、よろしいですか。

○委員（日下昭治） はい。

○委員長（林 俊介） はい。ほかに。

平野委員。

○委員（平野 浩） 市税についてお尋ねしたいんですけども、13ページですね。

市税の固定資産税ですけども、この徴収率ですか、93%ですね。それと、あと都市計画税の、15ページにあります徴収率が92.8%ということで、この差があるんですけども、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

それと、もう1点、14ページですか、戻りまして、国有資産等所在市交付金及び納付金ですけども、これは郵政公社、千葉県財務局とありますんですけども、本年度予算が798万6,000円ということで、だいぶ何か低いような感じもしないでもないわけで、私どもの固定資産税ですか、と比較するとだいぶ低いような感じもするわけで、これは何か交付金法によりますと、あんまり遠慮しないで県辺り、国もそうですけれども、価格の何か修正が、申し出ですか、価格の修正ができるというようなことで同額が見込めるのではないかなと、今現在、市の方の財政も厳しい折ですので、そういったような感じもしたわけでございます。

それと、もう1点、都市計画区域については、今、旧旭市が対象になっていると思いますけれども、これから旧町ですか、それに係ってくると思いますけれども、その辺についていづろからか、その辺お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 平野委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税のうちの固定資産税の徴収率と都市計画税の徴収率の差、都市計画税の徴収率の方が若干落ちているんですけども、この差というのは、固定資産税の場合は、ご覧になってもお分かりのとおり、土地と家屋と償却資産、三つございます。都市計画税については土地と家屋のみということで、償却資産についての、これは会社等で納めていただく分がございます、それらのウエートが比較的高い、これはそちらの方での徴収率がいいということで、都市計画税についてはその分がございますので若干落ちるということで、差が付いております。

それから、国有資産の郵政公社分、もう少し高くなるんじゃないかということですが、これは私ども決まりに従って報告等をして、その結果としてこのように配分の通知が来るわけでございますので、報告するその数値は家屋等、庁舎等の数値について、評価等の数値については適正な数値を確保しておりますので、これについてやっぱり見直すのはちょっと難しいかなという感じがしております。

それから、都市計画区域については、これは税の方とは直接は——都市計画区域は関係する税でございますけれども、区域をいつごろかというのは、これは建設経済の常任委員会の方の所管になりますので、私どもの税務課といたしましては、都市計画区域が見直されまして、旧旭市区域以外にも都市計画区域の決定がなされれば、新しく区域決定をされた区域に都市計画税を賦課するということになりますけれども、いつごろかということはちょっと申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 俊介） じゃ、よろしいですか。

平野委員。

○委員（平野 浩） 償却資産が市税の方には1点多いということで、その差が0.2%あるということですけども、範囲からしますと、旭市全体ですから範囲が広いということでいろんな問題があって徴収率が低くなるのは分かるんですけども、都市計画区域というと旧旭市でありますし、また、これは一括徴収、関連があるのではないのでしょうか、都市計画税との固定資産税ですか、一括徴収ということではないのでしょうか、その点お願いします。

範囲が広くなれば当然いろんなケースがありますから、徴収率が下がるというのは普通だと思うんですけども、狭い所の徴収の場合の方がむしろ徴収率が高くなると考えるのが普通だと思うんですけども、その点どうですか。

○委員長（林 俊介） 平野委員の再質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 固定資産税につきましては、旭区域と限定されない、全部の新市区域で共通してかかわれるものでございますので、これは旧旭地区よりも旧3町区域の方が徴収率そのものはよかったわけでございますので、それが合体いたしますと、新市全体としての固定資産税の徴収率は若干やっばり高く見込むことができます。

それに対しまして、都市計画税の方は旧旭区域のみでございますので、ほかの区域から高い徴収率で応援をいただくとかというそういうことができませんので、旧旭地区だけの状況で徴収率を見ますので、若干低くなってしまっております。

○委員長（林 俊介） よろしゅうございますか。

○委員（平野 浩） はい。ありがとうございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑は。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、皆さんがよくお聞きしたのでもう聞くところもないんですけども、市税についてお伺いをいたします。個人、法人、いろいろありますけれども、調定見込額、これについて一、二点お伺いします。

この調定見込額は、滞繰、これは何年から何年まで入っているのか1点と、そして、その中で軽自動車の調定見込額が普通の税より、割合にすると結構大き目になっている、この原因はどういうことなのか。それと、いずれにしてもこれ、この前、一般質問でお聞きした方もおりましたけれども、一番古い調定見込額は、これが税収として取れなければ、それを不納欠損、あるいは差し押さえというような手段になると思うんですけども、今まで干潟町では当分の間は差し押さえやっておりました。今度、旭市になった場合には、その可能性というか、この間、議会でやるというような話をお聞きしましたけれども、その辺のことをちょっとお伺いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税の方、調定見込額についての出し方でございますけれども、これは旧3町におきましてはまた別々な方式をとっておりましたので、18年度の予算編成にあたりましては、旧旭市がとっていた調定見込額の積算の方法を各支所をお願いをして、それを集計したものを使いました。

例えば、個人市民税の場合には、均等割、所得割ございますけれども、均等割については、

課税状況調べ、これは毎年7月1日現在で納税義務者数とかいろいろなデータを報告するものがございますので、ここにこの7月1日現在での納税義務者数に15年度から16年度の間の数の伸び率、これを掛けまして、18年度の納税義務者の見込数を3万85人と見まして、これに均等割額3,000円を掛けて、調定見込額の9,025万5,000円というものをしております。

それから、所得割につきましては、これは給与所得、営業所得、農業所得、その他所得とさまざまな所得がございますので、それぞれの所得ごとに傾向を見まして、17年度の課税状況から同率でいく、あるいはこの所得はマイナスしていくというような、それぞれの所得ごとの傾向を見まして調定見込額を出して、それを総合計させて、そこから定率減税やそれから税制改正の影響分を差し引いて、調定見込額を出しております。

それから、法人市民税の場合も均等割については、法人数を7月1日現在での法人数で見込みを立てて、それによって調定見込額を出しますし、税割についても同じように過去の見込額、17年度見込額から、法人税分についてはほぼ横ばいであろうという推計から、17年度の見込みを基に18年度の見込みを出しております。

また、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産、それぞれについて、土地については宅地への異動の状況であるとか、宅地の標準価格、公示価格の状況であるとか、そういうものを見込んで調定見込額を出すと。また家屋については、これは木造、非木造といった家屋について、18年度の場合、評価替えがございますので、この税目については、家屋を中心に大幅な評価減となるものと予想をいたしまして、その予想に基づいて調定見込額を出しております。そのほかの税目につきましても、それぞれ傾向——既存、17年度の実績数値等を基にして、調定見込額を積算しております。軽自動車につきましては、17年11月現在での課税登録台数、これを基に見込みを出しております。このように、それぞれの税目に適当と思われる積算の方法で出しております。

それから、滞納繰越分に係る差し押さえ等の滞納処分をどうするか、これからどうやっていくかということでございますけれども、本会議の方でも触れましたが、旧旭市においてはほぼ、だんだん市では滞納処分を行う、財産調査をされて差し押さえされるということがあつたんだということが浸透してきておりましたけれども、旧3町地域では、16年度を見ましても、飯岡町で13件差し押さえをやっておりますけれども、海上町、干潟町では差し押さえをやっておりませんでした。で、新市におきましては、他の地域におきましても旧旭市地域と全く同じように滞納処分についての手続きを行うということにしております。したがって、滞納者への一斉催告についても旭市と同じ条件で抽出をして、催告書を発送いたしてお

ります。その結果として、納付の無い方で、財産調査を行って差し押さえ可能な財産があると判断できる場合には、差し押さえを行い、換価いたします。

以上です。

○委員長（林 俊介） 高木委員、よろしいですか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の説明でおおかたは分かったんですけども、一つ、一番古い滞納は何年度かの問題がちょっと聞き漏らしたような気がするんですけども、その辺、分かりますか。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 一番古い滞納の年度ですけども、税の場合、基本的には5年時効ということですので、差し押さえ等ができなければ、5年たつごとに時効で消滅しますが、私どもの方で差し押さえを行ったり、それから分割納付の、文書によります誓約書をとった場合には、その時点で時効が中断いたします。1回、時効が中断いたしますと、そこからまたさらに5年というスパンがありますので、過去に差し押さえをやって、そのまま実際に財産が無くてというか、土地の場合に強制公売がまだできませんので、過去に差し押さえをやってただけですけども、強制公売できないもののような物件については、差し押さえをした時点から時効が中断しておりますので、相当古い、それこそ平成6年とか7年とかというようなそういう古い年度のものも一部残ってはおりますけれども、滞納者の中で一番古い年度というのはちょっとそういうデータとして私どもの方が調べる意味があまり無いものですから、ちょっと確認してはおりません。申し訳ないんですけども。

ただ、差し押さえだとか分納誓約をとります、その時点で時効は中断いたしますので、過去にそういうとったもの、差し押さえをやってのものについては、その時点でのもう5年以上の前のものもまだ時効で消滅しないで残っているものはあるということでございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） それも分かりますけれども、そうじゃなくて、今は何年度分が時効にかかるかという、それをちょっと知りたかったもので、今から5年と数えていけば分かるんですけども、その部分をちょっと聞いたかったもので。ちょっとそれだけ。申し訳ない……。

○委員長（林 俊介） 高木委員の再質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 17年度現在で時効にかかるものといいますと、平成12年度の納期

分のものが時効にかかります。

以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

○委員（高木武雄） はい。わかりました。ありがとうございました。

○委員長（林 俊介） ほかにございませんか。

はい、日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと関連質問みたいになるんです、あんまり関連質問は芳しくないということでございますけれども。

税務課長、ちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、調定見込額、ここで予算書、出ますよね。決算書になりますと、これは調定額で出てくるんでしょう、この金額が。それで、徴収率を掛けまして予算が個人でやれば20億7,301万4,000円。多分、決算書になると、ほとんど今までの事例でいきますと、徴収率へ行くと100何%になるんじゃないかなと思うんですよ。それは予算の時点で徴収率を低く抑えてあるんじゃないかな。実は私、勝手な思い込みかもしれませんが、予算編成時においてももう少し徴収率を1%なり0.5%上げてはどうかと思うんですけれども、その辺、考え方としてはどうでしょうかね。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収率、予算の方ではちょっと低く見ているのではないかとのご質問なんですけれども、実際に確かに調定見込額と決算になっての調定額というのを見ますと、必ずしも一致しない、決算の調定額の方が多くなる場合というものも間々ありまして、予算額よりも決算額の方が多くなって実際の収入が多いという場合もございます。

ただ、その場合はだいたい調定の額が見込みよりも何らかの要因で増えたことによるもので、予算書の見込みと決算書の徴収率、これは比較いたしますとあまり差が無いといえますか、16年度はちょっと分からないんですが、17年度の通年の徴収率、1市3町合計の徴収率と11月、この予算書を作成する段階で見積もった17年度の決算見込みの最終の見込徴収率を見ますと、予算書で見たよりも若干低くなってしまふ項目もございましたので、私どもの方として高い徴収率をやればいいんでしょうが、結果として高い徴収率を書きますと、実際に取れないような額を見込んでしまった、到達できない徴収率を見込んだということで、歳入はやはりある程度堅実な収入を見込みたいというところがございまして、甘く見込んで歳入欠陥を起こしますと予算の執行に差しさわりのことがございますので、これについては

財政課ともヒアリングの中でもっと徴収率はもう少しはできないのかとか、そういうやったりとったりもございまして、その中でこれが一番、今現時点での現実的な徴収率であるということによって予算上見込ませていただいたものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（林 俊介） よろしいですね。

ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について、担当課長は随時説明をしてください。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案の審査は途中でございますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。いいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号について、企画課長は説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 特に補足して説明する事項ございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 1点だけ。

第3条、審議会、15人以内で組織するというので、1から5までありますけれども、5の公募委員の人数等の制限がございますか、この辺を。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 現時点では公募委員の数を定めておりません。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続きまして、議案第15号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で条文を追った補足説明をしてありますので、それ以上の補足説明はございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） ご質問します。

この条例を見ますと、消防に係る任務はここに付随するような気がいたしますけれども、今まで消防は水火災から町民、市民を守るということであつたけれども、今度はこれを想定されるのは、テロを想定しているんですか、戦争になればこれは想定外でしょうけれども、その辺お聞かせいただければ。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 消防の関係でございますが、今までは消防は災害、いわゆる普通の地震、水害ですか、そういうのでありますが、今回のこの条例ではいわゆるテロ、武力攻撃、そういうものを想定してのことでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、消防関係としましては市民の避難、誘導が主な仕事のようになるんですか、その辺はどう解釈したらいいですか。

○委員長（林 俊介） 高木委員の再質疑に対しまして答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 今回のこの条文の中では、一応、災害対策本部、それと緊急事態の対策本部、それを設置することになります。それで、そのうち消防の責務でございますが、いわゆるそれだけでは限らず全体的な避難、誘導、そういうものにかかわることになると思います。

○委員長（林 俊介） ほかに。
(発言する人なし)

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続きまして、議案第16号について、総務課長、説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） これも本会議で条文を追った補足説明をしておりますので、別に付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
島田委員。

○委員（島田和雄） 第2条のこの委員の定数は23人以内とするということでありましてけれども、どのような方が委員になれるのか。

で、その2番目ですけれども、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるとなっておりますけれども、どういう調査をされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、第2条の関係でございますが、一応、委員は指定地方行政機関の職員、それと、これは法律の施行令の方で定めてありまして、この辺ですと管区警察局、あるいは气象台、それから海上保安本部、全部でこれ26種類あります。そこで、施行令の方で指定されております、これがいわゆる指定地方行政機関でございます。それと自衛隊、それから都道府県の職員、それから市町村の助役、それから教育長並びに消防長、それから一般職員、それと指定公共機関の役員または職員、そういう方が一応委員となると、これは施行令で定められております。

それから、専門委員の専門的な調査ですか、ということでございますが、先ほど言いましたように、指定地方行政機関のそれぞれの所管する職務、気象庁の職員であればいわゆる天候だとかそういうことですね、それらの専門的なことを調査してもらおうと、そういうことで

す。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 委員と専門委員というのは、これはまた別個なんですか。委員が23人以上というふうに書いてありますけれども、そのほかにまた専門委員という方をお願いするということのような考え方でしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今、総務課長の説明を聞いておりますと、23人の方はほとんど公的な部門に属する方と、こういうふう理解していいでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） そのとおりでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続きまして、議案第17号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） この件についても本会議の補足説明で条文を追って説明してありますので、付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続きまして、議案第18号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明をしたほかに付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。質疑
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続きまして、議案第19号について、企画課長、説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） これも本会議で説明済みでございますので、特に補足する部分ござ
いませぬので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。あり
ませぬか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 4条の基金から生ずる収益というのがありますけれども、これはいつか
らこの収益が生じるのか、どのくらいを見込んでいるのか、まず第1点、お聞きしたいと思
います。

それと、その次に、同じく4条であります、基金の設置目的を達成するために必要な事
業の財源に充てるとなっております。これはどういう事業を想定されているのか、お聞きし
たいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まず、収益の発生でございますけれども、積み立てまして当然1年
等で回していけばそれに対して利子が発生いたしますので、その時点で収益が出るという形
になります。ただ、今、非常に低金利の中でどれだけ収益が出るかということは、ちょっと
現時点でまだ予測できない部分があります。実際に18年度の積み立てといたしましては、こ
れ合併特例債を見込んでおりますので、合併特例債の許可額、これが認められればその時
点で積むような形になりますので、年度末に近い時期になってしまうのかなというふう
に思っております。

あと、この使用でございますけれども、本会議の場でもちよつとご説明申し上げた部分
はありますけれども、旧合併前の市町村の一体感の醸成に資するもの、そういったものに
使いますよということで、特に何に使うということは現時点ではまだ定めてございませぬ。例

を申し上げれば、イベントの開催でございますとか、新しい文化の創造に関する事業の実施、それから市民団体への助成、そういったものは考えられるということでございます。実際にこれから若干金利の情勢が好転いたしますれば、ある程度の部分見込めるかなということでございます。あと、国債等で運用することも想定しておりますけれども、国債の利率自体も、今10年物の国債で1.6%ぐらいまで上がってきているということですので、その辺出れば、多少数字が出せるかなと。で、それは当然予算に組み入れて、そういったソフト事業に充てていく、もしくは、また再度これに合わせて積み立てていくという形になるかと思えます。以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続きまして、議案第21号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明した以外はございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続きまして、議案第22号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） これも本会議で補足説明した以外には付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続きまして、議案第23号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、お手元に新旧対照表が配られているかと思えます。それをご覧いただきたいと思えます。

それでは、条文に追って説明いたします。

まず、第2条でございますが、第2条の改正は、給与の種類から調整手当を削除し、災害派遣手当に武力攻撃災害等派遣手当を加えるものでございます。

第5条第3項は、職員の昇給について改めるものでありまして、昇給時期を年1回に統一し、前年の1年間における勤務成績に応じて昇給させるものであります。次の第4項は、昇給させる場合の昇給の幅について改めるものでありまして、勤務成績の良好な者の昇給は4号給を標準とし、7級の職員は3号給を標準として昇給させるものであります。第5項は、55歳を超える職員の昇給について改めるものでありまして、昇給の幅を通常の職員の半分の2号給とするものであります。1枚めくっていただきたいと思います。第6項は、昇給は給料表の最高号給を超えては行わないとするものです。第7項は、昇給は予算の範囲内とするものであります。第8項は、公務上の疾病等で勤務をしなかった職員が職務に復帰したときの昇給の調整に関する規定でありまして、他の職員との均衡上、号給を調整することができるものとするものであります。

第12条は、調整手当を削除するものであります。

第19条は、勤務1時間あたりの給与の計算基礎から調整手当を削除するものであります。

第24条第3項は、期末手当の基礎額から調整手当を削除するものであります。第24条第5項は、役職加算の基礎額から調整手当を削除するものであります。

次に、1枚めくっていただきます。

第27条第2項及び第3項は、勤勉手当の基礎額から調整手当を削除するものであります。

第28条は、武力攻撃災害等にかかわる文言整理と派遣手当に関する規定でありまして、派遣された職員が旭市に滞在したときに手当を支給するために定めるものであります。

第29条は、手当の支給方法から調整手当を削除するものであります。

第31条第2項から第4項までは、退職者の給与から調整手当を削除するものであります。

別表第1は、給料表を改めるものでありまして、現在の9級制から7級制に変えるものであります。

また、給料表が、現在の1号給を4号給に4分割した給料表となり、勤務実績を反映した昇給が図れる給料表となります。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 1点だけちょっと伺いますけれども、1枚目めくったところに6と7という形がございますね、これは5条の6、7で。「職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。」ということ、これは新しくその6、7、昇給について出てきているわけがございますけれども、例えば7の昇給、「予算の範囲内で行わなければならない」ということになりますと、過去には予算外でも行われることがあったということなのか、この「号給を超えて行うことができない」というのは、号給を超えて実際はあったのかどうか、その辺をちょっと参考まで。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対しまして答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、予算の関係でございますが、今までもそういうことは一切ございません。明確化したということですね。

それと、今までは最高号給、そういうものがそれ以上に行った場合は、特定号給という形で支給してたんですが、今回の改正でそういうことはもう一切やってはならないということをも明確化したと、そういうことでございます。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。
島田委員。

○委員（島田和雄） 7番目の職員の昇給のことですけれども、「予算の範囲内で行わなければならない」となっておりますが、これ考え方なんです、先にこの職員の給与に対しての予算を決めてから、職員のいろいろ昇給にかかわるこの給与というのを後から決めるわけですか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（増田雅男） 人件費の予算は、例えば今年度でいえば18年度の予算を積算するときには、いわゆる現在の号給、それから、要するに1年間に昇給するのも決まっていますよね、例えば4月、7月、10月、だから、そういうものを見込んで一応予算は組んであります。

それで、昇給の件につきましては、いわゆる後から確かに追いかけるような形も出てきます。ですけれども、あくまでもそれはまた予算を補正予算なりをして、不足すればそこで予算計上をして対応している、そういうことです。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

島田委員。

○委員（島田和雄）　　ということは、先に予算があるんじゃないかと、昇給とかそういうのを含めて計算をして、それで後から給与に関しての予算を組むという、こういう考え方ということでしょうか。

○委員長（林　俊介）　島田委員の再質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男）　予算を組むときは、例えば私なら私が4月に昇格するというのは分からないわけですよ。ですから、昇格ということは見込んでありません。ですから、通常には昇給はもう分かっていますから、要するに当初の予算を計上するときにはその分を見込んで計上してあります。昇格の場合ですね、昇格の場合というのはその時点では分からないから、結局4月になって昇格したものについては、予算が足らなくなれば補正をしてそれに対応していた、そういうことです。

○委員長（林　俊介）　よろしいですか。

○委員（島田和雄）　はい。

○委員長（林　俊介）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林　俊介）　特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続きまして、議案第24号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男）　本会議で補足説明した以外に追加することはございません。

○委員長（林　俊介）　特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄）　改正されました今度の条例なんですけれども、今までの本市から路程100キロ未満の地域ということでありましたけれども、今度は千葉県内の市町村、または茨城県鹿嶋市、潮来市、もしくは神栖市と改められたわけでありまして、千葉県内全域を入れたということはいいとしまして、この茨城県の3市については今までのこの路程100キロよりも短くなるというような感じがしますが、その辺の扱いはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

○委員長（林　俊介）　島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、今回のこの改正にあたっての考え方でございますが、一応行財政改革をいわゆる経費削減の一環として行う。また、県内の出張は原則として交通手段は公用車を使用するので、県内すべてを支給対象外とすると、こういうことを基本として協議をして、今回の改正を行うことにしたわけでございます。

この協議を行った中で、委員おっしゃったような意見も確かにございました。房州方面、いわゆる館山市ですか、あっちの方よりも近い県外の利根川沿いはどうするのかとかと、そんな議論も重ねましたが、このような中で協議を重ねた県内については、距離に関係なく一律、一番分かりやすい、すべてをやるということで行いました。また、利根川沿いの3市については、県外ではありますけれども日常生活圏の範囲内であるということで、明確にしたと、そういうことでございます。

なお、この方面の出張、茨城県ですか、またあるいは県内の房州方面ですが、ほとんど出張はめったにあるものではございません。それで、いわゆる旭市の方の所管の出張といたしますと、大部分が県庁の出張が多ございます。いずれにせよ、いろいろな考え方があると思いますが、行財政改革の一環として行ったということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続きまして、議案第25号について、税務課長は説明をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 議案第25号につきましては、本会議で条文の順に補足説明してございますので、それ以外にはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続きまして、議案第28号について、財政課長は説明をしてください。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 本会議におきまして、今回の条例の改正は公募の例外の拡大ということで説明いたしました。具体的にどういうケースかということについてご説明いたしま

す。

今、ある市営住宅にある世帯が入っていて、その世帯の数が今かなり大きくなった、増えたというケースでございます。そのような状況の中で、それよりも広い市営住宅があいた場合に、今までは公募をして入る人を募集してたんですけども、これからは狭い所に大勢いた方が公募をしないでこちらへ、広い所へ移れる、そういうような規定でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 財政課長の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続きまして、議案第30号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明した以外に付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続きまして、議案第34号について、企画課長は説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 議案第34号でございますけれども、本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続きまして、議案第35号について、企画課長は説明をしてください。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 議案第35号も本会議で説明したとおりでございます。補足する部分ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。ござ

いませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続きまして、議案第36号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) この議案第36号でございますが、昨年12月5日にいすみ市が、それから本年1月23日に匝瑳市が、それから3月20日から南房総市が、並びに27日から成田市、それから香取市、山武市が合併によって誕生することに伴うことと、それから、今月末をもって千葉県自治センターが解散することに伴う協議をお願いするものであります。

以上です。

○委員長(林 俊介) 総務課長の説明は終わりました。

議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続きまして、議案第37号について、総務課長は説明をしてください。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) この議案は、先ほど説明した36号に関連するものでございまして、改めて付け加えることはございません。

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

続きまして、議案第38号について、総務課長、説明してください。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) これも先ほどの36、37号に関連するもので、付け加えることはございません。

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

続きまして、議案第39号について、総務課長は説明をしてください。

○総務課長（増田雅男） これも改めて付け加えることはございません。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより、討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案どおり可決いたしました。

議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案どおり可決いたしました。

議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案どおり可決いたしました。

議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案どおり可決いたしました。

議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案どおり可決いたしました。

議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案どおり可決いたしました。

議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案どおり可決いたしました。

議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 俊介） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある課長は随時報告をしてください。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、終わります。

陳情の審査

○委員長（林 俊介） 続きまして、陳情1件の審査を行います。

税務課以外の所管は、退席をしてください。

委員の皆さんは、しばらくそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時42分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月2日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号 庶民
大増税の中止を求める陳情についての1件であります。

それでは、陳情第1号 庶民大増税の中止を求める陳情についての審査を行います。

税務課長より参考意見がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この陳情にかかわります内容につきましては、いずれも法律の改
正が必要なものでございまして、国会で審議されるべき問題でございますので、一市の税務
課としては、意見は控えさせていただきます。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。ございませんか。ありますか。

(「ああ、いや、後から入れてもらえれば」の声あり)

○委員長(林 俊介) 高木委員。

○委員(高木武雄) 税問題ですけれども、やはり税が重くなるというのは大変問題があると思いますけれども、今のいろいろな状況を勘案してみますと、公平な形の平均的に上がるものであれば、誰かが負担しなければならないものなので、この陳情は、私は要らないと思います。

この陳情は否決ということにしていきたいと思います。

○委員長(林 俊介) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さん、退席してください。

大変ご苦労さまでございました。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時 1分

○委員長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長(林 俊介) 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第1号 庶民大增税の中止を求める陳情について、採択するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 賛成者なし。

改めて採決をいたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

旭市議会委員会条例の一部を改正する条例についての審査

○委員長(林 俊介) 次に、去る3月2日に開催いたしました全員協議会において、総務常任委員会で審査をお願いしたい旨の依頼がありました、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本委員会で審査するものであります。

ただいまから本件について審査を行います。

事務局、説明をしてください。

事務局長。

○事務局長(来栖昭一) それでは、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。座ったまま説明させていただきます。

委員会条例の一部改正につきましては、市長部局より上程されております、議案第21号旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、新市行政推進室を削ることに伴いまして一部改正をするものでございます。

それでは、お配りしてございます、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)をご覧いただきたいと思っております。

なお、参考資料といたしまして、その下に新旧対照表をお付けしてございます。

それでは、ご説明いたします。

本件につきましては、別表、総務委員会の項中にあります、「新市行政推進室の所管に関する事項」を削るための一部改正でございます。改正案といたしましては、4の新市行政推進室が無くなることから、その部分を削り、順次番号を繰り上げていくものでございます。また、この一部改正については、市長部局の議案が可決された後に議員発議として上程することになりますので、その準備として、発議案に伴う提出者並びに賛成者についてもご協議をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 事務局の説明は終わりました。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いします。

（「特になし」の声あり）

○委員長（林 俊介） ご意見はございません。

特にないようでございますので、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 異議ないようでございますので、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、ただいま協議いただきました本件につきましては、発議案として議会へ提出することになりますので、事前に準備をしたいと思っております。

それでは、発議案について、提出者並びに賛成者の協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 旭市議会になって初めてでございますので、通常ですと委員長が提出者になるんじゃないですかね。そういうことであれば、今までの慣例とか恒例とか、それに倣って進めていただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） ほかに、賛成者。

（「全議員」「議員さん全員で」の声あり）

○委員長（林 俊介） それでは、ただいま高木委員からのご意見のとおり、提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 異議ないようでございますので、提出者は総務常任委員長、賛成者は総務常任委員の皆様方、そのように準備を進めたいと思います。

以上で、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例についての審査は終了いたしました。

○委員長(林 俊介) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時 8分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 林 俊 介